

# 廣 島 市 報

號 九 十 六 第

創刊日五十二月八年十和昭  
行發日五十二月八年十和昭  
錢 參 金 部 一 價 定  
錢 拾 七 金 年 一

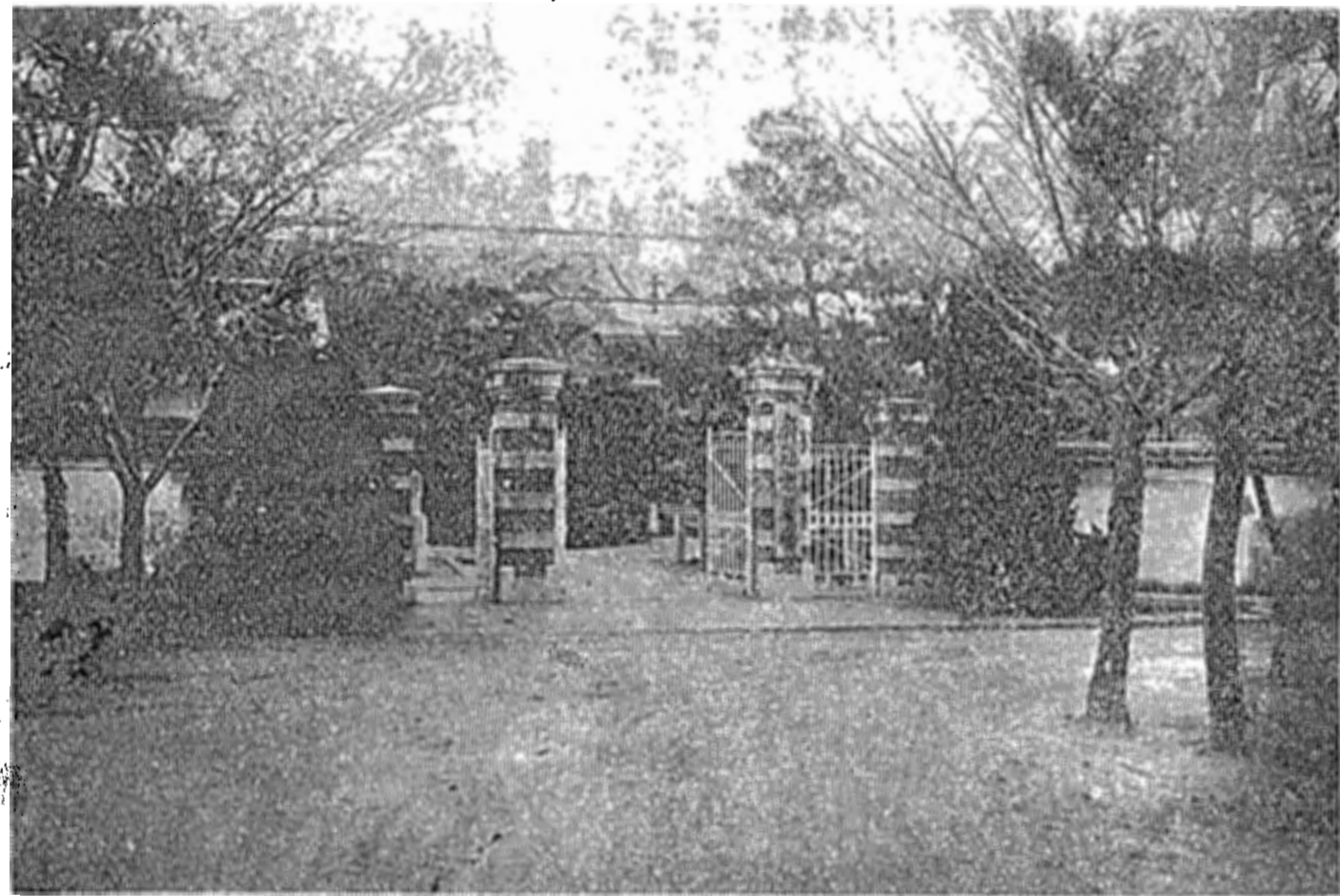
所 投 市 島 廣 所 行 發  
入 行 發 所 刊 印  
所 販 活 第 兄 田 增 社 株 會 所 刊 印  
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣  
雄 社 田 增 者 刊 印  
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣

### 革 沿 の 町

山口町 その名義は詳かではな  
い、明治十五年一月銀山町の内  
三畝二歩九勺をこの町に編入し  
てゐる

### 【目次】

- ◇ 廣島市屠場 ..... 二四七
  - ◇ 告 示 ..... 二四八
  - ◇ 選挙肅正入選標語 ..... 二五三
  - ◇ 本市の廢藩置縣代前の戸口 ..... 二五五
  - ◇ 公 告 ..... 二五七
  - ◇ 選挙肅正委員会開催 ..... 二五七
  - ◇ 國勢調査員に辭令を傳達 ..... 二五八
  - ◇ 汎太平洋教育會議の感想 ..... 二五九
  - ◇ 塵芥尿尿に關する講演並に映寫會 ..... 二六〇
  - ◇ 都市問題としての保健施設に就て ..... 二六〇
  - ◇ 選挙肅正と婦人 ..... 二六三
  - ◇ 軍救護機關と赤十字の精神 ..... 二六三
  - ◇ 國壽寺に無縁佛を弔ふ ..... 二六四
- △各種社會事業團體調査△幹線縣道の大  
改修△瀬戸内海に觀光施設△電気事業更  
生審議會設置△未教育補充兵講習會開催  
△吏員講習會實施



廣 島 市 屠 場

### 廣 島 市 屠 場

屠場は市内福島町に在つて大正三年五月に經費十一萬千餘圓を以つて増改築せられ今日に到つたものであるが其の建物及び機械器具は新築にして其の設備の整備して居ることは全國有數のものであり衛生上から見ても斷然他都市に誇るべきものがある、而して其の一箇年間(昭和八年度中)に取扱はれたる屠殺數量を見るに牛、馬、豚、山羊合して二七、七七六頭その肉量は一、三〇三、二八四貫、價額は二、八九四、六八一圓うち牛は斷然多く頭數一八、六七三頭二、二一六、六九四圓、第二位は豚で二、六四五頭七、七八四圓、第三位は馬で二六二頭一、二二二圓山羊は僅に一頭三圓である。

【告示】

廣島市告示第五八號
廣島縣知事ノ認可ヲ得左記青年學
校學則別紙ノ通定ム
昭和十年七月二十二日
廣島市長 横山金太郎

廣島縣廣島市立青年學校
廣島縣廣島市立女子青年學校
廣島縣廣島市立工業專修青年學校
廣島縣廣島市立商業專修青年學校

廣島縣廣島市立牛田青年學校
廣島縣廣島市立荒神青年學校
廣島縣廣島市立尾長青年學校
廣島縣廣島市立矢賀青年學校
廣島縣廣島市立青崎青年學校
廣島縣廣島市立段原青年學校
廣島縣廣島市立仁保青年學校
廣島縣廣島市立大河青年學校
廣島縣廣島市立楠那青年學校
廣島縣廣島市立字品青年學校
廣島縣廣島市立白鳥青年學校
廣島縣廣島市立磯町青年學校
廣島縣廣島市立袋町青年學校
廣島縣廣島市立竹屋青年學校
廣島縣廣島市立大手青年學校
廣島縣廣島市立中島青年學校
廣島縣廣島市立廣瀨青年學校
廣島縣廣島市立本川青年學校
廣島縣廣島市立神崎青年學校
廣島縣廣島市立江波青年學校
廣島縣廣島市立天満青年學校
廣島縣廣島市立觀音青年學校
廣島縣廣島市立福島青年學校

廣島縣立廣島市青年
學校學則
第一章 目的
第一條 本市立青年學校ハ青年學
校令ニ依リ男子青年ノ心身ヲ鍛
練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業
及實際生活ニ須要ナル知識技能
ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向
上セシムルヲ目的トス
第二章 名稱及位置
第二條 本市立青年學校ノ名稱及
位置左ノ如シ

廣島市牛田尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市荒神町尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市尾長尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市矢賀尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市青崎尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市段原尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市仁保尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市大河尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市楠那尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市字品尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市白鳥尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市磯町尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市袋町尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市竹屋尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市大手町尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市中島尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市廣瀨尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市本川尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市神崎尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市江波尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市天満尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市觀音尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市福島尋常高等小學校ニ併設ス

廣島縣廣島市立三篠尋常小學校ニ併設ス
廣島縣廣島市立已斐尋常小學校ニ併設ス
廣島縣廣島市立古田尋常小學校ニ併設ス
廣島縣廣島市立草津尋常小學校ニ併設ス
廣島市草津尋常高等小學校ニ併設ス
第三章 科、部並ニ教授
及訓練期間
第三條 本市立青年學校ニ本科、
研究科ヲ置ク但シ袋町青年學校
ニハ第一(夜間)第二(本通)第三
(理髮)第四(建具)部ヲ幟町青年
學校ニハ第一(夜間)第二(晝間)
部ヲ設ク
第四條 教授及訓練期間ハ本科五
年、研究科一年トス
第四章 學年、學期
第五條 學年ハ毎年四月一日ニ始
リ翌年三月三十一日ニ終ル
第一號表(本科)

廣島市立三篠尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市立已斐尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市立古田尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市立草津尋常高等小學校ニ併設ス
廣島市立草津尋常高等小學校ニ併設ス
第一號表(本科)
教授及訓練課程
第一學期 國民道德要旨 公民心
第二學期 國語、算學、歴史、地
理、理科
第三學期 商業大意(工業大意、農
業大意、水産業大意)
第四學期 商業、體操、武道
第五學期 國民道德要旨 公民心得作法
普通學科
職業科
教練科
合計
教授及訓練時數
第一學期 四月一日ヨリ九月三
十日マデ
第二學期 十月一日ヨリ翌年三
月三十一日マデ
第五章 教授及訓練科目
課程並ニ教授及
訓練時數
第七條 本市立青年學校ノ教授及
訓練科目課程並ニ教授及訓練時
數左ノ如シ

廣島市立青年學校ニ入學
シ得ル者ハ本科ニ在リテハ年齡
其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ十
四年以上ニシテ普通科修了者、
第十五條 本市立青年學校ニ入學
スルコトアルベシ
第十四條 本市立青年學校ノ入學
期ハ毎年四月一日トス但シ特別
ノ事情アル者ハ中途入學ヲ許可
スルコトアルベシ
第十三條 本市立青年學校ノ生徒
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ
第十八條 他ノ青年學校ノ生徒ニ
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ

廣島市立青年學校ニ入學
シ得ル者ハ本科ニ在リテハ年齡
其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ十
四年以上ニシテ普通科修了者、
第十五條 本市立青年學校ニ入學
スルコトアルベシ
第十四條 本市立青年學校ノ入學
期ハ毎年四月一日トス但シ特別
ノ事情アル者ハ中途入學ヲ許可
スルコトアルベシ
第十三條 本市立青年學校ノ生徒
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ
第十八條 他ノ青年學校ノ生徒ニ
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ

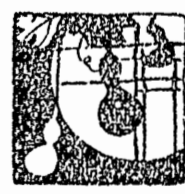
尾長、青崎、皆實、仁保、宇品
竹屋、千田青年學校トシ農業ヲ
課スルモノハ矢賀、似島、江波
古田青年學校トシ商業、農業ヲ
併セ課スルモノハ已斐青年學校
トシ商業、工業ヲ併セ課スルモ
ノハ神崎青年學校トシ商業、農
業、水産業ヲ併セ課スルモノハ
草津青年學校トス
第六章 教授及訓練季節
並ニ時刻
第八條 教授及訓練季節ハ通年ト
ス
第九條 教授及訓練日ハ夜間ノモ
ノハ每週二日、晝間ノモノハ毎
週三日トシ其ノ曜日ハ學校長之
ヲ定ム但シ袋町青年學校ノ第三
部(理髮)ハ毎月五日、十七日並
ニ第二日曜日、第四日曜日トシ
已斐青年學校ハ毎月三日、六日、
九日、十三日、十六日、十九日、
二十三日、二十六日、二十九日
トシ仁保青年學校ハ每週四日ト
シ古田青年學校ハ每週三日トス
第十條 教授及訓練ノ時刻ハ夜間
ノモノハ午後六時ヨリ午後十時
迄ノ間ニ於テ晝間ノモノハ午前
五時ヨリ正午迄ノ間ニ於テ學校
長之ヲ定ム
第十一條 本市立青年學校ノ休業
日左ノ如シ
一、祝日 二、大祭日 三、氏
神祭 四、開校記念日
第十二條 學校長ニ於テ必要ト認
メタルトキハ市長ノ承認ヲ經テ
教授及訓練日並ニ時刻ノ變更又
ハ増減ヲナスコトヲ得
第十三條 四大節及教育ニ關スル
勅語發布記念日ニハ祝賀式又ハ

奉讀式ヲ行フ
第七章 入學、退學、轉
學及身分變更
第十四條 本市立青年學校ノ入學
期ハ毎年四月一日トス但シ特別
ノ事情アル者ハ中途入學ヲ許可
スルコトアルベシ
第十五條 本市立青年學校ニ入學
シ得ル者ハ本科ニ在リテハ年齡
其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ十
四年以上ニシテ普通科修了者、
第十四條 本市立青年學校ノ入學
期ハ毎年四月一日トス但シ特別
ノ事情アル者ハ中途入學ヲ許可
スルコトアルベシ
第十三條 本市立青年學校ノ生徒
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ
第十八條 他ノ青年學校ノ生徒ニ
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ

廣島市立青年學校ニ入學
シ得ル者ハ本科ニ在リテハ年齡
其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ十
四年以上ニシテ普通科修了者、
第十五條 本市立青年學校ニ入學
スルコトアルベシ
第十四條 本市立青年學校ノ入學
期ハ毎年四月一日トス但シ特別
ノ事情アル者ハ中途入學ヲ許可
スルコトアルベシ
第十三條 本市立青年學校ノ生徒
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ
第十八條 他ノ青年學校ノ生徒ニ
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ

廣島市立青年學校ニ入學
シ得ル者ハ本科ニ在リテハ年齡
其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ十
四年以上ニシテ普通科修了者、
第十五條 本市立青年學校ニ入學
スルコトアルベシ
第十四條 本市立青年學校ノ入學
期ハ毎年四月一日トス但シ特別
ノ事情アル者ハ中途入學ヲ許可
スルコトアルベシ
第十三條 本市立青年學校ノ生徒
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ
第十八條 他ノ青年學校ノ生徒ニ
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ

廣島市立青年學校ニ入學
シ得ル者ハ本科ニ在リテハ年齡
其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ十
四年以上ニシテ普通科修了者、
第十五條 本市立青年學校ニ入學
スルコトアルベシ
第十四條 本市立青年學校ノ入學
期ハ毎年四月一日トス但シ特別
ノ事情アル者ハ中途入學ヲ許可
スルコトアルベシ
第十三條 本市立青年學校ノ生徒
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ
第十八條 他ノ青年學校ノ生徒ニ
シテ轉學ヲ希望スル者アル時ハ
之ヲ相當科ノ相當年ニ編入スル
コトアルベシ



各
市
だ
よ
り

各
市
だ
よ
り
(神戸市)
神戸市では昭和六年九月吏員
採用試験制度を實施して以來採
用した吏員は約二百五十名の多
數に上つてゐるが少壯吏員に對
し最も必要なる吏員精神の強調
と市政全般に互る事務の理解を
目的としひいては將來有能の吏
員たらしめんとの意向から今回
吏員講習會を實施することに決
定、その第一回を九月七日開講
することになつたがその科目は
處務規程所定の各課管掌事務を
事項別に其の處理順序及び方法
等に就き概説するもので講師に
は助役、電氣局長、土木部長、
教育部長、主管課長及び區長が
當る由である

各種社會事業團體調査
(東京市)
東京市社會局庶務課では毎年
社會事業團體の調査を行つてゐ
るが今年も矯風、教化、融和各
事業に互り詳細に團體の調査を
行ふことになり都下の各種社
會事業團體に對し一齊に調査票
を發送したが項目としては事業
施設經營主體職員その他従事員

幹線縣道の大改修
(愛媛縣)
愛媛縣では交通網完成のため
先に二百六十萬圓を投じ十箇年
計畫で重要府縣道六十四線の改
修案を立てたが更に本省の指示
に従ひ松山高濱線ほか十三線の
指定幹線縣道十箇年改修計畫を
樹立、本省に補助を申請した、
右改修は松山高濱線を最初に明
年度から着工の等で總工費は千
二百萬圓に上りこれら道路の市
街通過部は何れも鋪裝するとの
ことである

市民應接心得を設定
(東京市)
東京市社會局職業課では職業
紹介所、労働紹介所、授産場等
直接市民と關係を有する機關を
多數有するので今回對市民との
應接態度を一層明朗なものとな
す爲め電話應答に關する心得
及び對市民應接態度心得をそ
れん、決定、課内全員に徹底せ
しめることになつたがこれは社
會事業機關として市民との接觸

**第一號樣式** 入學願  
 本籍地 氏 年 月 日 生  
 現住所 氏 年 月 日 生  
 一學歴  
 右御校何科第何年ニ入學致度候條御許可相成度此段御願候也  
 保護者(保證人) 氏 名  
 雇傭主(保證人) 氏 名  
 廣島縣廣島市立 何青年學校長 殿

**第二號樣式** 卒業證  
 本校 氏 年 月 日 生  
 右者本校本科(修業年限)ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス  
 年 月 日  
 廣島縣廣島市立 何青年學校長 氏 名  
 何青年學校長 殿

**第三號樣式** 修了證  
 本校 氏 年 月 日 生  
 右者本校研究科(修業年限)ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス  
 年 月 日  
 廣島縣廣島市立 何青年學校長 氏 名  
 何青年學校長 殿

**第四號樣式** 入學、退學、轉學及身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第五號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第六號樣式** 入學、退學、轉學及身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第七號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第八號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第九號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十一號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十二號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十三號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十四號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十五號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十六號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十七號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第一號樣式** 入學願  
 本籍地 氏 年 月 日 生  
 現住所 氏 年 月 日 生  
 一學歴  
 右御校何科第何年ニ入學致度候條御許可相成度此段御願候也  
 保護者(保證人) 氏 名  
 雇傭主(保證人) 氏 名  
 廣島縣廣島市立 何青年學校長 殿

**第二號樣式** 卒業證  
 本校 氏 年 月 日 生  
 右者本校本科(修業年限)ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス  
 年 月 日  
 廣島縣廣島市立 何青年學校長 氏 名  
 何青年學校長 殿

**第三號樣式** 修了證  
 本校 氏 年 月 日 生  
 右者本校研究科(修業年限)ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス  
 年 月 日  
 廣島縣廣島市立 何青年學校長 氏 名  
 何青年學校長 殿

**第四號樣式** 入學、退學、轉學及身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第五號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第六號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第七號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第八號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第九號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十一號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十二號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十三號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十四號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**第十五號樣式** 退學、轉學、身分變更  
 第七條 本市立女子青年學校ノ入學期ハ毎年四月一日トス  
 但シ特別ノ事情アルモノハ中途入學ヲ許可スルコトアルベシ

**◆東京驛前を初め 觀光驛の改裝(鐵道省)**  
 國際觀光局では觀光地の驛舎改裝を促進することになり關係方面と折衝中であるが工務局も大賛成で長崎、熊本、別府、門司、下關、宮島、天津、沼津、松本、柏原、香掛、仙臺、松江、長野、青森、函館、札幌等國際觀光ルートに關係ある觀光驛を順次に改善することに決定、既に十和田湖入口である毛馬内驛は瀟洒な新驛に改裝されたが引き続き改裝されるものもそれらの地方色を濃厚に現し洋式便所や化粧室をそなへその土地特有の草木や噴水塔など設ける方針で近く東京驛前廣場も大改裝を行ふ計畫とのことである

**◆瀨戸内海に觀光施設 (香川縣)**  
 瀨戸内海國立公園の施設計畫は香川縣公園課並に公園協會では多島海の風致に即し且つ叢島の天然に配する人工美をもつて觀光遊覽本位の施設をなすこととなり瀨戸内海國立公園關係縣たる廣島、岡山兩縣に比し香川縣は景勝の點に於いて更に優れたるものあるにより多島海華な多角遊覽施設をなすとのことである

**◆未教育補充兵講習會 開催 (東京市)**  
 東京市社會教育課並に帝國在郷軍人會東京市聯合會では八月一日から同五日迄靜岡縣陸軍瀧ヶ原廠舎に於いて未教育補充兵講習會を開催したが参加人員は各區から十名宛三五〇名で講習科目は市民教育體操軍事教練等であつた

**◆電氣事業更生會 議會設置 (東京市)**  
 東京市では電氣局經濟更生の爲め各種の更生策を研究、實現を期してあるが今回東京市電氣事業更生委員會を設置今後電氣局經濟更生策を生む最高諮問機關たるもので同委員會は東京市長の提出した事項及び必要と認むる事項を調査審議して市長に具申するものであり同會委員としては市會議員より十一名、電氣事業常設委員長一名、關係官廳高等官約十名、學識經驗ある者約五名、本市側から五名以内を委嘱し會長には市長が就任することになつて居る由

課程 及 時數	第一學期			第二學期			第三學期		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
修身及公民科	二	二	二	二	二	二	二	二	二
國語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
英語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
算術	二	二	二	二	二	二	二	二	二
物理	二	二	二	二	二	二	二	二	二
化學	二	二	二	二	二	二	二	二	二
生物	二	二	二	二	二	二	二	二	二
衛生	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
建築	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二

課程 及 時數	第一學期			第二學期			第三學期		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
修身及公民科	二	二	二	二	二	二	二	二	二
國語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
英語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
算術	二	二	二	二	二	二	二	二	二
物理	二	二	二	二	二	二	二	二	二
化學	二	二	二	二	二	二	二	二	二
生物	二	二	二	二	二	二	二	二	二
衛生	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
建築	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第一學期 七月十一日ヨリ七月三十一日マデ毎日午後一時ヨリ午後五時マデ實習ヲ課ス

第二章 教授及訓練季節ハ通年ト

第三章 教授及訓練時刻

第四章 教授及訓練ハ毎日午後六時ヨリ同九時二十分迄トス

第五章 本校ノ休業日ハ左ノ如シ

一、祝日

二、大祭日

三、日曜日

四、氏神祭日

五、夏季休業

七月二十三日ヨリ八月三十一日マデ

六、冬季休業

十二月廿一日ヨリ翌年一月七日マデ

七、開校記念日(十月一日)

八、成績調査、始業準備及生徒募集ノ爲學年末及學年始ニ於テ二週間以内授業ヲ休止スルコトアルベシ

九、十一條 學校長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時休業スルコトアルベシ

十、十二條 四大節及教育ニ關スル勸告發布記念日ニハ祝賀式又ハ奉饗式ヲ行フ

十一、第七章 入學退學轉學及身分變更

十二、第十三條 本校ノ入學期ハ學年ノ始トス

十三、第十四條 本校ニ入學スベキモノハ身體健康品行方正ニシテ本科第一年ニアリテハ年齢十四年以上高等小學校卒業若クハ之下同

課程 及 時數	第一學期			第二學期			第三學期		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
修身及公民科	二	二	二	二	二	二	二	二	二
國語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
英語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
算術	二	二	二	二	二	二	二	二	二
物理	二	二	二	二	二	二	二	二	二
化學	二	二	二	二	二	二	二	二	二
生物	二	二	二	二	二	二	二	二	二
衛生	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
建築	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二

課程 及 時數	第一學期			第二學期			第三學期		
	第一	第二	第三	第一	第二	第三	第一	第二	第三
修身及公民科	二	二	二	二	二	二	二	二	二
國語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
英語	二	二	二	二	二	二	二	二	二
算術	二	二	二	二	二	二	二	二	二
物理	二	二	二	二	二	二	二	二	二
化學	二	二	二	二	二	二	二	二	二
生物	二	二	二	二	二	二	二	二	二
衛生	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
建築	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二
土木	二	二	二	二	二	二	二	二	二
測量	二	二	二	二	二	二	二	二	二

◆選舉肅正  
入選標準語表  
廣島縣では先般小學生、中學生、青年學校、青年團並に一般から選舉肅正標準語を懸賞募集、嚴選中だつたがこの程縣報にその入選を發表した

選舉肅正標準語  
小學校の部

一等  
そつて正しくよい選舉  
御調郡木頃小學校  
大迫ミチエ

二等  
悔を残すな此の一票  
尾道市長江小學校  
高津 祥太

正しい一票輝く日本  
山縣郡川追小學校  
藤吉 健一

情實はなれて正義の一票  
賀茂郡郷川小學校  
大星 清

守れ一票國の爲  
安佐郡安小學校  
山崎 積

よい國よい民よい選舉  
豊田郡中川源小學校  
高橋 正見

三等  
至誠奉公此の一票  
廣島市楠那小學校  
山田 義雄

一票賣る人國を賣る  
安藝郡明徳小學校  
加藤 一治

一票光つて國光る  
佐伯郡飛渡瀨小學校  
長石 輝雄

一票奉公  
賀茂郡三津口小學校  
松本 長司

賣るな一票買ふな一票  
尾道市久保小學校  
肥田 武義

棄てるな一票買ふな一票  
佐伯郡大野下小學校  
竹内ツキミ

國の興亡此の一票  
沼隈郡本川小學校  
日野 昌士

余で選ぶな誠で選べ  
安藝郡倉橋小學校  
三尾 百合子

誠の一票國興る  
甲奴郡上川西小學校  
岡田チツエ

至誠  
賀茂郡安登小學校  
山本 益雄

中等學校の部  
一等  
大君に答へ奉らん此の一票  
縣立廣島高等女學校  
天野 孝

二等  
一票の恥一國の恥  
甲奴郡上下農學校  
栗根 正男

此の一票が日本の土臺  
格致中學校  
長谷川 基

大和心で此の一票  
吳市立高等女學校  
佐伯 富美香

打ち込め魂我等の一票  
安藝郡高等女學校  
末岡 イツエ

Table with columns for '第一號表 (普通科)', '第二號表 (專修科)', and '第三號表 (研究科)'. It lists subjects like 國語, 算術, 英語, 商業簿記 and their respective hours for two-year courses.

Table with columns for '第一號表 (本科)', '第二號表 (專修科)', and '第三號表 (研究科)'. It lists subjects like 國語, 算術, 英語, 商業簿記 and their respective hours for two-year courses.

神に誓ふた誠の一票 御調郡三原町 杉本政義
捨てよ情實迷ふな一票 吳警察署 宮崎利
百萬一心明るき一票 西警察署 進藤庄市

等以上ノ學力ヲ有スル者、同第ニテ第一年修了程度ノ學力アル者トシ專修科ニアリテハ年十五年以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者トス
一、二年以上當該工業ニ従事シ相當ノ學力ヲ有スル者
二、工業學校、中學校其ノ他中等學校卒業程度ノ學力ヲ有スル者

Form for '廣島縣廣島市立工業專修青年學校' (Hiroshima Prefecture Hiroshima City Industrial Specialized Youth School). Includes fields for '入學願' (Application), '卒業證' (Diploma), and '誓約書' (Oath). Fields include name, address, date of birth, and school details.

明るい選舉で非常時照せ 庄原實業學校 藤本安惠
金で選ばず誠で選べ 竹原高等女學校 福井淑子
清き一票更生日本 佐伯郡津田實科高等女學校 山崎スミエ

**珠算** 二二  
**體操** 二四  
**算術** 二二  
**理科** 二四  
**英語** 二二  
**國語** 二二  
**算術** 二二  
**理科** 二四  
**英語** 二二  
**國語** 二二

第六節 教授及訓練季節  
 並ニ時刻  
 第八條 本校教授及訓練ノ季節ハ  
 通年トス  
 第九條 教授及訓練ハ毎日午後六  
 時ヨリ九時二十分迄トス  
 第十條 本校ノ休業日左ノ如シ  
 一、祝日  
 二、大祭日  
 三、日曜日  
 四、氏神祭日  
 五、開校記念日(六月一日)  
 六、夏季休業 七月二十三日ヨ  
 リ八月三十一日マデ  
 七、冬季休業 十二月二十一日  
 ヨリ翌年一月七日マデ  
 第十一條 學校長ハ成績調査、始  
 業準備及生徒募集等ノタメ學年  
 ノ終始ニ於テ二週間以内休業ス  
 ルコトアルベシ  
 第十二條 學校長ニ於テ必要ト認  
 メタル場合ハ臨時休業スルコト  
 アルベシ  
 第十三條 四大節及教育ニ關スル  
 勅語發布記念日ニハ祝賀式又ハ  
 奉讀式ヲ行フ  
 第七章 入學、退學、轉  
 學及身分變更  
 第十四條 本校ノ入學ハ學年ノ始  
 トス、但シ臨時ノ入學ヲ許スコ  
 トアルベシ  
 第十五條 本校ニ入學シ得ル者ハ  
 身體健康品行方正ニシテ普通科  
 ニ在リテハ年齢十二年以上ニシ  
 テ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相  
 當スル學力ヲ有スル者、本科ニ  
 在リテハ年齢十四年以上ニシテ  
 普通科修了者、高等小學校卒業  
 者又ハ之ニ相當スル學力ヲ有ス  
 ル者、研究科ニ在リテハ本科卒  
 業者又ハ之ニ相當スル學力ヲ有  
 スル者、専修科ニ在リテハ珠算  
 簿記又ハ支那語ヲ修得セントス  
 ル者トス  
 第十六條 特別ノ事情アルモノハ  
 其ノ年齢及學力ニ應ジテ之ヲ普  
 通科第二年又ハ本科第二年以上  
 ニ入學セシムルコトアルベシ  
 第十七條 本校ニ入學セントスル  
 者ハ第一號様式ノ入學願ヲ學校  
 長ニ提出スベシ  
 第十八條 入學ヲ許可セラレタル  
 者ハ學校長ニ於テ適當ト認ムル  
 保證人ヲ定メ第二號様式ノ誓約  
 書ヲ提出スベシ  
 第十九條 退學セントスル者ハ其  
 ノ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ  
 學校長ニ願出スベシ  
 第二十條 本校生徒ハ所定ノ青年  
 學校手牒ヲ所持シモノトス  
 第二十一條 本校生徒ニシテ住所  
 氏名身分等ニ變更ヲ生ジタルト  
 キハ其ノ都度之ヲ學校長ニ届出  
 ズベシ  
 第八章 課程ノ修了及  
 卒業  
 第二十二條 本校ノ課程ヲ卒業又  
 ハ修了セリト認メタル者ニハ卒  
 業證(第三號様式)又ハ修了證  
 (第四號様式)ヲ授與ス  
 第二十三條 生徒ニシテ品行方正  
 學業優秀精勤ナル者又ハ奇特ノ

行為アリテ他ノ模範トスルニ足  
 ル者ニ對シテハ之ヲ賞スルコト  
 アルベシ  
 第二十四條 生徒ニシテ其ノ本分  
 ニ悖ル行為アリタルトキハ之ヲ  
 戒斷シ又ハ謹慎停學、退學等ノ  
 處分ヲ爲スコトアルベシ  
 第十章 授業料  
 第二十五條 授業料ハ年額金四圓  
 二月二期ニ分テ前期ハ四月ヨ  
 リ九月マデ後期ハ十月ヨリ翌年  
 三月マデトシ各期ノ始ニ於テ其  
 ノ半額ツツ徴收ス  
 但シ學期ノ中途ヨリ入學シタル  
 者ニ就テハ其ノ期間ニ納付スベ  
 キ金額ヲ隨時徴收ス  
 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ム  
 ルトキハ授業料ノ一部若ハ全部  
 ヲ免除スルコトアルベシ  
 第二十六條 既納ノ授業料ハ之ヲ  
 還付セズ  
 第二十七條 授業料ノ納付ヲ怠リ  
 タル者ハ未納中出席ヲ停止スル  
 コトアルベシ  
 附則  
 本則施行ニ關スル細則ハ學校長  
 ニ於テ別ニ之ヲ定ム  
 本則ハ昭和十年七月一日ヨリ之  
 ヲ施行ス  
 第一號様式  
 入學願  
 本籍地 年氏名  
 現住所 年月日生  
 一、學歷  
 二、職業  
 右御校何科何年ニ入學致度候  
 條御許可相成度此段御願候也  
 年 月 日 右 氏名 名 名  
 廣島縣廣島市立 廣島縣廣島市立  
 商業專修青年學校長 商業專修青年學校長 殿 殿

誓約書  
 某儀御校ニ入學ノ上ハ堅ク成業  
 ヲ期シテ諸規則命令ヲ遵守シ在  
 學中一切ノ義務ハ保證人ト連帯  
 シテ履行スヘキコトヲ誓ヒ致  
 シマス  
 年 月 日  
 本籍地 戶主又ハ其續キ合  
 族 氏名 名 名  
 現住所 本人 年 月 日生  
 本籍地 戶主又ハ其續キ合  
 族 氏名 名 名  
 現住所 本人 年 月 日生  
 廣島縣廣島市立 廣島縣廣島市立  
 商業專修青年學校長 商業專修青年學校長 殿 殿

第三號様式  
 卒業證  
 印校 年 月 日生 氏 名  
 右者本校本科(修業年限)ノ課程  
 ヲ卒業シタルコトヲ證ス  
 年 月 日 氏 名 名  
 廣島縣廣島市立 廣島縣廣島市立  
 商業專修青年學校長 商業專修青年學校長 氏 名 名

第四號様式  
 修了證  
 印校 年 月 日生 氏 名  
 右者本校研究科(修業年限)ノ課  
 程ヲ修了シタルコトヲ證ス  
 年 月 日 氏 名 名  
 廣島縣廣島市立 廣島縣廣島市立  
 商業專修青年學校長 商業專修青年學校長 氏 名 名

◆本市の廢藩置縣代  
 前の戸口  
 來る十月一日を期して國勢調  
 査が施行されるが本市の人口は  
 三十二萬を越すか或は越さぬか  
 福岡市を抑へて依然第七位を保  
 持するか極めて興味深いところ  
 であるが此の時に當りて本市の  
 廢藩置縣以前の戸口數表を掲げ  
 るのもまた興のあるところであらう  
 福島時代(末期を元和五年と  
 し(今より三百五十年前)  
 戸數 四、〇六五  
 自己所有家 二、〇〇〇  
 借家 二、〇六五  
 淺野氏時代(寛永二年今より  
 三百九十九年)  
 戸數 五、七四六  
 自己所有家 二、二八八  
 借家 二、四五八  
 町數 五十五ヶ町  
 淺野氏時代  
 寛文三年(今より二百七十一  
 年前)  
 戸數 四、八五四  
 食餘家 一、三五〇餘  
 農工商家 三、五〇四  
 寺廟 一〇七  
 人口 三六、一四二  
 僧侶 一、〇七〇  
 食餘家 人口不詳  
 延寶五年(今より二百五十九  
 年前)  
 農工商家 四、三八九

●廣島市告示第六四號  
 昭和五年八月十一日內務省令第二  
 十六號廣島市計畫事業道路新設  
 擴築受益者負擔ニ關スル件第四條  
 及第六條ニ依リ昭和五年三月十四  
 日官報第九百六十號ニ依ル一等大  
 路第三類第六號線(小網町江波線)  
 一部ノ負擔區、地帶、負擔率及事  
 業着手ノ日左ノ通定ム  
 昭和十年八月九日  
 廣島市長 横山金太郎

一、負擔區  
 第五負擔區 舟入町五五番地先  
 ヨリ同町一〇番地ノ三ニ至ル  
 間ノ新設道路ノ周圍  
 二、地帶  
 前項ノ負擔區ヲ新設道路ノ境界  
 線ヨリ順次左ノ方法ニ依リ三箇  
 ノ地帶ニ分ツ  
 第一地帶 道路ノ境界線ヨリ道  
 路幅員ノ一倍四分ノ地域  
 第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨ  
 リ道路幅員ノ一倍六分ノ地域  
 第三地帶 第二地帶ノ外側線ヨ  
 リ道路幅員ノ二倍ノ地域  
 三、負擔率  
 前項ノ各地帶ニ於ケル負擔率左  
 ノ如シ  
 第一地帶 負擔區負擔額ノ百分  
 ノ六十六  
 第二地帶 負擔區負擔額ノ百分  
 ノ二十四  
 第三地帶 負擔區負擔額ノ百分  
 ノ十  
 四、事業着手ノ日  
 昭和十年八月十三日トス  
 ●廣島市告示第六五號  
 昭和十年內務省令第四十號ニ依ル

選舉人名簿ハ廣島市役所ニ於テ八  
 月十五日ヨリ十日間毎日午前八時  
 ヨリ午後四時迄關係者ノ縦覽ニ供  
 ス  
 昭和十年八月十日  
 廣島市長 横山金太郎

●達甲第十八號  
 廣島市立畑賀病院處務規程中左ノ  
 通改正ス  
 昭和十年八月十日  
 廣島市長 横山金太郎

第七條中第三號ノ次ニ「四、病室  
 使用料決定ニ關スル事項」ヲ加ヘ  
 四以下順次繰下ク  
 附則  
 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和十年八月一日  
 廣島市役所

【公告】  
 行旅死亡人取扱公告  
 住所氏名不詳男推定年齢五十三歳  
 身長五尺五寸、小柄ニシテ丸顔面青  
 白ク眉薄鼻端、頭髪五分刈、背髓  
 右側ニ長サ一五寸幅一握半位ノ創  
 痕アリ、紺サージノ厚巾、モス大  
 幅ノ兵子帯、縮半袖ノシャツヲ着  
 用シ居レリ右ノ者七月二十七日本  
 市宇品町海岸ニ於テ溺死セルニ因  
 リ假埋葬ス心當リノ者ハ當所社會  
 課ニ申出ラレタシ  
 昭和十年八月一日  
 廣島市役所

行旅死亡人取扱公告  
 住所氏名不詳女推定年齢三十七歳  
 身長四尺八寸位色白、鼻高、額廣  
 上齒金冠四枚アリ右眼ハ義眼ニシ  
 テ木綿更紗、浴衣晒木綿 襦袢キ  
 ヤラコ、レースノ腰巻、木綿赤腰

本市第一回  
 選舉肅正委員會開催  
 八月五日縣女講堂に於いて  
 本市の第一回選舉肅正委員會は  
 八月五日午前九時から縣女講堂に  
 於いて開催されたが委員六百四名  
 出席、皇居遙拜、君が代合唱、憲  
 法發布勅語奉讀(會長)の後會長横  
 山市長の挨拶並に知事の訓示(總  
 務部長代理)あつて協議會に移り  
 左記宣言決議をなし正午散會した  
 宣 言  
 廣島市選舉肅正委員會ハ國家ノ現  
 狀ニ鑑ミ選舉界肅正ノ緊要ナルヲ  
 認メ市民ノ選舉ニ對スル自覺ヲ促  
 シ選舉道德ノ向上ヲ計リ以テ地方  
 自治ノ進展ト國運ノ隆昌ニ寄與セ  
 シコトヲ期ス  
 昭和十年八月五日  
 決 議  
 一、選舉ノ重大ナル意義ヲ認識シ  
 テ斷シテ棄權セザルコト  
 二、情實因縁ニ捉ハレズ自由公正

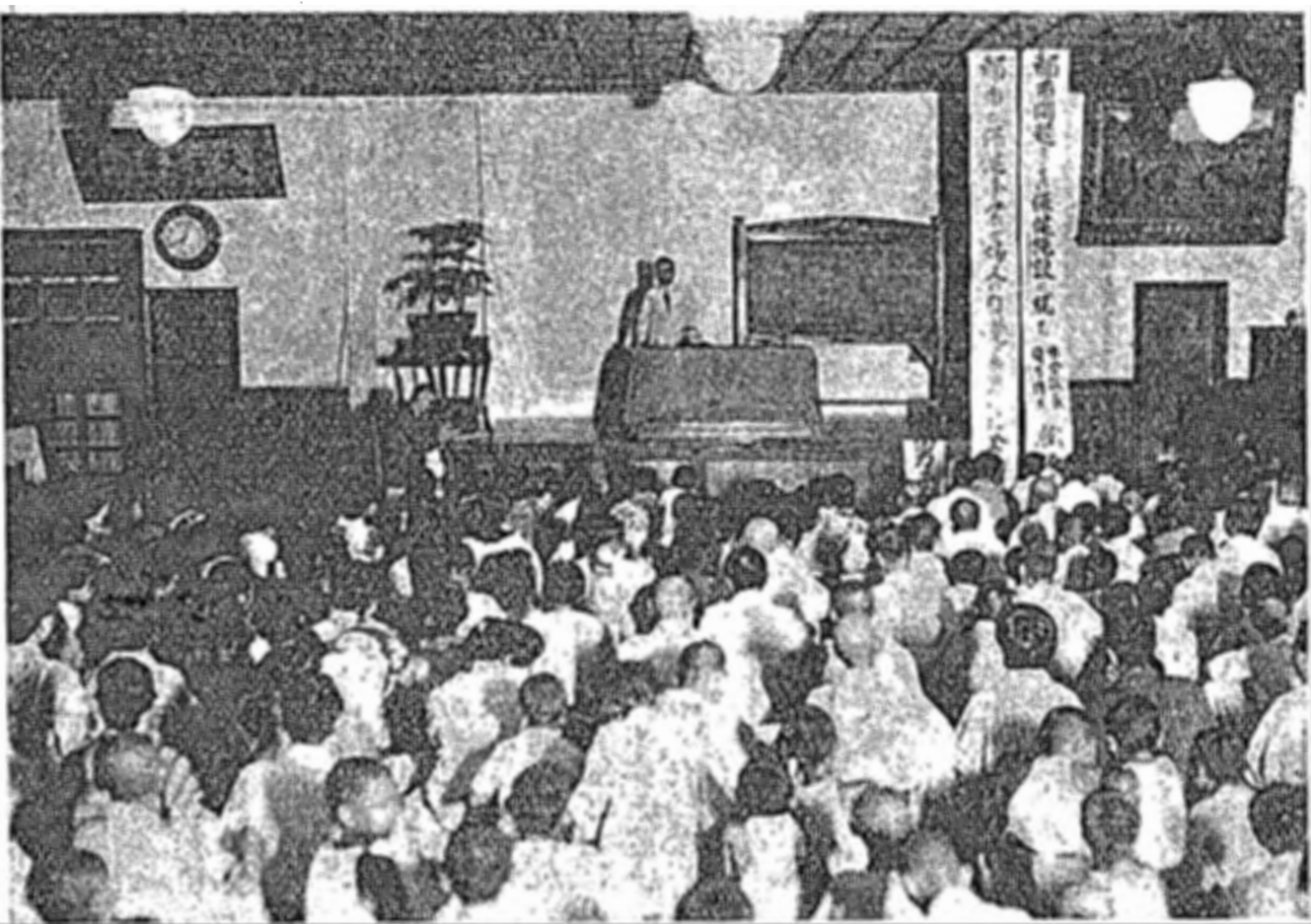
内 町 分	三、六五二
新開分	七三七
農工商	三、四〇六
男	一九、五三〇
女	一七、八七六
僧 侶	一、一八五
町數	六十八ヶ町
正徳五年(現在より二百十七 年前)	
農工商	四、八五一
内 町 分	三、九五八
新開分	八九三
農工商	一、一
男	二七、九八七
女	一五、〇七四
僧 侶	一一、九一二
町數	六十ヶ町
同 前) 同	
町分農工商	二八、六九三
男	一五、三八九
女	一三、三〇四
町數	三、八六二
同 前) 同	
町分農工商	二八、六九三
男	一五、三八九
女	一三、三〇四
町數	三、八六二



都市問題としての保健施設に就いて

廣島市會議長 醫學博士 松坂義正氏

大變お暑い時にも拘らず斯く多敷お集り下さいまして私共の御話致します餘り趣味のない面白味のない此の御話をお聴き下さると云ふことは私共講演するものに於きましては誠に有難い次第で御座います



演講の長議會市坂松

の先覺者として此の保健問題に就いて常に御活動になつて居らるゝ東京市囑託の金子女史が態々御出を願ひまして皆さん方に講演をなされ亦た映畫をお見せ申上げて保健施設の如何なるものであるか又將來此の問題に就いて吾々の使命はどうか云ふ風に進んで行かなくてはならぬかと云ふことを金子女史が講演と映畫で説明される所のお話になることだと思はれます

ついでには變りはないのであります其の區別點と云ふものはある筈がないのでありますけれども若し夫れを區別する様な氣持で申上げましたならば衛生と云ふのは從來の言葉では之を或一部分の領域に就いてお話を居つたのが夫れではなかつたか

正義の劍である、劍道の奥義は敵を切るにあらずして自ら守るもので、義の爲めに無道を亡ぼす劍である、日本軍隊の戦意を以て我が民族精神をけがすものを討つのである、此の勇を示すものが、御劍である、第三の御劍は、三種の神器中最も尊い寶で又重大な精神の表徴である、知識を世界に求める日本精神、そして眞善なるものは、時と所を選ばず、我れに受容する精神である、中世儒教が盛んに支那から傳來したとき、我等の祖先は「和魂漢才」と云つた、續いて佛敎が中世日本に多くのものを敎へたが、儒佛共に其の國情に適應ぬものは之を捨て、善きは之を取つた、之れ全く明鏡が異物をも同化して自己を偉大ならしめ、固有の日本精神を發達せしめて現代に及んだのである

二、日本精神及び漢學の中世教育 中世に於ける學問は、知識と見なされ、精神は其の知識を用ひて生活するに必要な靈能であるとせられた、日本の教育は此の學問と精神との兩要素が並び存する事を理想とし、他の國々から種々の文化を輸入して、そして漸次國の文化が發達して來た、しかし其の輸入文化が不適當な場合には遠慮なく捨てられ、又は日本に適應する様に變化せしめられた、例へば支那の革命思想の如きは捨てられたもので、佛敎の如きは日本で非常に

今や各先進都市に於きましては早く目醒めて居りまして此等の建設に關し夫れ々立派なる所を御研究し行かされるものと云ふことに御奮闘になり活躍して居られる、先進都市の現況と我が廣島市の現在の状態を比較して吾々廣島市民は將來此の問題に對してどう云ふ様な關心を持たなければならぬと云ふか、而して此等先進都市に於ける保健問題の自覺と我が廣島市の保健問題に對する吾々の自覺とがどう云ふ風に差があるだらうかと云ふことを此處に御話申上げたのであります今迄皆さん方は澤山の衛生上の講話を御聴きになつたことも多いことだらうと推察致して居りますが併しなから今晩催される所の問題の如き保健問題と云ふ方面についてのお話を御聴きになると云ふことは恐らく今晚が初めてあるのではないかと存せられます、保健と申し衛生と云へ何れも吾々國民吾々人類の健康を保持するその目的に

然しながら今日都會が段々と文化的發達致しますると共に衛生と云ふ言葉を保健と云ふ字句に代へられて參つたと云ふことは獨り腸チブス或は赤痢、コレラと云ふ様なその病氣の豫防のみでなく平素から一般の民衆に向つてどう云ふ衛生的設備をしたならば所謂個人病氣でなしに全民衆が健康で病氣に罹らない様になるであらうかと云ふ事に氣をつける事が民衆の多く集つて居る所謂都會では必要になり此處に於いて色々な文化的健康維持施設を要求し依つて市民大衆を疾病に感染せしめないことと云ふ事になり所謂幾多の保健施設が現はれて來るのであります例之吾等の生活上に缺く可らざる飲料水の完備!即ち水道設備、飲食物の精檢をする事や、體育向上に關する體育施設であるとか其の他下水道の設備とか塵芥の處分所で

あるとか、隔離所であるとか、病院であるとか、或は公園道路其の他色々なる保健設備があるのであります私共が郷土は水都即ち水の都である、水都廣島と云ふ綺麗な言葉に依つて世の中に紹介されて居るのであるが此の水都が此の先果して何年水都廣島と云ふ綺麗な言葉によつて形容されて行くことが出来るのであらうかと云ふことを考へましたならば今日人口の集中住宅の増加と云ふことは都會に於ける現はれでありまして即ち我が廣島市に於きましても今より十年乃至二十三年前に於いては人口は僅かに十數萬人であつたのであります今に於いては人口が三十一萬と云ふ數を現し住宅も十二、三年前に於いては約四萬戸と云ふ状態であつたものが今日では實に八萬戸と云ふ住宅となつて殆ど廣島市隣接の町村を始めとして市中と云ふものが人家の稠密をなし之れと人口の増加によつて大都會!即ち大廣島市と云ふものとなり此の人口三十一萬八萬戸より湧き出する幾多の排泄物即ち塵芥であるとか或は尿尿であるとか或は流し元にて流される所の汚濁汚水であるとかと云ふものがどしどし排泄されます、併かもその流される物と云ふのは排泄される物と云ふものは人口十二三萬の時代の時と現在三十萬八萬戸の時代とが之れを處分する設備と云ふものは少しも變つて居らぬのであります、排泄する所の人口が増へたのに拘らず之れを始末する所が處分する所の處理所と云ふ

ものが變らないのでそこでさう云ふ汚物が溜ると云ふ結果になつたり又は清らかなる川の水が汚くなつて來るその結果は傳染病の病原菌を培養し或は種々の保健上に於いて害毒を招來する源泉となります 今一人の傳染病患者が一人のチブス患者が一人の赤痢患者が市民の内から病に罹つたとしたら之を法令により市立傳染病院(舟入病院)に收容致します、そして其の病者を治療して完全に治癒せしめるのですが、之れに費す金は一人に對し其の治療費が實に八百圓乃至千圓の金が一人の患者にかゝるのであります 現在廣島市の塵芥をどう云ふ風に處分して居るかを申しましたならばその集めた所の塵芥と云ふものは從來の陸性に依りまして一ヶ年三千圓乃至五千圓と云ふ金額によつて之れを賣捌き始末して居ると云ふ有様であります 今一人のチブス患者が出ましたならば千圓支出が要する一人の赤痢患者が出来ましたならば千圓か、と云ふ状態であつたならば五人の赤痢患者或はチブス患者が出来ましたならば五千圓程でその塵芥を賣つた収入は直ちになくなるのであります 勿論廣島市と致しましては塵芥を賣ると云ふのも賣つて金にするに云ふのが目的ではないのであります、その塵芥が肥料として役立つ田舎の方に持つて行つて廢物利用にされるので其の結果若干の金が這入ると云ふのが一つの收入に

なるのであります、今日の状態に於きましてはさう云ふ排泄物の貯溜する場所が狭くなりましたのと人家の密集と共に從來塵芥は市の河岸場末へ貯溜してゐたのですが今はその場末にまで人家が立並んで塵芥を貯溜するに不適當であり且つ狭まくなりました、一方排泄される分量は益々増加すると云ふ勢ひで茲に塵芥が停滯貯溜して傳染病菌を培い悪臭を發散すると云ふことになつて參つたので斯様な状態となりましたものを今日之れを等閑に附しては居られなくなつたのであります 若し此等の原因が廣島市民に傳染病菌を撒布したならば百人の傳染病患者が發生したならば夫の費用は實に拾萬圓の金が必要と云ふことになつてそれ等の金は皆がお互ひ吾々市民の頭にかぶさつて來るのでありますから今日に於いて此の處置に對し完全なる方法を講ずると云ふことが最も必要なことであらうと吾々は考へて居るのであります、斯う云ふ風に人家が集中致しまして都會文化の向上と共に幾多の保健施設と云ふものを即ち大衆を保健する公園を整備したり或は道路を改善したり空氣を清淨にしたり保健上最も合理的なる設備が人口増加大都市建設と共に澤山の保健設備を整備されねばなりません、此等の完成には多くの金が入るのでなかうの事ではないのですが差當り今廣島市の問題と致しましては只今申し上げた塵芥即ち各家庭から排泄される塵芥及び吾々の人體から排泄され

る尿尿、大便小便の處分が最も急を要する重大なる問題であると共に現在廣島市の下水道と云ふものが甚だしい缺陷のある状態であると云ふことは皆さん方が特に今日關心を以て頂きたい問題として申し上げて置かねければならぬと考へます、廣島市は先刻も申し上げました通り水の都、即ち水都であること云ふ風に云はれて居りますけれども現在此の綺麗な水も都會の發達と共に優秀なる可き流水も段々汚濁されて來る事に注意して頂きたい、之れは何が原因で汚くなるかと云ふことは從來廣島市は消費都市と申して即ち廣島はどつちかと云ふ物を賣ふ所の街であつたのであります今日では吾々が廣島市も物を賣ふと云ふよりも生産都市!産業都市!即ち生産工場が増加し或は商店と云ふものが益々繁華になりました所謂大きな云ふたならば廣島市の貿易と云ふものが海外に或は國內に縣外の方にどしどし賣捌かれて行く即ち茲に廣島市の産業の發展即ち産業都市と云ふ状態に只今は變化致しました、此の産業都市の躍進と云ふこと、相正比例致しまして左様な産業施設場商店その他幾多の施設から澤山の排泄物と云ふものが流出して清らかなるべき水都の大きな川を汚染すると云ふ結果になるのであります (以下次號)

三、日本精神と漢學と西歐科學の明治以後の教育 明治天皇の御代となつて、此の日本精神と漢學は非常に、はつきりとして來た、そののみならず、維新以後歐洲の科學に接し、茲に日本は日本精神、漢學、歐米科學の三要素が共に明治教育の基礎となつて來た、明治時代には西洋にあつた學生を送り、人文並に自然科學を研究せしめ我が國に缺く所を補ひ國家の進運に資したのであつた、しかし、其れが爲めに「ブラグマチズム」や「ベラリズム」の如き日本精神を虫ばみ、又は日本固有の忠孝の徳を否認するかの如き思想も入り込んで、終に日本語の代りに英語をと云ふ「サセステジョン」迄も舶來したが一度 明治天皇が教育に關する勅語を御發せられたり、日本教育の基礎を教へられるや、頓に日本精神は國民に蘇生し來り、教



選舉肅正と婦人

廣島市高等女學校長

今堀友市

立憲政治は 明治天皇の深い大御心で私共臣民を愛せられ、其の幸福を御軫念遊ばされた餘り、御定め遊ばされた實に有り難い政治形態であります。近時ムツソリーニ氏やヒトラー氏等が出て参りまして「ファシヨ」が横行して居りますが、かゝる専政は我國にとりまして決して幸福な政治でありません、殊に弱き婦人、しかも國家の平和と幸福とを望み、次代の國民の繁榮を念願する婦人には、立憲政體に徹底する外に無いと思ひます。勿論現在では婦人には選挙權もなく又被選挙權も無いのですが、明治以後此の政治形態から婦人の受けた幸福は、徳川時代の其れに比し雲泥の差あることは、誰れしも否定の出来ない明らかな事實と存じます。だから直接政治に預からぬから、立憲政治の爲めに協力しないと思ふ様な理由は、一つもなり立たないと思ひます。

軍救護機關と赤十字の精神

日本赤十字社社説

小山 彌

私は曾て軍事警察に就いてこそ少しばかりの経験を持つて居りますが軍の救護即ち傷病兵の救護介輔と申した様なことに就いては全くの門外漢であります。従つて斯様な標題の下にお話申上ぐることは如何かと存じますのであります。

が、門外漢即ち第三者の意見も時として或は寧ろ眞實に觸るゝものがありはせぬかと存じます。亦一面私としては過るの満洲事變に參加した光榮を有し、自分の同僚乃至は自分の部下の者達が戦死し或は負傷致しましたる當時の状況

目をあたり見聞いたしまして、我を強しい感激を興へられましたので、私自身の實感を基礎と致しまして、所見を申述べまして御賢察を得たいと存じ、實は憶面もなく此のマイクローホンの前に立たせて戴いた様な次第であります。一、軍救護機關と救護の大要 國は實徳のため國防の一段たる戦争の避くべからざるものたることは最早議論の餘地のない處であります。戦争が避け得ないとなれば其の裏面に死傷者の生ずることは是亦必然的に起ることであり、而して此の戦死傷者は國家のために全くの犠牲となるのであります。各々其の本人は極めて崇高なる精神に基いて之を甘受するのでありますが、一面から觀ますれば實に悲惨なことであり、犠牲となつた其の本人自身も身になつて見れば實に何んとも言へない苦痛であるに違ひないのであります。す、でありますから兎もすれば精神的にも大なる衝動を受け思想的に憂慮すべき事態となることもあり得ると思ふのであります。従つて之等の人々に對しては國家は勿論國民としても最善の救護と慰安感謝を興へなければならぬと思ふのであります。之を以て軍と努力して救護の爲めには所有努力を拂はれて居るのであります。

育の根本精神が確固又強固になつて来たのである。四、日本の教育の根柢をなす 天皇と國民との關係 以上説述した如く、日本精神と漢學、及び日本精神と漢學、並に西洋科學とは共に日本で現存し且つ相互に「バランス」を保つて居る、かゝる状態が存在し得るのは日本では、天皇と國民間に獨得の深い關係が根柢にあるからである。天皇は政治的には主權者であり、宗教的には現人神であらせらる、國民は此の國を生み給ひし祖先の神様に對する禮拜を陛下に捧げて居る、勿論、天皇は其の祖先の神の子孫であらせられ、民族の宗家であらせらる、即ち日本では天皇と國民とが同一體である。徳化の方から申せば、天皇は徳の權化であらせられ、國民の模範であらせられ、昔は、政治も法律も第二義的のものであつた、又天皇は御徳を以つて國民を統御遊ばされ、官吏も陛下の御旨を體して國を治めるのである。第三には、天皇は日本民族なる大家族の首であらせらる、主權者としては國民の統御者であるが、家族の首としては、吾々國民の物質的精神的の安否につき眞に親の感情を以つて御軫念遊ばされる。五、結論 日本は僅々八十一年の短日月間に、未開國より最高の文明國に驚異的な發達をしたのは何故か

赤十字の精神と使命

赤十字は萬國ともに此の戦争に於いて各々其の祖國の爲めに犠牲となつた人に同情し之を其の有形無形の苦痛から救ひ出さうと言ふのであります。健康にして銃を持つて立つて居る間にこそ互に敵でありますが、一度傷き倒れたる以上既に對敵行爲は出来なればかりか寧ろ同情すべき憐れな人々である、殊に其の祖國の爲めに甘んじて犠牲となつた其の崇高なる精神には感謝と感激以外の何物もない、敵だとか味方だとか言つて居るべきではない、互に救恤すべきであると言ふのが赤十字の精神としてある處であります。詰り戰場に於ける戦死傷者の處置並に之に従事する人即ち衛生部員並に其の勤務は如何なる場合と雖ども局外中立として互に敵視しないのみならず相互に救恤し合ふ互に其の勤務を尊重し合ふと言ふのであります。人種國籍は愚な事、現に兩國互に鎗を削つて勝敗を決しつ志ある仇敵同の間に於いてさへ博愛の氣持を以つて行ふと言ふのであります。而して此の精神を具體化し實行に表はして参りますのに廣く國民全般の協力に待たふ、換言すれば國民の力に依つて此の精神を實行に表はして行くのが赤十字社の使命なのであります。前に申述べました様に軍の救護と言ふことは作戦の道行上は勿論國家社會政策的にも極めて重要なことでありますから、軍に於いても万全の策を講ぜられてゐることは固よりであります。けれども如何なる程度に負傷者が出るか豫断を許さないこととでありますから、此處迄救護の方策を講じて置けば十分なりと言ふ限度を定むることが出来ぬばかりでなく、何んと申しても軍は直接の戦闘其のもの即ち敵を壓倒粉砕すると言ふこと其のものを第一と致して居るのでありますから、最も多くの力を

なつた其の崇高なる精神には感謝と感激以外の何物もない、敵だとか味方だとか言つて居るべきではない、互に救恤すべきであると言ふのが赤十字の精神としてある處であります。詰り戰場に於ける戦死傷者の處置並に之に従事する人即ち衛生部員並に其の勤務は如何なる場合と雖ども局外中立として互に敵視しないのみならず相互に救恤し合ふ互に其の勤務を尊重し合ふと言ふのであります。人種國籍は愚な事、現に兩國互に鎗を削つて勝敗を決しつ志ある仇敵同の間に於いてさへ博愛の氣持を以つて行ふと言ふのであります。而して此の精神を具體化し實行に表はして参りますのに廣く國民全般の協力に待たふ、換言すれば國民の力に依つて此の精神を實行に表はして行くのが赤十字社の使命なのであります。前に申述べました様に軍の救護と言ふことは作戦の道行上は勿論國家社會政策的にも極めて重要なことでありますから、軍に於いても万全の策を講ぜられてゐることは固よりであります。けれども如何なる程度に負傷者が出るか豫断を許さないこととでありますから、此處迄救護の方策を講じて置けば十分なりと言ふ限度を定むることが出来ぬばかりでなく、何んと申しても軍は直接の戦闘其のもの即ち敵を壓倒粉砕すると言ふこと其のものを第一と致して居るのでありますから、最も多くの力を

之に用ひなければなりません。従つて軍の救護の如きが軍其のものゝ力以外の力に依つて補はるゝことが出来れば軍としては寔に仕合はせる譯であります。此處に於いて赤十字社が國民の協賛に依つて此の軍救護の御手傳をすることが出来ますなれば、それは其の精神たる博愛の兵の實行でもあり其の使命の遂行でもあり皇軍作戦への具體的參加援助でもあるのであります。す、即ち言葉を換へて申しますなれば軍と致しましては戦争に於ける大切な軍救護の某部分をと國の力に委ねて之より生ずるところの餘裕を直接の戦闘の勝利の爲めに使ひ得ることになり、戦地後方に於ける病院更に後方に於ける内地救護の某部分を赤十字社即ち國民に委ねて之に依り直接の戦闘力に餘裕を得少くとも第一線部隊に於ける救護をより以上十分のものとすることが出来るのでありますから赤十字の存在は軍作戦上から申しましても大に意義あることであり亦之が赤十字の精神とするところなのであります。

十字の精神とし使命と致しまする處のものを一口に申せば國民に報國、恤兵、博愛、慈善の精神を徹底せしめ之を實行に表はしつゝあるのであります。而して以上申述べましたる戦時軍救護に従事致しまする救護員の養成救護資材の整備傷病兵の收容治療平時に於いては治療診療等多くは赤十字社の經營する病院を中心として行はるゝのであります。赤十字社病院は赤十字の精神を現し使命を遂行するたための重要機關であるのであります。三、國防的に觀たる廣島の地位と救護機關 従つて國防的に觀たる廣島地方の地位とでも申しまする方面を考へて見ますると將來起るべき我國と他國との戦争が亞細亞大陸、亞米利加大陸を其の戰場とすることは日本國民の誰もが有つてゐる軍事的常識であります。従つて荷くも東洋の平和を攪亂し皇國の使命遂行を妨害するものに對する皇軍としては日本海海支那海並に太平洋の制海權を掌握するを要すると言ふことも亦定石的の戰略でなければならぬと言ふこと、皇國臣民周知の事實であります。此の見地より致しましてあつた風光明媚宛然公園の如き瀬戸内海は軍事的價値から觀ますれば皇國日本を取捲く夫れ等の何れか海へも出沒自由であります。戰略的に奇效を奏し得る點から致しまして敵艦の侵入や敵機

之れ全く、天皇と國民が一體の關係で、三種の神器が示される明智、愛、勇が二千六百年前に來の「モットー」として此の國の基礎として守られて来たからである、而して明智は諸外國より長を取り短を捨て、今日ある如き日本とならしめたのである。以上の講演を裏書きする「トキー」皇國の祭は、古代色を帯びたる雅樂演奏に初まつて映寫された、伊勢皇太神宮に先づ「カメラ」は向けられて、順次大日本國の榮えの歴史が寫し出されたのであつた、國外會員の感興の高まりは國內會員の誇りでもあり又有難味であつて覺えず落涙の禁ずることを得ざるものがあつた、外務省提供の産業日本は、文化日本の一面を十分語るに足り、觀光局提供の「パンプリー」は日本特産の竹と竹細工を外國人によく知らしめた、又無聲映畫、日本の古武道は、講演にあつた、御劍の精神を精しく語り得たと信ずるのである。(終)



の空襲に對する防禦、我が船の安全なる航行率を保有し得る點から致しまして我國にとつては實に至費的存在なりと申さなければなりません。

けれども元來海洋の人文的價值は其處に交通産業乃至は軍備の中核たるべき都市港灣の存在を絶體的必要條件とするものであります。此の意味に於いて廣島及吳地方は瀬戸内海に重大なる價值を與へるものと申さなければなりません。亦事實上與へて居るのであります。

廣島は人口卅有餘、萬氣候溫和、水質良好にして多量物資も亦豊富であります。全國屈指の大都市であります。従つて此處に幾萬の出征軍を集結しようとも數萬の凱旋軍を一時に上陸せしめようとも何等の支障も來たさなことは、既往に於ける數次の戰役に於ける事實が之を證明して居ります。而も師團及鎮守府の存在は其の防備に申分なく國有鐵道の大動脈たる山陽線並に宇品港とは海陸の交通に至便を與へて居ります。今や更に三吳線の開通と廣島港の大築港計畫の完成には瀬戸内海が港灣都市としての廣島を得ることに依つていよいよ軍事的價值を高めた時に廣島も亦瀬戸内海の軍事的價值に依つて軍都たるの面目を一層強く發揮することとなるだらうと思ふのであります。従つて廣島の軍都たる名稱は單に地方的通俗的の呼稱にあらずして廣島人士が過去に於ける皇國の

軍事行動に猷身的活動奉公をされたらあの崇高なる精神的の史實と相俟つて事實の存在であり國家國策上決定的のものとなるであらうと思ふのであります。

廣島に軍輸送の中樞機關たる運輸本部と置き、兵員軍需品の輸送を劃策せしめ兵器、被服、糧秣の三廠を設けて軍需品を製造貯蔵し検査所も置いて凱旋軍を檢査せしめ、更に亦廣島に宇品港域軍事取締法が施行せられて居るの蓋し軍都たるが故である、亦之があるがために軍都たる所以でもあるのであります。

更に廣島が軍事上有する重大なる一事は廣島に於ける軍救護機關の存在と其の性質とであります。由來救護のことたるや其の性質が派手でないために餘り世人の注意を惹かないのであります。が、事實上傷病兵の救護と言ふことは前に申述べました戦時に於ける重大なる役割の一つでありまして其の裏面には皇國の爲め國民を代表して砲煙彈雨の中を馳驅して傷ける多大の犠牲と悲慘とが籠つて居ります。之が行届いて居るか否かは皇軍の士氣國民の意氣に重大なる關係を持つて居るのであります。

軍都廣島に於ける此の重大なる役割を負擔する機關は廣島衛戍病院であります。他地方の衛戍病院の如く其の地のみの傷病兵を收容治療する單なる衛戍地の病院としてのもののみでなく戦時事變の場合に戦地から内地に還送される全國軍の傷病兵一切

を收容治療し一定の経過を待つて之を各地に轉送すると言ふ反總作用を爲すべき特種の任務を有つて居るのであります。此の事は過去に於ける事實の如く將來に於いても亦同様で苟くも外國との間に戦端が開かれたる場合は事件の大小を問はず此の廣島に於ける衛戍病院即ち廣島に於ける救護機關の活躍がなければ我が戦時救護の完璧は期せられないのであります。何となれば傷病兵を還送致しまするには前に申述べました外征軍との間に最も安全で近距離で海陸の交通至便なる廣島の救護機關即ち衛戍病院の存在を無視することが出来ないからであります。

然るに此の廣島の衛戍病院が此の特種重大なる救護機關としての任務を遂行しようとする場合に外征軍の負傷者の發生率が定まつて居ない以上其の收容能力に超過する場合は豫想されるのであります。之は既往に於ける大小數次の戦役事變に於いて痛ましくも頻りに去來したあの大數の傷病兵に依つて彩られたる都度廣島衛戍病院に於ける其の慌しい擴大と目まぐるしい活動の斷續とが最も雄辯に其の事實を物語つてゐると思ふのであります。現に最近の滿洲事變に依つて生じた傷病兵を收容致しました廣島衛戍病院は上海事變の突發に依つて還送患者を收容し切れず痛ましき傷病兵は折角

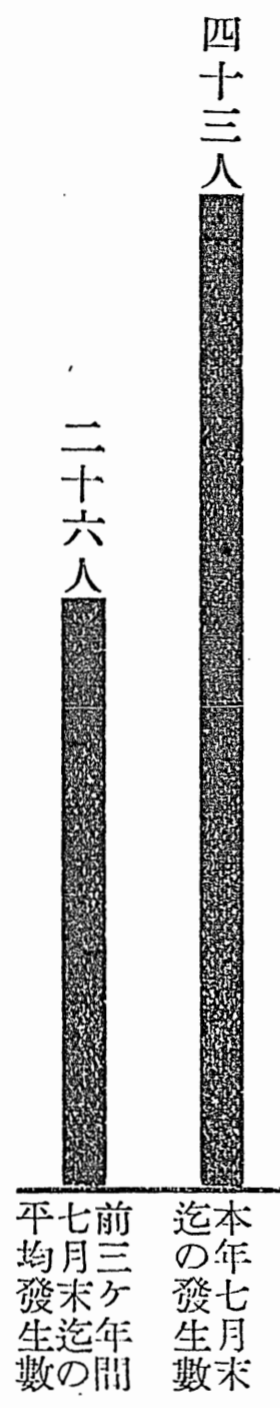
懐しき故國に上陸しながら十分の手當休養をさせることも出来ず、其の原駐地へ送り還さなければならなかつたのであります。此の調子では一身を犠牲にした忠勇なる傷病兵諸君に對して寔に氣の毒に堪へぬことであり、皇軍の士氣を振はしむる所でもないのであります。而も此の如き事實は將來起り得べき戦役事變が突發的であればあるほど亦大規模であればあるほど一層其の程度を増加することでありませう。若し亦假りに戦役事變が計畫的のものであり長引くものでありませば國軍に於いても此の點に關して分院豫備病院を建設する等常に適當の方策を講ぜらるゝことでありませうが、少くとも此の動員計畫に基く臨時の豫備病院の建設等には相當の日子を要する譯でも戦傷患者は緒戦から發生し加ふるに其の發生率が豫断を許されませぬから少くとも戦役の初期の

間には合ひ兼ねるのでありますから平常より相當規模の救護機關を持つてゐなければならぬのであります。

以上の様な次第で御座いますから廣島の人士としては唯に官の施設にのみ俟つことなく自力民力を以つて之が對策を講じ尊き犠牲の勇士を救護し慰安と感謝とを捧ぐると言ふことが軍都市民として當然の責務なりと考へるのであります。之が爲めには赤十字救護機關の如き皇國有事の際直に軍救護機關に轉用する目的を有つて居る補助機關がなければ廣島に於ける救護機關は十分なりとは申せないのであります(終)

# !!! 傳染病の襲來に備へよ!!!

今年け倒年よりも「赤痢」が多く發生しますお互に次の様な事を守りませう。



- ◎食物は可成煮るか焼いたものを食べることに
- ◎暴飲、暴食をせぬことに
- ◎過冷飲料は可成避けることに
- ◎寝冷をせぬことに
- ◎調理と食事前には必ず丁寧の手を洗ふことに
- ◎會葬其の他出先での飲食は可成遠慮することに
- ◎熱が出たり下痢を起した時には早く醫師の診察を受けることに
- ◎蠅は恐ろしい傳染病の媒介者であるから飲食物にとまらぬ様注意し塵芥箱の蓋は密閉し便所には蠅の出入を防ぐ様にし、其の外不潔の場所には防蠅劑を撒布して蠅の驅除にとめることに

## 廣島市役所

社會課員一同  
國善寺に無縁佛を弔ふ  
八月十四日燈籠を立て

一年の行事中最もしみじみとしめられ誰れ一人おとすれず香も捧て尊い行事はお盆でありあるいづれげられない、これ等氣の毒な佛の家でも燈籠を立て亡き人の御靈を祭りに心からなつかしむのである。下全課員が十四日午後一時から尾長町國善寺に至り大正十年以來四十九の無縁佛に燈籠を立て讀經と香花を捧げ靜かに弔ふた。

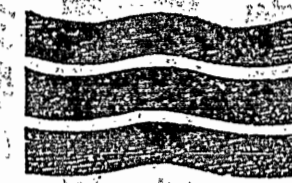
度量衡器及計量器第

一種取締執行

七月廿六日の縣報に

区域、日時、場所を

告示



業務上取引若しくは證明の  
爲め使用し又は使用に供  
する爲め所持する器物を  
洩れなく提出のこと

●當該區域内のものは

提出日	提出時間	器物提出場所	取締執行區域
昭和十年九月三日		草津尋常高等小学校	草津南町、草津濱町、草津東町、草津本町
同		古田尋常高等小学校	庚午町、古田町
同		己斐尋常高等小学校	己斐町
同		福島尋常高等小学校	福島町
同		同	福島町、南三篠町
同		天満尋常高等小学校	天満町
同		同	上天満町
同		同	西天満町
同		同	東觀音町一丁目
同		同	東觀音町二丁目、西觀音町一丁目
同		同	西觀音町二丁目、觀音本町、南觀音町
同		同	舟入町
同		同	舟入仲町、舟入本町、河原町
同		同	河原町、舟入幸町
同		同	舟入川口町、江波町
同		同	三篠本町三丁目、三篠本町四丁目、楠木町三丁目、楠木町四丁目
同		同	大芝町、新庄町
同		同	三篠本町一丁目、三篠本町二丁目
同		同	楠木町一丁目、楠木町二丁目
同		同	横川町一丁目、横川町二丁目
同		同	横川町三丁目、打越町
同		同	山手町、三瀧町
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	

# 廣島市報

外號

昭和三十九年九月十日  
昭和四十年九月十日  
所設市島廣 所行發  
所設活弟兄田地社會 所刷印  
地番一日丁七町手大島廣 者刷印  
地番一日丁七町手大島廣

## 【告示】

### ●廣島市告示第六十七號

昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉ニ付本市投票區ノ投票管理者ヲ左ノ通指定セリ但シ第九投票區ニ付テハ本職其ノ投票管理者ト爲ル  
昭和十年九月四日

### 投票區

### 投票區

### 職名

第一投票區	廣島市主事	谷源
第二投票區	廣島市主事	黑河房
第三投票區	廣島市主事	西川秀五
第四投票區	廣島市主事	平本博
第五投票區	廣島市主事	土井小衛
第六投票區	廣島市助役	福田嘉一郎
第七投票區	廣島市主事	吉田仁三
第八投票區	廣島市書記	花田敬三
第九投票區	廣島市主事	三谷木忠
第十投票區	廣島市主事	佐々木治
第十一投票區	廣島市主事	中川滋
第十二投票區	廣島市助役	岡田太
第十三投票區	廣島市主事	瀧澤拾
第十四投票區	廣島市主事	遠藤俊
第十五投票區	廣島市主事	阿部秀
第十六投票區	廣島市主事	阿部高

### ●廣島市第一投票區投票管理告示第一號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ每日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
昭和十年九月四日

### 廣島縣會議員廣島市第一投票區投票管理者

廣島市主事 谷山源陸

### ●廣島市第一投票區投票管理告示第一號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ每日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
昭和十年九月四日

### 廣島縣會議員廣島市第二投票區投票管理者

廣島市收入役 黑河房五郎

### ●廣島市第二投票區投票管理告示第一號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ每日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
昭和十年九月四日

### 廣島縣會議員廣島市第三投票區投票管理者

廣島市主事 西川秀一

### ●廣島市第四投票區投票管理告示第一號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ每日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
昭和十年九月四日

### 廣島縣會議員廣島市第四投票區投票管理者

廣島市主事 平本博衛

### ●廣島市第五投票區投票管理告示第一號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ每日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
昭和十年九月四日

### 廣島縣會議員廣島市第五投票區投票管理者

廣島市主事 土井小市

### ●廣島市第六投票區投票管理告示第一號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ每日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
昭和十年九月四日

### 廣島縣會議員廣島市第六投票區投票管理者

廣島市助役 福田五郎

●廣島市第七投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第七投票區投票管理者  
 廣島市主事 吉 田 嘉 一

●廣島市第八投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第八投票區投票管理者  
 廣島市書記 花 田 仁 三 郎

●廣島市第九投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第九投票區投票管理者  
 廣島市長 横 山 金 太 郎

●廣島市第十投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第十投票區投票管理者  
 廣島市主事 三 谷 敬 三

●廣島市第十一投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第十一投票區投票管理者  
 廣島市主事 佐 々 木 忠 夫

●廣島市第十二投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第十二投票區投票管理者  
 廣島市主事 中 川 滋 治

●廣島市第十三投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第十三投票區投票管理者  
 廣島市助役 岡 太 學

●廣島市第十四投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第十四投票區投票管理者  
 廣島市主事 瀧 澤 捨 雄

●廣島市第十五投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第十五投票區投票管理者  
 廣島市主事 遠 藤 俊 三

●廣島市第十六投票區投票管理告示第一號  
 昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ關シ府縣制施行令第十六條ノ五ノ規定ニ依ル投票用紙及投票用封筒ノ交付並同令第十六條ノ六ノ規定ニ依ル投票ノ取扱時間ヲ毎日午前八時ヨリ午後四時三十分迄ト定ム  
 昭和十年九月四日  
 廣島縣會議員廣島市第十六投票區投票管理者  
 廣島市主事 阿 部 秀 高

# 廣島市報

號十七第

創刊日九月九年十和昭  
行發日十月九年十和昭  
資本金 部一 價定  
錢拾七金 年一  
所 役 市 島 廣 廣 行 發  
人 行 發  
所 販 活 弟 兄 田 增 社 株 所 刷 印  
社 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣  
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣

## 草沿の町

塚本町 は往古からの名である  
が名義は不詳である。

### 【目次】

- ◆ 廣島縣告諭……………二六七
- ◆ 示 達……………二六八
- ◆ 彙 報……………二七二
- ◆ 滿洲國の飛躍……………二七三
- ◆ 小學教員の夏期講習會……………二七三
- ◆ 廣島貯金支局振替貯金加入に就て……………二七三
- ◆ 滿洲事變記念日行事決定……………二七四
- ◆ 北海道自作農移住者募集……………二七五
- ◆ 第三回全國融和事業大會……………二七五
- ◆ 選舉肅正宣誓式……………二七六
- ◆ 舟入川口町土地區劃整理組合……………二七六
- ◆ 自轉車及び同附屬車の税金納付方變更ニ共  
都市問題としての保健施設に就て……………二七七

△全國社會事業大會開催△藝裝講習會閉  
催△海軍模範充員召集檢閱執行△農區長  
協議會△選舉肅正通學區懇談會△國勢調  
査宣傳歌



### 廣島縣告諭

憲政布カレテヨリ茲ニ四十餘年今  
ヤ公選ノ制度ハ概ネ其ノ整備ヲ見  
タリト雖モ之ガ運用ニ至リテハ尙  
遺憾ナシトセズ就中選舉界ノ實情  
ハ弊竇年ト共ニ漸ク甚シク醇正公  
明ナル民意ノ暢達ヲ妨ゲ諸般ノ政  
弊因テ此ニ發スルモノ尠カラズ事  
態今ニシテ之ヲ匡正スルニ非ズン  
バ邦家ノ前途深憂ニ堪ヘザルモノ  
アリ

政府ハ茲ニ觀ル所アリ曩ニ勅令ヲ  
公布シ道府縣ニ選舉肅正委員會ヲ  
設ケ官民協贊衆議院議員選舉ヲ始  
公ノ選舉ノ革正ヲ圖ラントス仍テ  
本縣ニ於テハ去ル六月一日廣島縣  
選舉肅正委員會ヲ設置シ之ガ方策  
ニ付慎重審議其ノ成案ヲ得タルヲ  
以テ直ニ之ヲ實行ニ移シ爾來二閱  
月官民協力舉縣一致能ク其ノ運動  
ニ精進セルノ結果機運漸ク醸成セ  
ラルルニ至リタルヲ信ズ

惟フニ選舉ハ國民ガ大權ヲ翼賛シ  
奉ルノ途ナルヲ以テ之ガ公明嚴正  
ヲ期シ憲政有終ノ美ヲ濟スハ畏ク  
モ 明治天皇不磨ノ大典ヲ宣布シ  
給ヘル聖旨ニ應ヘ奉ル所以ナリ  
今ヤ本縣會議員總選舉ハ目捷ノ間  
ニ迫リ憲政自治ノ大試練ニ直面ス  
コト否トハ選舉界將來ノ動向ヲ左  
右スルモノニシテ又實ニ憲政ノ消  
長ニ關スル謂フヲ妨グズ縣民タル  
モノ宜シク自省自戒操守ヲ嚴ニシ  
クク選舉肅正ノ實效ヲ收メ以テ奉  
公翼贊ノ責務ヲ竭シ國家ノ隆昌ニ  
貢獻センコトヲ期スベシ

昭和十年九月一日  
廣島縣知事 鈴木 敬一

【示達】

廣島市會ノ議決ヲ經何大臣 (廣島縣知事)ノ許可ヲ得何々 條例(規則)左ノ通り定ム(改正ス、廢止ス) 年 月 日 市長名

(イ)告示 廣島市告示第 號 何々ノ件 年 月 日 市長名

(ロ)諭告 廣島市諭告第 號 何々ノ件 年 月 日 市長名

(ニ)指令 廣島市指令何第 號(指令ノ下ニ主務課ノ頭字ヲ附ス) 何々ノ件 年 月 日 市長名

(ハ)達第 號 何々規定制定 (改正、廢止)ノ件 何々規程左ノ通り定ム(改正ス、廢止ス) 年 月 日 市長名

(一)訓令 訓令第 號

何々ノ件

(右訓令ス) 年 月 日 市長名

(備考)市會ノ議決ヲ經タル 規程其ノ他ノ告示又ハ示達 (イ)ノ文例ニ準ジ其ノ旨 併記スルコト

廣何第 號(廣ノ下ニ主務課ノ頭字ヲ附ス) 年 月 日 市長名

何 某 殿 何々ノ件照會(回答、上申、副申等) 年 月 日 市長名

(イ)送假名ハ世間ノ常例ニ從フコト

(ロ)送假名ニ關シテハ左ノ通例ニ從フコト

(1)名詞、代名詞—一般ニ送ラズ

五、用字例

索引

アル 有

或ハ 併テ

充ツル 併ニ

併セテ 新タニ

明ラカニ 明ニ、明カニ

豫メ 豫ジメ

恰モ 恰カモ

敢ヘテ 敢テ

當ル、該ル 當タル、該タル

改メテ 改タメテ

改メザル 改タメザル

各市 だより

◆全國社會事業大會開催 (東京市)

中央社會事業協會では毎年全國社會事業大會を開催、社會事業に關する協議研究、社會事業に對する理解の促進、社會事業發達に資する斯業關係者の融和等を圖つてゐるが今年も陸軍、海軍、内務、司法、文部、逓信、拓務各省、東京府、東京市等の後援を得て来る十月二十三日から四日間内務省會議室に於いて開催されることになつて居る

◆モダイン公園 (堺市)

堺市では現在の東雲町野儀場が腐朽し且つ時代遅れな薪を焚く火葬爐なので昨年度豫算に九萬二千餘圓の經費を議決、近代式重油爐の鐵筋コンクリート建に改築することとなり目下堺市工務課で設計中であるが、この改築と同時に附屬墓地を擴張して緑の森をもつて火葬場の建物を蔽ひ墓地の中は曲線美ならぬかな回遊式道路を設け、その間に四時草花を絶やさぬやう美粧をこらして、火葬場といふ不快な感じを除くとともに祖先の靈を祀る淨域にふさはしいものにしようといふのであるが、擴張土地六百坪の買収もすでに終り現在の千八百十坪と合せて全體の大規模替を行ひ現在の火葬場

非ラザレバ 非ラズシテ 在ラズ 在リテハ 至リ 謂フ 雖モ 未ダ 何レモ 荷クモ 徒ニ 著シキ 意ニ 違反 以上、以下、以內、 出デザル 受クル 承クル 承ル 承マハル 承マハル 賣リ拂フ 終リ(動詞) 終リ(名詞) 終リ(動詞) 及ビ(動詞) 及ビ(接續詞) 及ボサズ 於テハ 於ケル 各々 自ラ 同ク 凡ソ 概ネ

遅クトモ 一、一及(又ハ)一 及(又ハ)一 一及一並一及一 一並一及一並一 運クモ 被ムル 重テ 掲グル 買ヒ入ル 且ツ 豫ネテ 必ラズ、必 代ハル 兼シム 斯テ 拘ハラズ 限リ 極メテ 二箇月 三箇年二箇月 欠 例、此ノ限ニ在ラズ

◆汲取便所を廢止 (東京市) 我が國の衛生施設で諸外國に比較して著しく劣つてゐるのは糞尿の處分であるが東京市、警視廳、内務省では市民の保健衛生上から相協力して今後五年の後は東京市内の汲取便所を廢止して全部水洗式便所に改めることとなつた 従來水洗式便所を使用して居るところは東京市でもビルディング等の特殊建築物で、淺草、下谷、日本橋、京橋、深川、本所の各區では糞尿専用の指定下水道が完成されて居るに拘らず一般住宅では依然汲取便所を使用してゐる有様で折角警視廳で傳染病豫防に大奮となつても汚物から傳染する赤痢や腸チフス等を豫防することが絶対に不可能なばかりでなく都市美の上からも放任することか出来ないもので五年の猶豫期間を於いて全市に汲取便所の使用を禁止せんとするもので近く警視廳令により一般に通達されることとなつた

◆交通の安全地帯設置 (福岡市) 福岡縣土木部では福岡市の交

Table with columns for postal terms (e.g., 何年以上, 延バス, 初メ) and their definitions.

Table with columns for postal terms (e.g., セントスルトキ, セムトスルトキ) and their definitions.

夏期衛生講話會開催
本市産業課では塗装業者の技術の高上を...

Table with columns for postal terms (e.g., 定ムル, 避クル, 盛ニス) and their definitions.

Table with columns for postal terms (e.g., 但シ, 但書, 直ニス) and their definitions.

中等學校生徒の健康調査
(東京市)
本市では市立中等學校生徒の定期身體検査を毎年五、六月に行つて居る...



漸ク 我ガ 僅カニ 分チテ 別チテ 一、二、三、十、萬、圓 會計上特別ノ規定アリ 数字 別チテ 僅ニ 分チテ 別チテ 壹、貳、參、拾、万、圓

【彙報】

●達之第十號  
庶務課 文書課 會計課 庶務課  
舊御便殿防火水道唧筒室監視囃託  
手當支出ノ爲昭和十年年度歳出經常  
部第二款舊御便殿保存費第一項雜  
給ニ「第一目諸手當」(附記、防火  
水道監視囃託手當)ノ科目ヲ設ケ  
左記ノ通簿備補充ノ上之ヲ處理  
スベシ  
昭和十年八月十七日  
廣島市長 横山金太郎

町正副總代就任認可

(自昭和十年八月三十一日)  
觀音本町 總代 前濱百太郎  
西天滿町 副總代 岩崎賢一  
東胡町 總代 杉山廣作  
荒神町東組 副總代 大井政雄  
總代 田原十助  
三津井市 總代 津田一郎  
荒神町東組 總代 荒木徳一  
衛生組長二就任認可  
(自昭和十年七月十六日)  
(至昭和十年八月三十一日)  
衛生組長 中村喜一郎

衛生副組長二就任認可

(自昭和十年七月十六日)  
(至昭和十年八月三十一日)  
衛生副組長 楠木久吉  
副組長 竹田和助  
田中町 岡田陸藏  
猫屋町東組 坂井次郎  
似島町 平田平十  
尾長町岩鼻組 佐久間淳一  
西觀音町一丁目 上村善雄  
東胡町 下田岡南雄  
宇品町神田通 境武兵衛  
宇品町西通五 大崎忠四郎  
草屋町 杉岡益之助  
西天滿町 兒玉克巳  
丹那町 馬本庄一  
矢賀町 樋口文教  
荒神町 中村辨吉

滿洲國の飛躍 (其の二)

新京の膨脹發展振りに關し、前號では、主として人口の増加狀況と、國建設關係の数字を示した、本號では、商業と金融方面に關する統計について、その躍進の狀況を窺知することとする。

小賣商店の繁榮

滿洲並に關東州主要都市には、滿鐵の援助に依つて設立せられた日本人商人の輸入組合がある、輸入組合加入商店が在滿日本人商人の全部でないことは勿論であるが、在滿日本人商人の主流をなしてゐることは事實で、在滿日本人商人の景氣、不景氣は、輸入組合を通じて覗いて見て大して過誤はない。然らば新京の商況は如何？新京輸入組合加盟店の小賣々上狀況を數字について知られたい。

業種別	昭和六年	昭和九年
店數	100	100
金額	100	100
和洋雜貨	37,800	53,800
食料品	7,700	5,500
藥	3,300	7,700
建築材料	15,100	17,500
其他	2,000	3,100
計	100,000	100,000

項目	昭和九年	昭和六年
預入	1,000,000	1,000,000
拂戻	1,000,000	1,000,000
增加狀況	1,000,000	1,000,000

亦驚異的數字を示してゐる。滿洲景氣と云ふ、滿洲を見聞した人は勿論、彼地に住む内地人も顔面筋肉をゆるめてこの言葉に陶酔するかに見える、どの程度に金がダブつき動いてゐるのか？それは別としても、「景氣がよい」とに間違ひないことは、左表の數字が物語つてゐるはしないか。

金融方面の好況

新京組合銀行特別當座殘高  
昭和五年末 昭和九年末  
金庫勘定 五、三三三  
郵便貯金增加狀況  
昭和九年 一、七〇〇  
昭和六年 一、七〇〇

工藝講習會

來る九月十八日産業獎勵館で開催  
本市産業課並に廣島縣工藝協會では來る九月十八日産業獎勵館に於いて工藝講習會を開催するが講師及び題は左の如くである  
「歐洲工藝界の現状並に巴里博覽會に就いて」  
商工省屬 青山 義雄

農區長協議會開催

市公會堂に於いて  
八月二十七日午後一時から市公會堂に於いて農區長協議會を開催、左記事項を協議、午後四時散會した  
〔協議題〕  
▲農區事業促進に關する件  
▲昭和九年度事業成績報告の件  
▲農區事業と組合事業との聯絡に關する件  
▲農區役員標札揭示の件  
▲出張所設置に關する件  
〔報告事項〕  
高級園藝市場轉成成績報告の件  
因みに市農會出張所は仁保、矢賀、牛田、三條、已斐、古田、草津の七ヶ所に設置されるもので各出張所には技術員を置き一般の相談に應ずるものである

市内小學校教員の「夏期講習會」

八月二十九日から三日間  
本川小學校に於いて開かる

市長の訓示



本市並に廣島市教員研究會、廣島市教育會では共同主催のもとに八月二十九日から三十一日迄三日間にわたり本川小學校に於いて市内小學校教員並に看護婦の夏期講習會を開催したが講師並に演題は  
(午前八時から十一時迄)  
日本精神と國民教育  
文理大高師 皇 至道氏 講  
(午前八時から十時迄)  
議會政治の沿革と國民の自覺  
廣島地方裁判所 帆高 壽一氏 檢事 正 講  
(午前十時から正午迄)  
前日の續き  
文理大高師 皇 至道氏 講  
(午前八時から十時迄)  
躍進日本の産業  
高師教授 藤村 利常氏 講  
(午前十時から午前十一時三十分迄)  
前日の續き  
文理大高師 皇 至道氏 講  
で二十九日午前十一時には横山市長は福出、岡太兩助役と共に臨場し左記の如き訓示をなし之に對し濱田竹屋小學校校長一同を代表し

て誓旨を述べた  
【市長訓示】  
茲に各位と相會し親しく所懐の一端を披瀝するの機會を得ましたことは寔に欣幸とする所でありませぬ。我が國教育の大本は畏くも教育に關する勅語に於いて明示せられ、炳として日星の如きものがありませぬ、各位はその御聖旨を奉體して教育の事に精進せられて居らるるのであります。が現時の世相に鑑み益々國體の本義を明徴にし國民の精神を奮興し以て一段と教養の徹底を圖らなければならぬと思ふのであります。去る昭和六年十月三十日 天皇陛下東京高等師範學校に行幸あらせられたる際教育の任に在るものに對し  
健全ナル國民ノ養成ハニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノノ其レ奮勵努力セヨとの勅語を御下賜あらせられました。當時私は職を文部に奉じて特に感激の深きを禁じ得なかつたのであります。更に又昨年四月三日全國小學校教員代表者を御親臨あらせられ  
國民道徳ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノノ夙夜奮勵努力セヨとの勅語を賜ひ特に小學教育の振興に御熱心遊ばされまはることは洵に恐懼感激の至に堪へない次第であります。各位は深く思を此に致され夙夜奮勵を加へ益々徳を養ひ識を研ぎ薫染感化の効を完らしめて以て御聖慮に副ひ奉らるる様渾身の力を致されんことを切望致し

ます  
本市初等教育界に於ける施設が各位不斷の努力と教育當局の指導とに依つて克く教育都市の名に恥ぢざる優秀の成績を擧げて参りましたことは私の夙に欣快とし且つ感謝する所であります  
併しながら教育の内容は當に過去及び現状の成績に安ぜず常に日進の文化に先んじなければならぬのであります。これが充實進展に關しては絶えず工夫盡力を怠つてはなりません。依つて私は今本市の現状に察し考慮を願はむとする事項を列擧して各位の御參考に供したいと存じます  
教授及訓育の成績如何は主として教員の學殖及人格に俟たなければなりません。故に教員各日の研鑽と修養は實に教育振興の根柢をなす所以であります。されば教員は大に其點に心を潛め博く事理に精通して直接教授上に資するは勿論其の基礎的並に背景的修養に於て遺憾なきを期すると共に自己の職務に關する識見を高邁にし明確にして自任自重所謂大道を開歩する底の氣概があつて欲しいと思ひます。この氣概を存しこの所信を有してこそ教育者たるの權威が自らにして備はり而して始めて教育の眞の徹底が期せられるのであります。先年來各地に於て教育者の綱紀紊亂問題が擡頭し續々摘發せられましたけれども本市に於ては絶えて斯る忌まはしき事件の發生せるものあることなく世人の信頼感々厚きを加へましたことは一に各位が其の職責を尊重し操守を厳正にせらるる結果でありまして

了たが縣下各種社會事業關係者八十名出席、社會事業の研究を行ふと共に今秋東京市に於いて開催せられる全國社會事業大會に提出すべき議題に就いて協議した  
◇社會事業へ寄附二件  
八月三十一日已斐町三一七番地の勝田茂三氏は亡父茂樹の満中蔭に際し社會事業資金として廣島市方面事業助成會へ寄附した。九月二日には匿名にて金七十圓を方面事業助成會へ寄附した。奇篤な人があつた  
◇廣島貯金支局 振替貯金加入に就いて  
廣島貯金支局に於いては愈々來る十月一日より開局し、同時に振替貯金事務の取扱を開始することに内定せられたことは、是に慶祝に堪へない所である。振替貯金は取引に送金に最も便利なる制度であることはいまでもなく、殊に商工業者にとりては必須の機關である。本市は新局の管轄内に於ける最大都市にして、全國的にも六大都市に亞ぐ大商工都市たるのみならず、銀行小切手と同様の機能を得る等、加入者として最大の利便を享受し得る次第であるから、他に比し加入斷然多きことゝは確信せらるるも、一面本市に於ける其の多寡は新局の將來にも至大の影響を及ぼすものと認められるが故に、此の際商工業者は勿論各方面とも振替貯金

眞に快心の至りであります  
本市各小學校が其の區内の状況や児童の個性等各種の事情を調査して特色ある施設をせられて居りますことは極めて喜ばしい現象であります。之に満足せらるる事なくして世の進運に伴ひ應化革新の實を擧ぐるに努められんことを望みます。

又國民的精神を發揚せしむるに共ニ團體生活の意義に通ぜしめ治共同の觀念を養ひ私情を捐て公義に殉ふの精神を鼓吹するが如きは國民教育上現下の急務でありまして實剛健堅忍持久の氣象を養ふと同時に責任を重んじ廉恥を尙び將た又遠大なる志望を涵養する等の確に之が訓育を施すことは斷じて兒童期を逸してはなりません。

申すまでもなく體育運動は國民の體位を向上し兼ねて健全なる精神の涵養に資すべきものでありますから單に身體を運動せしむるといふことを以て能事たりとせず積極的に心身を鍛練して能く外力に抵抗し艱苦に堪ふるの體力と剛毅不屈勇武果敢の氣力とを併せ得しむるやうにあらしめたいものであります。殊に教職員の健康増進については既往の状況に照し大に

其の必要を痛感して居るのであります。一層の關心を望みます。

從來青年訓練所男女青年團等が各位並に關係諸氏の御盡瘁に依つて著しく其の成績を擧げられましたことは頗る結構なことであります。が道般青年學校令の制定に依りて去る七月一日より青年學校を設置せられたるに付きましては過渡轉換の際別して克く其の趣旨を普及透徹せしめたるやう一入の御働きを願ひます。

教育者は其の天職に顧み之に應はしき社會の尊信を保有しなければなりません。之には教育者自ら其の面目を保持し教育界は平生相當の抱負と矜持とを有して之を外部に反映せしむることが最も大切であります。

從つて教育者が有機的に左提右携一致して外侮を禦ぎ親和を圖り志望を補成し事業を援助し患難を救濟する等荷も自ら非違なからんことを期し互に相戒めて教育界淨化の手段を講ずるが如きも亦緊要であると思ひます。

近時教化の一斷面として選舉正の聲漸く高く上下學つて之が爲に力を致されて居りますが選舉の清濁は實に憲政有終の美を濟すとの依つて岐るる所であります。故に獨り教育者間に選舉違反の如き不祥事をなからしむるのみならず各自清廉勁節の儀範を示し以て社會大衆を誘掖提擧せられんことを希ひます。

尙これ等の外百般の事盡く教育に基礎を置かないものは無いのであります。從つて使命に忠實なる諸君は一際注意と熱誠なる勉勵に依りて本市の教育をして日に進み月に新ならしめ以て同胞に中述べましたる御聖旨に悖らざらんことを念とせられ以て奉公の誠を致されんことを懇望して止みませぬ。

### 滿洲事變記念日行事決定

來る九月十八日は滿洲事變四周年記念日に當るが之が記念行事打合の爲め八月二十一日午後一時三十分から偕行社に於いて主催各團體代表者の協議會を開會、左記行事を催はすことに決定、午後五時散會した。

昭和十年九月十八日滿洲事變四周年記念日行事

一、趣旨  
滿洲事變四周年記念日ヲ迎へ勃發當時ヲ回顧シテ日本精神ノ高揚

二、主催  
廣島市、帝國在郷軍人會廣島市聯合分會、西警察署、東警察署、宇品警察署、廣島商工會議所、廣島縣教育會、廣島市教育會、廣島國防研究會、帝國軍人後援會

三、分擔  
帝國軍人會、廣島市聯合分會、宇品、各警察署、廣島縣教育會、廣島市教育會、海軍友誼會廣島支部、海軍協會廣島支部、町總代聯合會

四、日期  
九月十八日 自午後二時 至同 四時  
於廣島衛戍病院

五、全市活動寫眞ノ戰役關係映畫

### 昭和十年度北海道自作農移住者募集

昭和十年度北海道自作農移住者募集要項は概略次の通りであるが、尙ほ希望者は市産業課へ照會せられたい。

一、出願期限  
本年十二月末日迄に現住地の縣廳へ到着する日取を以つて移住補助願を提出すること

二、移住補助願には移住證明書、健康診斷書及び戸籍謄本を添付する事が必要である

三、移住者の資格  
滿二十歳以上の者にして農業に經驗を有し身體強健、思想堅實、永住土着の意思堅固、且つ移住初年目の生活費を自辨し得る者に於て家族同伴移住する者に限る

四、許否決定日期  
移住の許否は左の通り四回に區別し各其の日に受理したる願書に就き審査の上決定し各本人に直接通知せられるを以つて希望者は速に願書を提出するを要す

五、出願期限と雖も毎回審査の結果、許可の戸数が募集戸数に達したる時は以後到着の願書は却下す

六、第一回決定 九月末日  
第二回決定 十月末日  
第三回決定 十一月末日  
第四回決定 一月末日  
許否の通知は右各回共決定翌月の末日迄とす

七、入地期限は何れも三月二十日迄

八、移住者に対する特典  
一、國有未開地の無償貸付  
一戸に對し平均十町歩を無償貸付し移住後五年間に全地積の六割以上を開墾したる時無償にて所有權を本人に移轉

九、移住者の義務  
一、移住補助の許可を受けた者は必ず家族同伴(許可名義人と同一戸籍内に在る者)にして内縁關係は家族と認めず(移住すること代人移住を許さず)

二、國有未開地の貸付を受けた者は開墾成功する迄其の土地に居住し自作すること、要す代理耕作を許さず

三、民有未墾地を買受け低利資金の貸付を受けた者は貸付金の償還を終る迄其の土地に居住し自作する事を要す

四、前各項に違反したる者に對し補助金及び貸付金の返還を命ず

五、尙ほ目下募集中の拓殖實習生の出願期日は一ヶ月延期、九月末日迄となつた

### 第三回全國融和事業大會

八月廿二廿三の兩日  
東京市に於いて開催

第三回全國融和事業大會は八月二十二、二十三日の兩日東京市日本青年會館に於いて開催されたが、第一日は開會の挨拶の後、國歌合唱、勸語奉讀、中央融和事業協會長の挨拶、内閣總理大臣其の他の祝辭、経過報告あつて議長選舉に移り平沼中央融和事業協會々長を滿場一致推薦、更に宣言の決定並に協議があつてから平沼中央融和事業協會々長の「吾が國體と融和問題」と題する講演を聴講、午後八時より懇談會を開催した

第二日は午前八時全員宮城前に參集、皇居参拜をなした後内務省の計畫に基き昭和十年度以降の融和事業費の増額に關し内閣總理大臣、内閣書記官長、内務大臣、同次官、大藏大臣、同次官等を歴訪陳情をなし更に新宿御苑を拜觀して築地本願寺主催の懇談會に出席、午後六時終了散會した

### 選舉正通學區懇談會

好成績を収めて終了

八月十一日職町校を最初に八月三十一日の矢賀校を最後とした通學區選舉正懇談會は左記の割合を以つて舉行されたが各會場とも非常に盛會、好成績を収めて終了した。

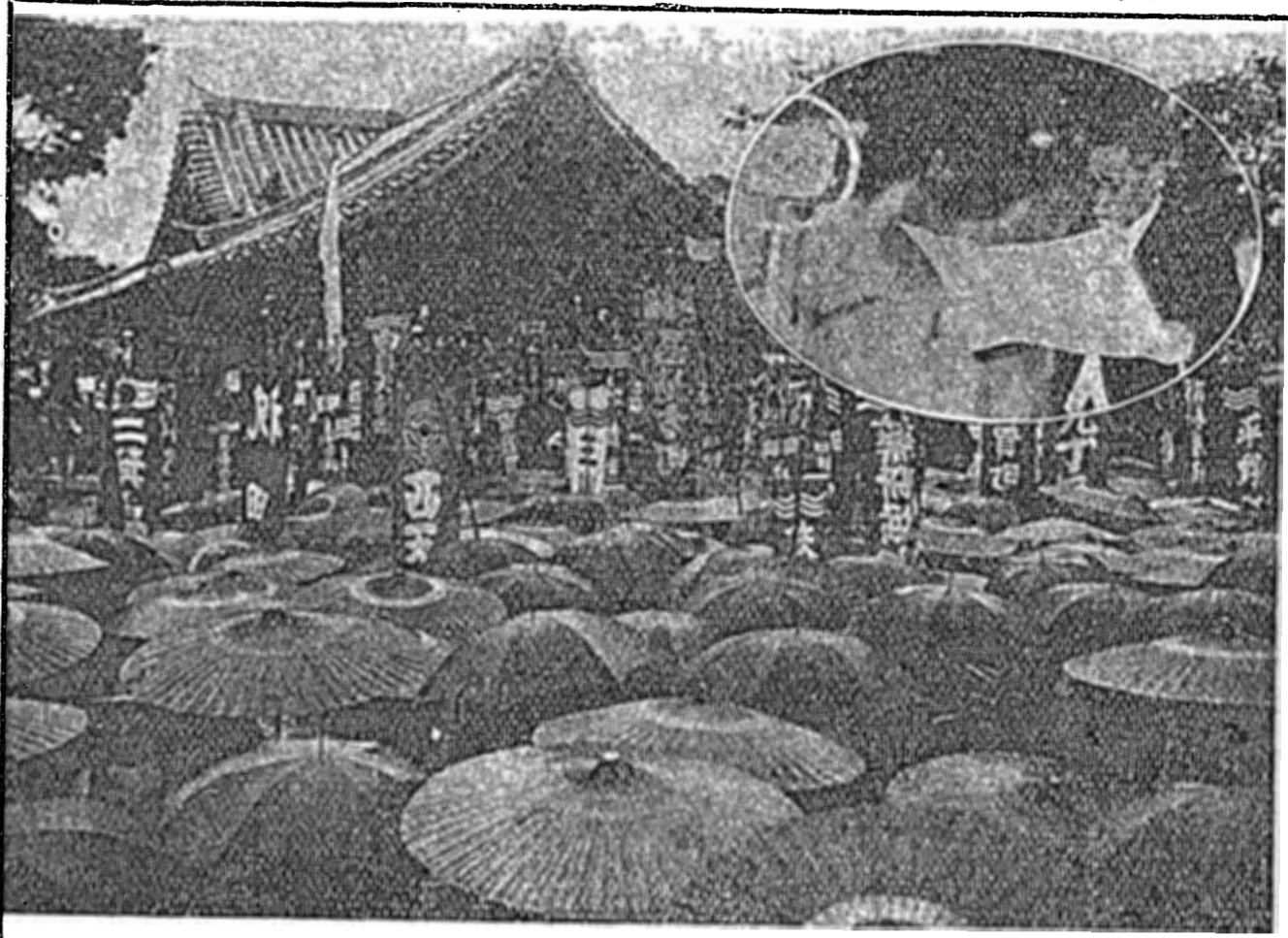
選舉正通學區懇談會日程

月日	開始時	校名及
八月十二日	後七時	職町校
八月十三日	後七時	似島校
八月十四日	後七時	江波校
八月十五日	後七時	宇品校
八月十六日	後七時	觀音校
八月十七日	後七時	尾長校
八月十八日	後七時	觀音校
八月十九日	後七時	眞宗學寮
八月二十日	後七時	青崎校
八月二十一日	後七時	越前校
八月二十二日	後七時	尾長校
八月二十三日	後七時	觀音校
八月二十四日	後七時	觀音校
八月二十五日	後七時	觀音校
八月二十六日	後七時	觀音校
八月二十七日	後七時	觀音校
八月二十八日	後七時	觀音校
八月二十九日	後七時	觀音校
八月三十日	後七時	觀音校
八月三十一日	後七時	觀音校

# 選挙肅正宣誓式

## 九月一日比治山記念館に於いて 舉行

廣島市選挙肅正委員会では九月一日午前八時から比治山記念館に於いて選挙肅正宣誓式を舉行した。於いて選挙肅正宣誓式を舉行した。於いて選挙肅正宣誓式を舉行した。...



比治山記念館宣誓式

會長廣島市長の憲法發布勅語の奉讀、廣瀨神社山崎社掌を齋主として修設、降神詞、祝詞の諸行事あり。...

トノヨツテ岐ルトルコナリ、吾人ハ自治ノ使命ヲ發揮シ、憲政ノ本義ヲ確立スベク近ク執行セラレントスル縣會議員總選挙ヲ契機トシ、コニ全市民相率テ誠心誠意選挙権ノ行使ヲ公明ニセントテトモトモ、モツテ皇國興隆ノ機運ヲ翼賛シ奉ランコトヲ期ス。

昭和十年九月一日  
廣島市選挙肅正委員会  
正委員会會長  
横山金太郎

### 舟入川口町土地區劃整理組合の機關なる

本市の助成に依り本年五月三十日組合設立を認可せられた本組合は七月八日總會開會滿場一致、組合長に高重儀三郎、組合副長に山本源一、評議員に古川正彦、小松作太郎、石原光一、柳井岩次郎、米田伊太郎當選、次いで八月十九日組合會議員の選挙を執行した。

地目	面積 (坪)	筆數
田	一四、七二〇	六
畑	四、〇八〇	一〇〇
雑種地	六、一七九	二一〇
住宅地	六、三〇〇	一〇〇
下水道敷地	九、五〇〇	一〇〇
小計	三三、八〇〇	一、〇〇〇
計	六八、〇〇〇	一、〇〇〇

れたる一團地にして實測に依る地區總面積は八萬一千九百四十四坪にして地目別面積及び筆數は左表の如くで、組合員數は二百二人で二箇年を以て事業完了の豫定である。

### 自轉車及び自轉車附屬車の税金納付方變更

現在本市には三萬六千臺の自轉車及び自轉車附屬車があるが一年間にその約半數が異動する、此の異動に伴ふ税金は現在在屆書受理數日後に月割稅額の徴稅令書を作成して各届人の手許に配付して居るが随時税金である為めか兎角納期限を忘れる向きが非常に多いので新調なり解崩なりの届出をする際即時に納めてしまへば又應々郵便局や銀行の納付場所迄行く必要もなく期日を忘れて督促手數料を取られる様なこともなく一面市役所も手が省け雙方便利であるので來る十月一日から届出の際その期分の税金を即時納付して然る後に鑑札を附着し又は取除くことに變更することになつた、よつて新調、解崩等の届出の際には左記税金の用意を忘れぬ様願ひ度い、此の取扱は縣下でも他の市では以前から行はれて非常な好結果を得て居るものである、尙其の年度の同種類税金に過納のものがあれば充當することも出来るが例へば前半期分を六月に納付して七月に解崩し其の代車を新調した時は前期分の過納二ヶ月分を新調の二ヶ月分の税金として充當することが出来るから前期分受領證を提示して其の旨を出れば別に納付する必要はない。

# 都市問題としての保健施設に就いて(二)

廣島市會議長 松坂義正 醫學博士

當時は廣島市民が只日常飲んで居ります所の上水道は初めは陸軍が大體作ったものであります。それを市が僅かの金を入れまして終には市の所有になつたのであります。...

圓の金が掛るので金が掛るのを借金して之を作ると致しまして、借金即ち吾々市民の頭にかぶつて來るのであります。...

如く随分不潔なものも澤山あつて然かも市の未梢地帯には澤山の家屋が建て居るのであります。...

月割稅額表 (十年度分)

種別	一ヶ月分	二ヶ月分	三ヶ月分	四ヶ月分	五ヶ月分	六ヶ月分
新調	52	1.08	1.61	2.17	2.70	3.23
解崩	37	78	1.18	1.56	1.96	2.36





# 國勢調査趣旨普及宣傳

## 何の爲めに行ひますか

人口に関する諸般の事情を實地に調査し、中央、地方の行政や諸種の産業經營や軍事計畫、其他各般の社會施設などの基本資料を供給するのであります

## 何を調べますか

今秋十月一日午前零時現在に依り、各世帯内に現在したる者は一人も洩れなく(一)氏名(二)男女の別(三)出生の年月日(四)配偶の關係(五)常住地等の五項目を實地に就いて正確に調べるのであります

## 何時行ひますか

十月一日午前零時(九月三十日から十月一日に移る夜半)現在に依り各世帯主又は管理者が國勢調査申告書用紙に一々正確に認め調査員が来るのを待つて提出せられたいのであります

## 如何にして行ひますか

内閣から任命せられた國勢調査員は九月二十一日から受持區内の準備調査に着手して同月二十九日までには、各世帯主又は管理者に申告用紙を配布致します、各世帯主は十月一日午前八時までに右の用紙に十月一日午前零時現在に自分の世帯に居る人々に付て五項目の事柄を調べて有りの儘を記入し、調査員が十月一日の午前八時から巡回して来るのを待つて申告書を提出するのであります

# 夜間商業 生徒募集

一、普通科	尋常小學校卒業程度	若干名(二年修了)
一、本簿算科	高等小學校卒業程度	若干名(二年卒業)
一、珠算科	一般志望者	二百名(半年修了)
一、簿記科	同前	五十名(同前)
一、滿洲語科	同(前每週月水金授業)	五十名(同前)

元廣島市商業專修學校  
廣島市商業專修青年學校  
(本川小學校内 電話二〇二六番)

- 一、申込期日 十月三日迄 (願書受付毎日午後三時ヨリ九時迄)
- 一、授業 毎日午後六時ヨリ九時十分迄
- 一、學費 一ヶ月五十錢ノ割 (授業料及其他共)

◎本校ハ昭和十年七月ヨリ青年學校令ニ依リ校名ヲ變更シ、學則ヲ改正スルト同時ニ、一層内容ノ充實ヲ圖リ、眞ニ理想的商業青年學校トナリマシタ、晝働イテ夜學ブ奮闘的青年ノ奮ツテ入學アランコトヲ希望致シマス

宣言

廣島市選舉肅正委員會ハ國家ノ現狀ニ鑑ミ選舉界肅正ノ緊要ナルヲ認メ市民ノ選舉ニ對スル自覺ヲ促シ選舉道德ノ向上ヲ計リ以テ地方自治ノ進展ト國運ノ隆昌ニ寄與センコトヲ期ス

選舉肅正

決議

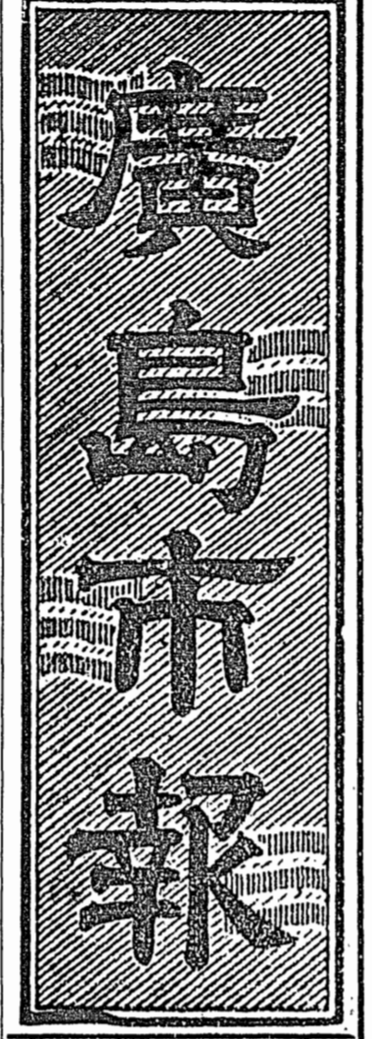
- 一、選舉ノ重大ナル意義ヲ認識シテ斷ジテ棄權セザルコト
- 二、情實因縁ニ捉ハレズ自由公正ニ投票スルコト
- 三、戸別訪問、買収、饗應、利益供與等ニヨリ他人ヲ誘惑シ又ハ他人ノ誘惑ニ陥ラザルコト
- 四、選舉期間中ハ誤解ヲ招ク虞アル私的會合及客事等ハ成ルベク遠慮スルコト
- 五、選舉違犯ヲ恥辱トセザルガ如キ社會道念ノ弛緩ヲ矯正スルコト

廣島市

標語

- 一、至誠奉公此の一票
  - 一、この一票も御奉公
  - 一、一票光れば國光る
  - 一、一票正しければ一國正し
  - 一、まごころの一票
  - 一、舉國一致で正しい選舉
  - 一、赤心一票國の榮
- (以上廣島市青年學校生徒作品ヨリ)
- 一、一票報國
  - 一、萬金重からず一票重し
  - 一、此の人にこそ此の一票
  - 一、守れ國法選べ人物
  - 一、此の一票にも日本魂
  - 一、棄てな汚すな此の一票
  - 一、愛せよ日本正せよ選舉
  - 一、誠の一票國の爲
  - 一、一票汚せば百政汚る
  - 一、陛下に答ふるこの一票
- (以上廣島市民作品ヨリ)

選舉廣告



外號

印刷日九月九年十和昭  
行發日十月九年十和昭  
所設市島廣 所行發  
所版活第兒田地式株 所刷印  
地番一日丁七町手大市島廣  
雄計田地 者刷印  
地番一日丁 七町手大市島廣

●廣島市第一投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第一投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市第一投票區投票管理  
廣島市主事 谷 山 源 陸

一、投票所 廣島市荒神町尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

●廣島市第二投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第二投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市第二投票區投票管理  
廣島市收入役 黒 河 房 五 郎

一、投票所 廣島市段原尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

●廣島市第三投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第三投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市第三投票區投票管理  
廣島市主事 西 川 秀 一

一、投票所 廣島市仁保尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

●廣島市第四投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第四投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第四投票區投票管理  
廣島市主事 平 本 博 衛

一、投票所 廣島市青崎尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

●廣島市第五投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第五投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市第五投票區投票管理  
廣島市主事 土 井 小 市

一、投票所 廣島市宇品尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

●廣島市第六投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第六投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市第六投票區投票管理  
廣島市助役 福 田 五 郎

一、投票所 廣島市竹屋尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

●廣島市第七投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第七投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市第七投票區投票管理  
廣島市主事 吉 田 嘉 一

一、投票所 廣島市白島尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄

●廣島市第八投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第八投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市第八投票區投票管理  
廣島市書記 花 田 仁 三 郎

●廣島市第九投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第九投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第九投票區投票管理者  
廣島市長 横山 金太郎

一、投票所 廣島市大手町尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄  
●廣島市第十投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第十投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第十投票區投票管理者  
廣島市主事 三谷 敬三

一、投票所 廣島市本川尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄  
●廣島市第十一投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第十一投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第十一投票區投票管理者  
廣島市主事 佐々木 忠夫

一、投票所 廣島市神崎尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄  
●廣島市第十二投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第十二投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第十二投票區投票管理者  
廣島市主事 中川 滋治

一、投票所 廣島市觀音尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄  
●廣島市第十三投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第十三投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第十三投票區投票管理者  
廣島市助役 岡 太學

一、投票所 廣島市廣瀬尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄  
●廣島市第十四投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第十四投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第十四投票區投票管理者  
廣島市主事 瀧 捨雄

一、投票所 廣島市三篠尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄  
●廣島市第十五投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第十五投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第十五投票區投票管理者  
廣島市主事 遠藤 俊三

一、投票所 廣島市已斐尋常高等小學校  
備考 投票時間 午前七時ヨリ午後六時迄  
●廣島市第十六投票區投票管理告示第二號  
昭和十年九月二十五日廣島縣會議員總選舉執行ニ付廣島市第十六投票區投票所ヲ左ノ場所ニ設ク  
昭和十年九月七日

廣島縣會議員廣島市第十六投票區投票管理者  
廣島市主事 阿部 秀高

不在投票が出来ます

(詳細は市役所庶務課でお聞き下さい)

縣會議員の選挙にも



# 廣島市報

號一十七第

創印日四十二月九年十和昭  
行發日五十二月九年十和昭  
錢金部一 價定  
錢拾七金 年一

所發市島廣 所行發  
人行發  
所版話弟兄田增株式社 所刷印  
地番一目丁七町手大市島廣  
地番一計田增市島廣  
地番一目丁七町手大市島廣

## 草沿の町

中島本町 は元安、本川の兩川の  
水に隔まれてをを以つて中  
島と稱し本町とは本通なるによ  
る。

### 【目次】

- ◇東照宮……………二六三
  - ◇告示……………二六四
  - ◇彙報……………二六九
  - ◇精神病者の増加……………二六六
  - ◇小學校教員の第三回珠算講習會……………二七七
  - ◇算術講習會開催……………二七六
  - ◇公 告……………二九〇
  - ◇徴兵適齡届提出時期變更……………二九一
  - ◇青年學校開校並に滿洲事變記念演習……………二九〇
  - ◇釋放者保護方面委員懇談會開催……………二九一
  - ◇小學校長會開催……………二九一
  - ◇滿洲見本市並滿洲輸入會社設立に就て……………二九二
  - ◇各種統計……………二九四
- △家兔飼育講習會開催△鈴の屋に参りて  
本居宣長先生を偲ぶ△各業者代表を聘し  
て庶民金融の實情聴取△六大都市聯合青  
年團結成



宮 照 東

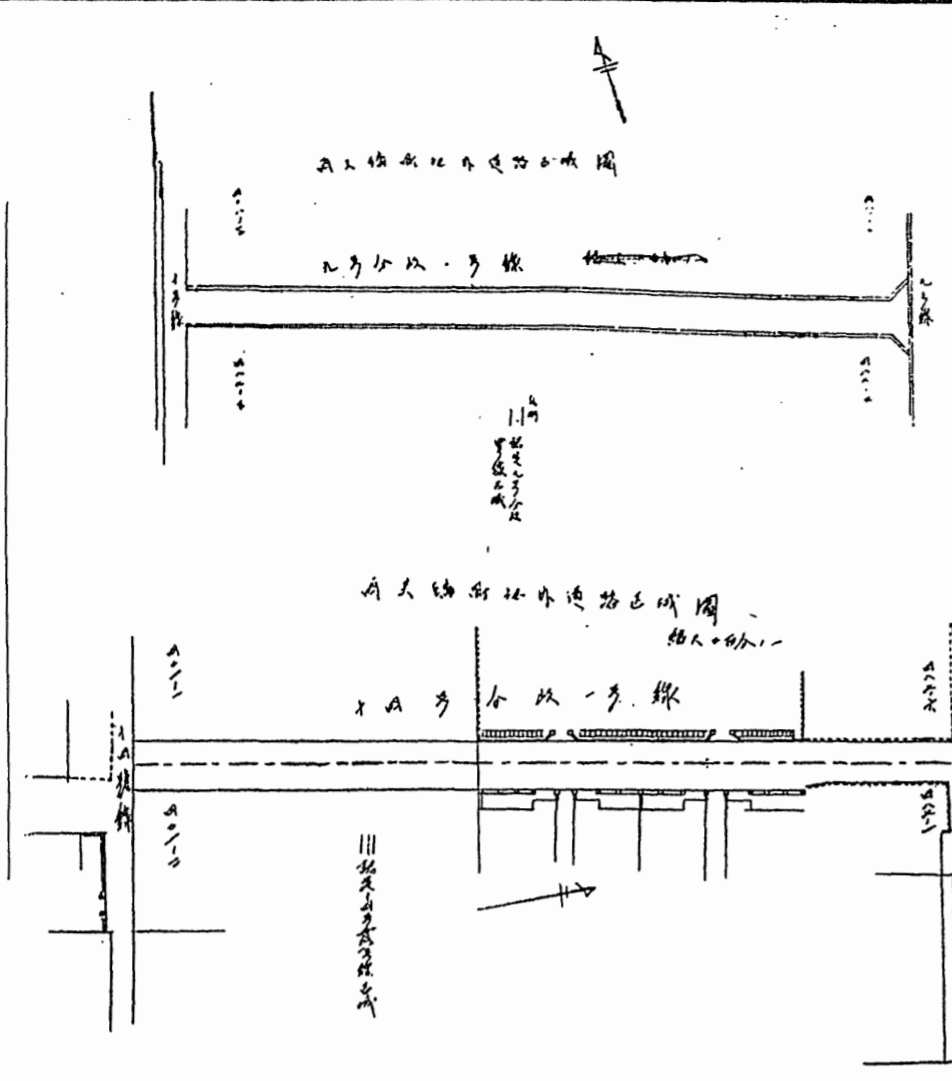
### 廣島の史蹟と名勝(其の九)

#### 東照宮

—尾長町—

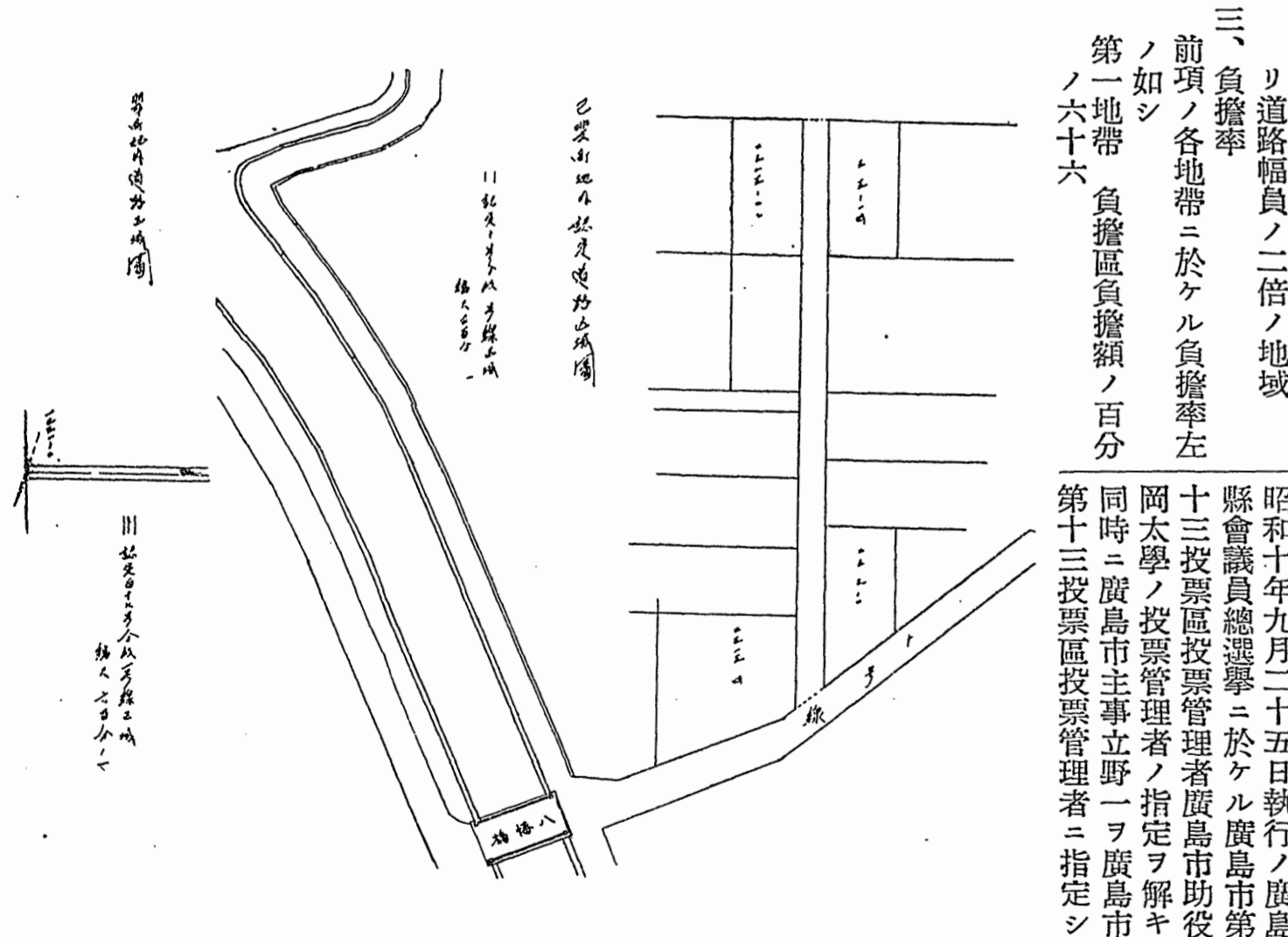
東照宮は尾長町尾長山の南麓にあるが境内は六千五百八十四坪(官有地第一種)で徳川家康公の靈を祀つたものである。  
元和年中三代將軍家光公が其の祖父東照公の爲めに日光廟を造營し又新たに三河國岡崎に東照宮を建立し諸侯に諷諭して各々その封内に東照宮を造營せしめたが光嚴公は家康公の外孫に當つて居るので夙に東照宮建立の議を起し郡奉行今中兵庫に造營總奉行を命じ祠廟及び社僧寺造營の計畫を立てしめ正保三年此の地を卜し多くの工匠を京師から招致して工事を起したものであり明治四年廢藩置縣の際藩主淺野侯爵家が東京府に移住せらるゝに當り本社の神聖もその遺業を愛ひて東京の同侯邸内に奉遷したものを後本市の有志が本社に復して崇敬せんことを懇請し其の神聖を復舊すると同時に織田庫助なるものが縣廳に願ひ出で官許を得、明治八年四月十六日再び勸請して社格を村社に列せられ大正三年四月七日には更に神饌幣帛供進社に指定された。

●廣島市告示甲第六十九號  
昭和五年八月十一日內務省令第二十六號廣島市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件第四條及第六條ニ依リ昭和五年三月十四日官報第九百六十號ニ依ル一等大路第三類第十二號線(廣島驛前線)一部ノ負擔區、地帶、負擔率及事業着手ノ日左ノ通り定ム  
昭和十年九月十三日  
廣島市長 横山金太郎



大洲五號分岐一號線 同 大洲町字一 三・二  
大洲五號分岐二號線 同 大洲町字一 三・二  
大洲五號分岐三號線 同 大洲町字一 三・二  
大洲五號分岐一號線 同 大洲町字一 三・二  
大洲五號分岐二號線 同 大洲町字一 三・二  
大洲五號分岐三號線 同 大洲町字一 三・二

一、負擔區  
第一負擔區 荒神町一三三番地ノ一ヨリ同町八番地ノ二ニ至ル間ノ擴張道路ノ周圍  
第二負擔區 猿猴橋町五九番地ノ一ヨリ同町一七番地ノ四ニ至ル間ノ擴張道路ノ周圍  
第三負擔區 松原町六五五番地ノ一ヨリ同町五八〇番地ノ一ニ至ル間ノ擴張道路ノ周圍  
二、地帶



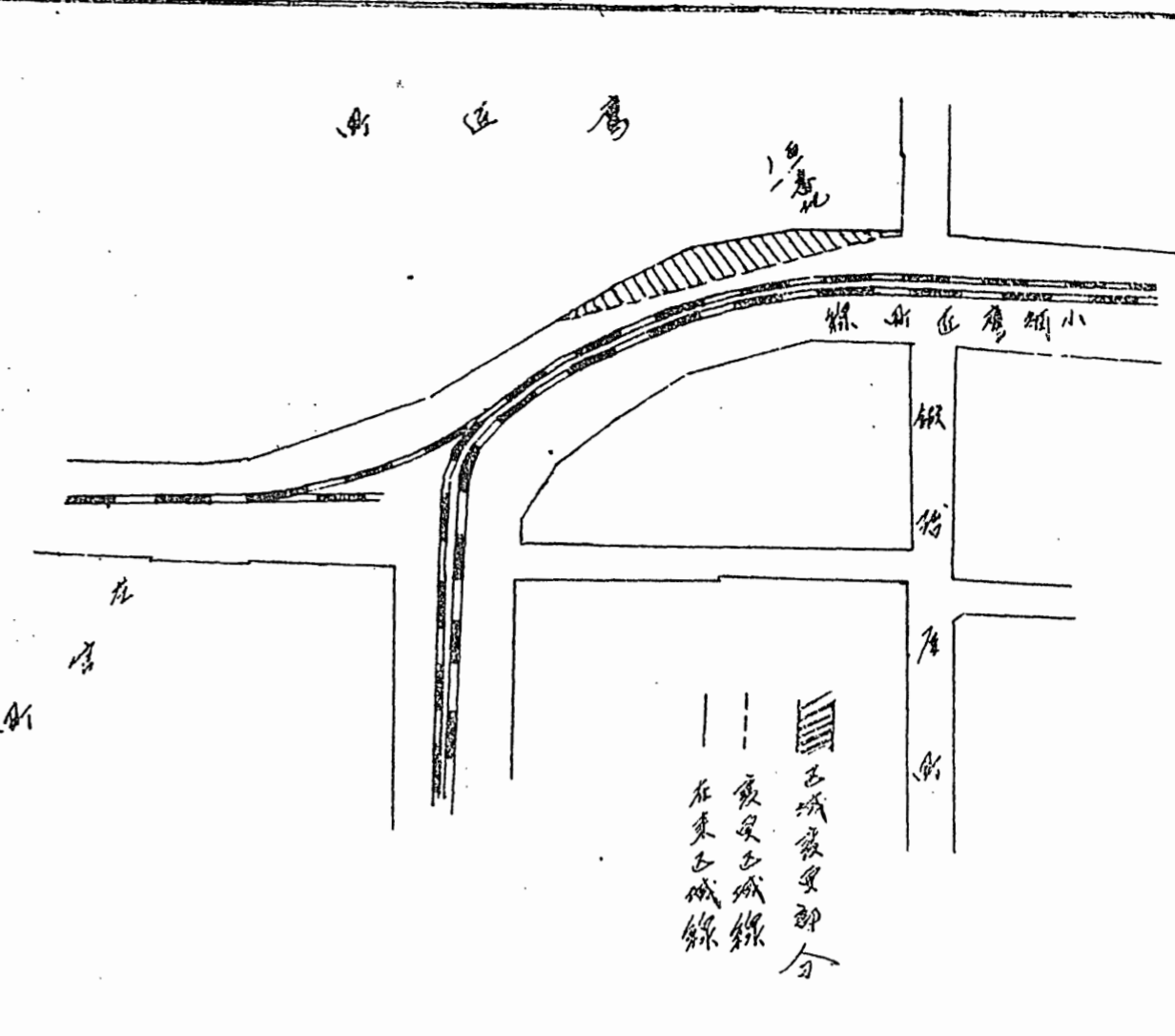
前項ノ各負擔區ヲ擴張道路ノ境界線ヨリ順次左ノ方法ニ依リ三箇ノ地帶ニ分ツ  
第一地帶 道路ノ境界線ヨリ道路幅員ノ一倍四分ノ地域  
第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ道路幅員ノ一倍六分ノ地域  
第三地帶 第二地帶ノ外側線ヨリ道路幅員ノ二倍ノ地域  
三、負擔率  
前項ノ各地帶ニ於ケル負擔率左ノ如シ  
第一地帶 負擔區負擔額ノ百分ノ六十六  
第二地帶 負擔區負擔額ノ百分ノ二十四  
第三地帶 負擔區負擔額ノ百分ノ十  
四、事業着手ノ日  
昭和十年九月十六日トス  
●廣島市告示甲第七〇號  
昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ於ケル廣島市第十三投票區投票管理者廣島市助役岡太學ノ投票管理者ノ指定ヲ解キ同時ニ廣島市主事立野一ヲ廣島市第十三投票區投票管理者ニ指定シ

計畫中ノ新京濱國道ノ一日も速かに實現されんことを陳情し岡田首相、後藤内相に提出したと同様の陳情書を提出した由

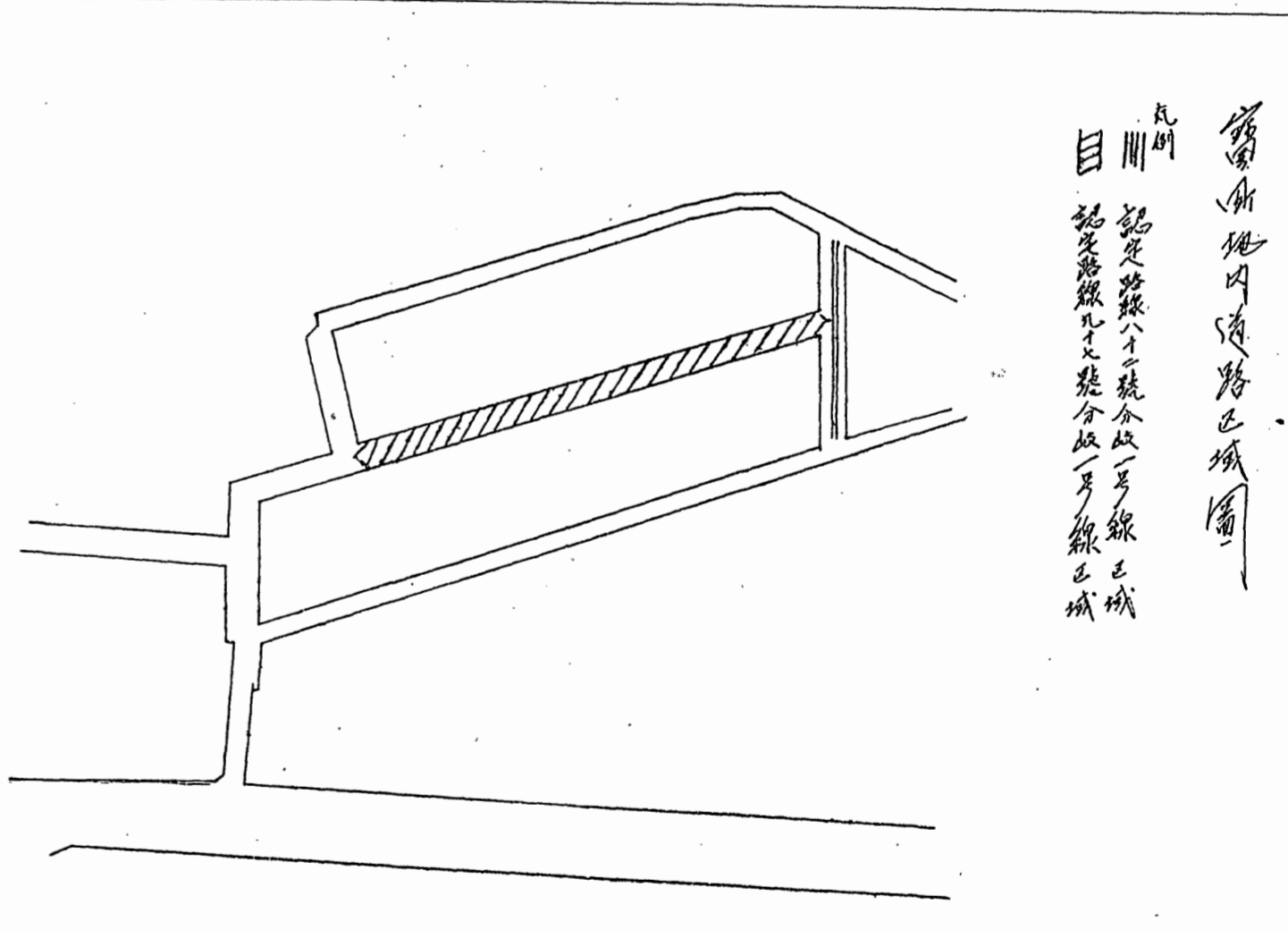
◆「チフテリア」豫防注射を全区に執行 (東京市)  
東京市足立區役所、足立區衛生會東京市保健局主催で千住警察署及び足立區町會聯合會後援の下に「チフテリア」の豫防注射を全区に亙り三回宛實施することになり其の第一回を本月二日から開始したが非常に成績良好である

◆點字圖書を備へ 盲人にも圖書館開放 (東京市)  
東京市駿河臺圖書館では點字圖書を備へ全國でも盲人の閱覽を始めることとなつた  
盲人のための讀書方に就いては東京市は數年來考慮中であつたもので點字圖書購入費の關係で實現しなかつたのであるが此の程加藤裕康氏より點字圖書二百九十五冊の寄贈を受けたため急に實現されることになつたわけである  
圖書館に點字圖書を藏し盲人のために閱覽を行つて居るところは全國では名古屋市立、新潟縣立の僅かに二圖書館に過ぎず我が國では珍らしいことであるが前記の兩圖書館の閱覽制度は無料とし郵送に依る貸出を行つてゐる、東京市でも大體此の制度を做す方針であるが駿河臺圖書

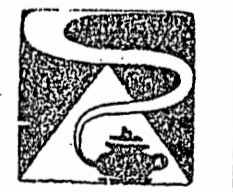
路 線 名 記  
八十二號分岐一號線 廣島市寶町字二ノ割三ノ二地先  
終 點 廣島市寶町字二ノ割四ノ八地先  
延長 四・八  
備考



【告 示】  
●廣島市告示甲第六八號  
昭和十年四月一日廣島市告示甲第二九號ヲ以テ認定告示シタル左記市道路線別圖ノ通り道路區域ト定メ之ガ供用ヲ開始ス  
圖面ハ當廳土木部地理課ニ備付アリ  
昭和十年九月七日  
廣島市長 横山金太郎



九十七號分岐一號線 同 寶町字二ノ割一ノ二地先 三・五  
九號分岐一號線 同 西天満町字下 水入四七ノ二地先 三・五  
十四號分岐一號線 同 西天満町字下 水入四七ノ二地先 三・五  
十號分岐一號線 同 西天満町字下 水入四七ノ二地先 三・五  
百十七號分岐一號線 同 翠町字五ノ割一ノ五ノ二地先 四・五



各 市 だより  
皇太子殿下御降誕を記念し  
念事業計畫(東京市)

◆新京濱國道促進陳情 (東京、横濱市)  
新京濱國道の期成促進に關する陳情は岡田首相、後藤内相を始め内務省、大藏省等の關係者に對し牛塚東京、青木横濱兩市長が期成會の會長、副會長としてそれを行ひ、沿道東京、川崎、横濱三市民の署名ある陳情書を提出し、残るは高橋藏相だけであつたが九月六日午前十時、葉山に高橋藏相を訪問、兩市長より現在の京濱國道の行詰まれの所以を交々述べ政府に於いて市會は之を第一日程に上程し慎重審議の結果、全員起立滿場一致の決議を以て之が事業を實施することになつた

昭和十年九月十三日  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示甲第七一號

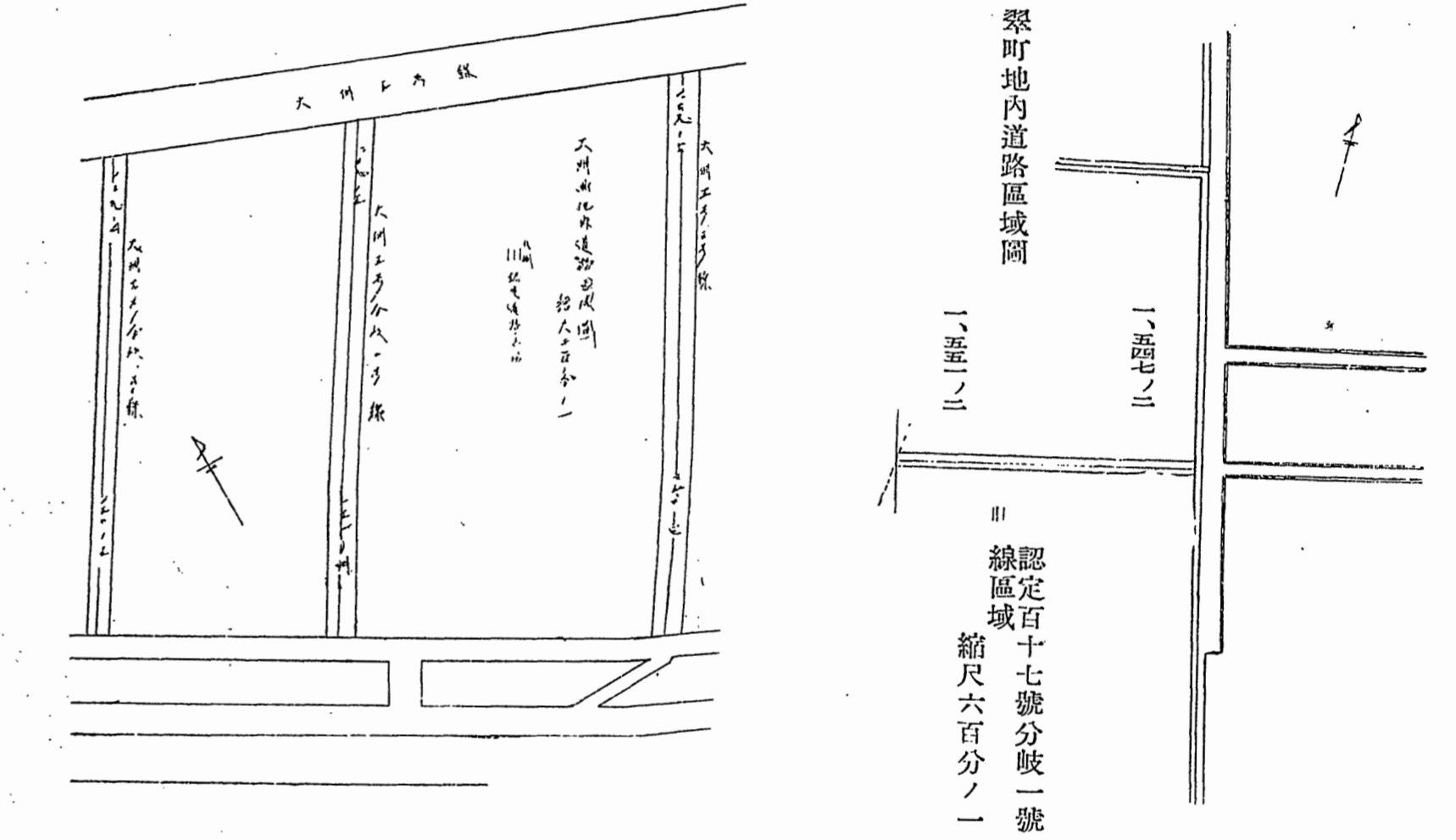
昭和十年十月一日施行廣島市國勢調査豫備員タル國勢調査員梶山茂三郎ハ解任セラレタリ  
昭和十年九月五日  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示甲第七二號

昭和十年十月一日施行廣島市國勢調査國勢調査員新谷和三郎ハ解任セラレ其ノ後任者ノ調査區番號其ノ區域及氏名左ノ如シ  
昭和十年九月五日  
廣島市長 横山金太郎  
△調査區 區域(天満町東部組)  
堀 兼一

●廣島市告示甲第七三號

昭和十年十月一日施行廣島市國勢調査國勢調査員佐久間淳一、同村上源次郎ハ解任セラレ其ノ後任者ノ調査區番號其ノ區域及氏名左ノ如シ  
昭和十年九月六日  
廣島市長 横山金太郎  
○調査區 區域(尾長町岩鼻)  
金子守一  
一三調査區  
區域(尾長町片河組警107116)  
吉益勝治



●廣島市告示甲第七四號

昭和十年十月一日施行廣島市國勢調査國勢調査員大原良宅同眞木光藏ハ解任セラレ其ノ後任者ノ調査區番號其ノ區域及氏名左ノ如シ  
昭和十年九月十日  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示甲第七五號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ於ケル廣島市第七投票區投票管理責任者廣島市主事吉田嘉一ノ投票管理責任者ヲ指定シ解任  
同時ニ廣島市書記村中耕作ヲ廣島市第七投票區投票管理責任者ニ指定シタリ  
昭和十年九月十四日  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示甲第七六號

昭和十年九月二十五日執行ノ廣島縣會議員總選舉ニ於ケル廣島市第十三投票區投票管理責任者廣島市主事立野一ノ投票管理責任者ヲ指定シ解任  
同時ニ廣島市書記平井憲太郎ヲ廣島市第十三投票區投票管理責任者ニ指定シタリ  
昭和十年九月十五日  
廣島市長 横山金太郎

◆カド階級精神病 患者年々増加

文化の發達につれて精神病患者は増加の傾向があり田舎より都會に殊に多いのであるが市内のカド階級の最近の精神病患者の發生状況を調べるにやほり増加の傾向がある  
昭和九年度初めには男十五名女九名、計二十四名であつたのが同年末には男女併せて四十九名、倍數以上の増加率をみせて居る、昭和十年現在には男女併せて十六名であるが之は縣立精神病院代用病院へ收容される様になつて直接市が取扱ふのが少なくなつただけで發生数は前年よりズット増加して居ることは間違ひない  
而してその原因を見るに精神過勞に依るものが大多數であるのは特に注目されるべきであるが次いで遺傳性梅毒、酒毒によるものが多し

◆家兎飼育講習會開催

兎毛皮は滿洲事變後發後防務的効果を認められ軍需上重要な地歩を占むるに至り且つ最近一般市民の兎肉の食用願増大し市内尾長町、愛宕町を始め各方面に家兎の飼養が盛になつたのに鑑み本市産業課では陸軍被服支廠技術官坪重勝市氏を講師として來る十月十五日午後一時から公會堂に於いて家兎飼養講習會を開催、一般飼養者の飼養方

◆小學校教員の第三回 珠算講習會開催

市内小學校教員から五十名を選出し第三回珠算講習會を九月五日から十月十二日迄毎週火木土三日の豫定を以て商業專修青年學校(本川小學校内)に於いて開催されたが、講師は商專川島、玉村兩教諭で第一日は午後七時三十分開會、中井視學、落久保商業專修青年學校長の挨拶あつてから川島教諭の訓示があり本格的受講は七日から開始せられた

◆算術講習會開催

廣島高師訓導山本孫市氏を講師として尋常第一學年算術教科書後期用取扱の實際に就いて九月十二日午後一時から本川小學校に於いて講習會を開催した  
が受講者は市内小學校第一、二學年擔任訓導三百名で市教育課からは中邑教育課長、三宅、中井兩視學が出席した

◆鈴の屋に参りて 本居宣長先生を偲ぶ

松葉生  
參宮の歸途松坂に本居先生の遺蹟を訪ね、初夏の雨に煙る緑の丘、浦生氏の城址に上る、當時町中にありし舊宅が記念館として鈴の屋の面影をそまゝ此處に移されて先生の偉業を永遠に保存してある  
先づ寶庫に入れば先生自筆の

●廣島市選舉長告示第一號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月四日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

●廣島市選舉長告示第二號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月四日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

●廣島市選舉長告示第三號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月五日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

●廣島市選舉長告示第四號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月五日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

●廣島市選舉長告示第五號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月七日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

●廣島市選舉長告示第六號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月九日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

●廣島市選舉長告示第七號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月九日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

●廣島市選舉長告示第七號

左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月九日  
廣島縣會議員廣島市選舉長  
横山金太郎

月日	氏名	職業	住 所	生年月日	氏名	住 所
九月九日	德永信男	製糖業	廣島市下流川	明治三二年	松島良雄	廣島市旭町
九月九日	濱中延吉	陸軍用達	廣島市愛宕町	明治三三年	福井照吉	廣島市舟入
九月九日	日垣一三	材木商	廣島市鷹匠町	明治三五年	澤村賢悟	廣島市廣瀬

●廣島市選挙長告示第八號  
左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月十日  
廣島縣會議員廣島市選挙長  
廣島市長 横山金太郎

月日	氏名	職業	住 所	生年月日	氏名	住 所
九月十日	山本久雄	品卸商	廣島市舟入	明治三九年	小松周造	廣島市舟入
九月十日	品卸商		廣島市舟入	明治三九年	小松周造	廣島市舟入

●廣島市選挙長告示第九號  
昭和十年九月廣島縣會議員總選挙執行ニ付廣島市選挙區選挙會ノ場  
所及日時ヲ左ノ通定ム  
昭和十年九月十一日  
廣島縣會議員廣島市選挙區選挙長  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市選挙長告示第一〇號  
左ノ者ハ昭和十年九月十一日廣島縣會議員候補者タルコトヲ辭スル  
旨ノ届出ヲ爲シタリ  
昭和十年九月十一日  
廣島縣會議員廣島市選挙長  
廣島市長 横山金太郎

月日	氏名	職業	住 所	生年月日	氏名	住 所
九月三日	牛尾 孟	晒製造業	廣島市牛田町	明治八年	澤 發一	廣島市臺屋
九月三日	牛尾 孟	晒製造業	廣島市牛田町	明治八年	澤 發一	廣島市臺屋

●廣島市選挙長告示第一二號  
左ノ通廣島縣會議員候補者ノ推薦届出アリタリ  
昭和十年九月十六日  
廣島縣會議員廣島市選挙長  
廣島市長 横山金太郎

月日	氏名	職業	住 所	生年月日	氏名	住 所
九月六日	小畑壽喜知	酒類製造業	廣島市天満町	明治三五年	田頭新太郎	廣島市東觀音町
九月六日	小畑壽喜知	酒類製造業	廣島市天満町	明治三五年	田頭新太郎	廣島市東觀音町

●廣島市東部投票管理告示第一號  
昭和十年九月廣島縣會議員總選挙執行ニ付廣島市東部開票區開票ノ  
場所及日時ヲ左ノ通定ム  
昭和十年九月十一日  
廣島縣會議員廣島市東部開票區開票管理者  
廣島市助役 福田五郎

●廣島市東部投票管理告示第一號  
昭和十年九月廣島縣會議員總選挙執行ニ付廣島市東部開票區開票ノ  
場所及日時ヲ左ノ通定ム  
昭和十年九月十一日  
廣島縣會議員廣島市東部開票區開票管理者  
廣島市助役 福田五郎

月日	氏名	職業	住 所	生年月日	氏名	住 所
九月九日	矢賀町	總代	國司繁太郎		松谷仙次郎	
九月九日	矢賀町	副總代	松谷仙次郎		串田倉次郎	
九月九日	天神町	總代	中村 泰		山崎益太郎	

●町正副總代就任認可  
(自九月一日起)  
至九月十五日)  
總代 國司繁太郎  
副總代 松谷仙次郎  
串田倉次郎

月日	氏名	職業	住 所	生年月日	氏名	住 所
九月九日	荒神町東組	副總代	中村 辨吉		太田勇三郎	
九月九日	荒神町東組	副總代	中村 辨吉		太田勇三郎	
九月九日	福島町北區	總代	西村貞次郎		中島彌三郎	

●町正副總代就任認可  
(自九月一日起)  
至九月十五日)  
總代 西村貞次郎  
副總代 中島彌三郎  
山口 新一

●町正副總代就任認可  
(自九月一日起)  
至九月十五日)  
總代 山口 新一  
副總代 中島彌太郎  
中村 繁松  
山田 寅藏

●町正副總代就任認可  
(自九月一日起)  
至九月十五日)  
總代 山口 新一  
副總代 中島彌太郎  
中村 繁松  
山田 寅藏

●町正副總代就任認可  
(自九月一日起)  
至九月十五日)  
總代 山口 新一  
副總代 中島彌太郎  
中村 繁松  
山田 寅藏

●町正副總代就任認可  
(自九月一日起)  
至九月十五日)  
總代 山口 新一  
副總代 中島彌太郎  
中村 繁松  
山田 寅藏

遺稿が展覧されてゐる。遠く哲人の跡を尋ね来つてその稿本を人の玉緒・萬葉集追考・古今遠鏡・櫻三百首等の古語及び和歌研究の書物、その筆蹟の直なる先生の風格を偲ぶに足り直日靈・玉指笥・歌或概言等は古神道が明らかにされ國體の尊嚴を説いて居られる、併し先生の面目躍如たるものは彼の古事記傳である、全四十八卷先生三十五ヶ年の勉學苦心の結晶たる大著述、而も先生自筆の稿本を眼前にしては唯襟を正さざるを得ぬ、第一卷の巻頭に「記ノ始メ故事シルス…」と謹嚴なる片假名で書初められてゐる、私は感極りながら讀みつけた、此れ我が國體を千古に維持するに足る國史の重寶である、眞に先生一生の心血は我が國史の上に注がれ先生未代の魂は全く我が國體の上に打込まれたのである

特に心を引かれるのは鈴屋と人をして呼ばしめし、先生愛用の鈴である、それは三十有六個の黄金色の小鈴の總である。赤い二條の紐に六箇づゝ六と結ばれた細長い小鈴の紐にのぞらへられた細長い小鈴の紐の先に房が着いてゐる、先生は内なる世界に深く覺められ静けさの内

に永遠の心の潤を見出されたのである。終日讀書執筆して勞れを覺ゆる夕方のその紐を引いて魂もすむ鈴の音に氣をしづめやましい鈴の音に合せつゝ萬葉の歌など心ゆくまで朗詠されて心を慰め何處までも自己生命の中心から湧き出づる泉の音を聞きすまされたのである、床しくも「鈴屋の大人」と稱へられしも宜なるかな

庭石傳ひに舊宅鈴屋に案内される、二百餘年の星霜を閲して今尚古のまゝなる鈴の屋は永遠に遊子の心を誘ふて當時を偲ばしむ、壁も墨も古めきたる六疊の診察間、八疊のお居間等今もそこに先生座りますかと憶ゆ、お座敷の床には先生六十一歳の時、自らの肖像を畫かれ筆のつきまじの朝日に匂ふ山櫻花と詠じ常住之を掲げて己が心を鎮られたと聞く、その姿を拜すればさながら二百年前の先生に接する憶がする、その清純にして高潔なる面影、楚々たる衣紋それは大和心の權化として仰がれ云ひ知れぬ懐かしさを憶ゆ

而も山櫻花に托して大和心を歌ひ東方燦として輝く朝日の影に傳しく匂ふ山櫻の美しくも潔よ

い花の姿を大和心そのものであるとしその麗しきも民族の中心たる皇室即日の光に照し出ださるる國民精神とに對する貴き信念が何へる。しばし黙想をさぐるに感激の涙浮ぶ、一幅を購ひ持

比治山御便殿  
記念スタンプ  
押捺開始!



舊御便殿は本市唯一の聖跡であり本市の誇りであるが九月十五日大遷徙記念日から比治山御便殿守衛詰所で希望者に舊御便殿記念スタンプの押捺を開始したが同スタンプは左圖の如く御便殿に満開の櫻を配したもので一般の好評を得ることと思ふ

### 青年學校開校並に滿洲事 變第四周年記念野外演習

青年學校の滿洲事變第四周年記念野外演習は軍部、野外演習は軍部、日本赤十字社廣島支部、國防、愛國兩婦人會後援の下に九月十五日早朝から西練兵場に於いて舉行された。



觀戰の中、知事、市長

午前六時東軍は騎兵隊前に西軍は中島小學校に集合、警戒行進をなし午前七時西練兵場に於いて兩軍遭遇、煙霧砲戰車を交へて一大近代化學戰を展開、午前八時演習終了した。

市長訓辭  
本日は明治二十七年、八年戰役の際長くも明治大帝が大勲を我が廣島市に御進轉遊ばされた一大記念日でありまして當年に於ける大帝の御聖徳御鴻業を仰ぎ奉り學國臣民の忠誠と陸海軍赫々の武勳を回顧し恐懼感激措く能はざる所でありませぬ。此の意義深き吉日を



西軍突撃

トし特に軍部の御後援を得まして茲に本市青年學校新設並に滿洲事變第四周年記念の爲市内各青年學校生徒聯合野外演習を行ひ且知事閣下、師團長閣下、其他大方の部署を守り克くその任務を盡されました。若夫れ終始士氣旺盛にして勇壯果敢なりし點に至りては眞に「頼もしき若人なる哉」の感を禁じ得なかつたのであります。

ち歸りて床に祀り鈴も側に吊して今も先生を敬慕私淑するよすがとした。居間の西側の壁に前田侯秘蔵の古事記傳版木七四八枚が藏められてある。全四十八卷の大著述が出版し終るまでには先生の死後廿五年を要し版木は先生の愛弟子畢生の奉仕なりと云ふ。

### 青年學校開校並に滿洲事 變第四周年記念野外演習

青年學校の滿洲事變第四周年記念野外演習は軍部、野外演習は軍部、日本赤十字社廣島支部、國防、愛國兩婦人會後援の下に九月十五日早朝から西練兵場に於いて舉行された。

九月十三日は司法保護デーであるが廣島縣聯合保護會では九月十二日午前十時から保護會館宇品寮に市内十五區の方面常務委員三十名を招き司法保護事業懇談會を開催、主催側より會長帆高檢事正、江藤刑務所長、高山宇品寮主任、溝邊、阿部縣市兩社會課長等二十名出席、帆高檢事正から司法保護方面委員の配意による保護方法に關して(特に初犯者の保護に就いて)各々腹藏ない意見の交換をなし正午散會した。

### 釋放者保護

九月十九日保護會館宇品寮に於て一年間の本市在籍收容者数は一六九名で、内初犯二八名(准初犯一名を含む)、再犯七〇名、五犯以内四名、十犯以内二名、十一犯以上一名で刑期別に示せば一年以内六一名、三年以内七二名、十年以内三六名である、又罪名を調べるに窃盜が最も多く九〇名で第一位を占め第二位は横領詐欺で二七名、第三位は「恐喝」「放火」「私文書、公文書」は五名で案外少なく、受刑者の職業を見るに無職は最も多く六二名で總ての三割六分に當り、第二位は大工の一七名、第三位は土工、鐵工で各八名之に次ぐものは印刷工、店員、仲仕、行商等である。

### 新學期最初の

### 小學校長會開催

新學期が始まつて最初の小學校長會は九月十日午後一時半から竹屋小學校に於いて開催されたが土屋縣視學、中島市教育課長、三宅、中井兩市視學並に市内公立小學校長四十名出席、先づ土屋縣視學より御眞影奉安庫清掃に關する件、御眞影奉安庫清掃に關する件、選擧會開催に關する件、思想問題講習會開催に關する件、教員の保健施設に關する件、中島教育課長から

### 八月十日竹屋小學校に於いて

縣會議員選舉に關する件、青年學校演習に關する件、滿洲事變記念大會に關する件、書方指導に關する件、就いて指示あつてから縣よりの諮問に對する答申を決定し更に教化主任會(九月十九日)、衛生主任會(九月十九日)、算術講習會(九月二十二日)、女子席講習會(九月二十六日)、佛通寺參禪會(十月二十六日、二十七日)。

### 珠算競技會(十二月一日)

開催の件を決議し午後五時散會した。

### 〔縣諮問事項〕

「廣島縣小學校教育ノ現状ニ鑑ミ改善スベキ事項如何」  
〔答 申〕  
惟フニ本縣ハ夙ニ教育縣ヲ以テ稱セラレ其ノ實績ノ見ルベキモノアリト雖モ時勢ノ進運ニ伴ヒ左ノ事項ハ特ニ改善充實ヲ要スルモノト認ム



市長の閱兵

一、教育勸誘ノ徹底ヲ期シ以テ國體觀念ヲ明確ニシ國民的的信念ヲ涵養スルコト  
二、教育ノ劃一ヲ保テ地方ノ實情ニ即セシムルコト  
三、躍進日本ノ現状ニ鑑ミ實業尊重海外發展ノ精神ヲ振作スルコト  
四、職業指導ニ努メ進學就職ノ適正ヲ期スルコト  
五、上級學校入學選抜方法ヲ改善シ且ツ私立中學校ノ内容充實ヲ圖ルコト  
六、兒童體育ノ向上ヲ圖リ體質剛健ノ氣風ヲ助長スルコト  
七、教員ノ修養研究ヲ助長スルコト  
八、縣費ヲ以テ教員ノ海外視察ヲナサシムルコト  
九、近時教員ノ執務過重ナルヲ以テ補助教員及書記ノ設置ヲ

一、優良教員ヲ得ルタメ陸海軍諸學校ニ進シ師範學校生徒ノ學費ヲ全額支給スルコト  
二、定期二年功加俸ヲ支給並ニ増額シ且ツ住宅料ヲ支給スルコト  
三、優良教員ヲ得ルタメ陸海軍諸學校ニ進シ師範學校生徒ノ學費ヲ全額支給スルコト

# 第六回滿洲見本市並に 滿洲輸入會社設立に就いて

## 第六回滿洲見本市

本見本市は例年滿洲輸入組合聯合會に依つて主催せられるものであるが、今回の参加者は朝鮮、樺太、北海道及び三府二十七縣であつた、第六回見本市の成績に就いて謂へば大連、奉天、ハルビン三會場に於ける取引總約定高は約百九十二萬圓、廣島縣約定高は五十九萬三千餘圓、此の内本市約定高十九萬四千餘圓であつて前回以前と比較すれば總體的に取引額の減少を示して居る。

而して此の減少の原因は昨年来の農作物の不況、見本市會期中の天候不良等に災せられたにも依るが、大連、奉天の如く既に回を重ねた所では以前の見本市を通じて相當の取引關係が結ばれてゐる結果とも思はれる。

ハルビン見本市は今回が最初であつて主催者参加者共に多大の期待を繋いで居つたのであるが、前年の水害に依る農産物の不作の結果、一般に買氣薄弱であつたのと會期を通じて降り續いた降雨のために入場者意外に少く總約定高四十二萬圓に止まつたのは遺憾であつた然しながらハルビンは人口約五十萬を擁し北滿に於ける商業の中心都市たるのみならず陸運水運ともに拓け位置、地勢其の他の關係上極めて將來性に富む都市であつて、北鐵讓渡實現後の今日

に在つては一層其の發展が期待せられてゐる。

従つて本見本市の將來は見本市開催本來の目的達成の爲め漸次力を北滿に傾注すべく推察せられて居る。

見本市會期並に本市参加者は次の如くである。

- (一) 會期
- 大連見本市 自七月十七日 三日間
  - 奉天見本市 自七月廿四日 三日間
  - ハルビン見本市 自八月三日 三日間
- (二) 本市参加者
- 輸出向工藝品
    - 廣島市東屋町 伊藤久芳堂
    - 櫻川 戸津川櫻柄工場
    - 貴金屬漆器工藝品
      - 山縣元兵衛
      - 愛宕 湯澤綿行
      - 中入綿、蒲團綿、脱脂綿
        - 藤野製綿株式會社
        - 中入綿、蒲團綿、脱脂綿
          - 廣瀬元 西久製綿所
          - 中入綿、蒲團綿、脱脂綿
            - 宇品 井善助

- 既製服 研屋町 株式會社立石商店
- メリヤス雜貨 橋本町 下山貞次商店
- 下山貞次商店
- 既製服及裁縫機械部分品、鍛冶屋町 山本商店
- 石 寺町 岩本傳右衛門
- 觀音 山口 織詰製造所
- 葉 蟹屋町 三星製菓所
- 廣瀬町 津田工業會社
- 尚ほ今回滿洲輸入組合及び同聯合會を母體として、滿洲輸入株式會社が新設せられたのであるが、貿易業者は素より、一般業者にも關係深く且つ便益多かるべく思惟せらるゝを以つて次に其の概略を述べ其の一斑を窺ひ度いと思ふ。

### 滿洲輸入株式會社の設立

(イ) 會社設立の趣旨

本見本市の主催者であつて、本會社の母體たる滿洲輸入組合聯合會並に其の構成體たる各地輸入組合は從來より日滿貿易振興の爲め努力しつゝあつたが、今組合の現狀を見るに本組合は元來滿洲輸入の絶大なる後援の下に昭和三年以降逐次沿線十七箇所設立せられたるものであつて、今次の滿洲國建國に伴ふ經濟界の進展につれ近年著しき發展を遂げ來たつてゐる。現在組合員數一千三百名、滿洲無利息融通資金三百四十萬圓、大藏省低資百五十萬圓の外に組合員出資額二百五十萬圓、組合積立金五十一萬圓を保留運用し組合員の年額取引高一億五千萬圓に上りつゝある。

之即ち、現在滿洲市場が殆ど我が國獨占市場たる有利なる環境の影響、日滿貿易關係諸機關、諸施設の努力、内地商人の對滿認識の向上等の結果と謂ふべきであるが各國間に於いて滿洲國承認の機運漸く醸成せんとしつゝある客觀的狀勢に鑑み、滿洲市場開放の後に於いて其の權頭を豫期せらるゝ各國商品の進出に備へんため、今回更に一步を進めて積極的なる邦人の紹介斡旋、商圏地盤の擴大強化を目的とする滿洲輸入會社が設立せらるゝに至つたのである。

(ロ) 會社と各種機關との關係

(一) 會社と滿洲輸入組合聯合會との關係

本會社は滿洲輸入組合聯合會の投資によつて其の附屬機關として設立せられたるもので主として、從來同會の業務の内仕入斡旋關係業務を繼承し、これに附帶せる事業並に施設を實施するものである。従つて、聯合會は其の所屬各地輸入組合を統制指導し滿洲見本市の主催、その他聯合會固有の公益的業務を遂行することから従前と何等變るところなく、又會社を監督指導し業務上の連絡を密接にして、組合と會社の便益を圖るものである。

各市だより

各業者代表を聘して 庶民金融の實情聴取 (東京市)

東京市中小商工業振興調査會金融に關する特別委員會では中小金融の範圍及び各金融機關の分野、中小金融の現狀と其の缺陷、中小金融機關の改善、受信能力の増大貸出危險の軽減及び金利の問題等に就いて種々調査研究を重ねて居たが来る十七日午後四時半から濱町河岸日本橋俱樂部に於いて銀行、無盡質屋、信用組合等の金融機關の代表者の參集を求めて庶民金融の實情を聴取することとなり業者側からは日本晝夜銀行支配人富永静雄、全國無盡集合所理事長大山熊太郎、東京質屋組合事務理事長小坂淺次郎、同常務理事長長島庄太郎、大崎信用組合組長立石知滿の五氏、東京市よりは各委員、荒木産業局長、堀内産業局庶務課長、三村商工課長其の他關係各掛長等出席して種々協議懇談を遂げた。

六大都市聯合青年團 結成

大日本聯合青年團への直接加盟問題を協議するための六大都市青年團役員會は九月十三日午前十時から上野公園自治會館内に開かれたが六大都市の實行委員二十餘名列席東京市間宮社會教育課長から簡単な挨拶があつて直ちに議事に入り各委員から夫々之迄の經過、現在の情勢の報告あり之に基いて直接加盟の具體運動方法を協議した此の結果、直接加盟問題は六大都市青年團として十年來の懸案であるが之迄の情勢からすれば到底實現は難しいと思はれるから萬一の際には各自の所屬する府縣聯合青年團を脱退して「六大都市聯合青年團」を新しく結成することに意見の一致を見た。

職業輔導に贈寫印 副技術講座 (東京市)

東京市社會局の知識階級職業紹介所では知識階級の職業輔導の爲め各種の技術講座を開講して居るが今度は隣寫印副技術の輔導を九月十八日より十月三十日迄毎週三回、水、金の午後五時半から八時半まで一日三時開講十八日間の會期で小石川區小石川町の東京市知識階級紹介所で行ふこととなりその應募資格は中等學校卒業程度以上の學力ある男女である。

### (2) 會社と南滿洲鐵道株式會社との關係

滿洲輸入組合聯合會は滿洲各地輸入組合の統制機關として、南滿洲鐵道株式會社と密接なる關係を有するを以つて其の附屬機關として設立せられたる本會社も亦、南滿洲鐵道株式會社とは絶對不離なる關係に置かれて居る。

即ち本會社重役中には特に同社より一名を選任せらるゝ外、資金關係はもとより、倉庫並に貿易館の設置に當つても、其の所要敷地設備等につき特別の便宜が供與せられる事となつてゐる。

### (3) 會社と輸入組合との關係

輸入組合と會社との間に於いては相互契約を結び、從來組合が實施せる仕入斡旋業務は總べて之を絶對的に組合保證の下に會社を経由する事に定め、會社は更に之を保證して賣主に註文する仕組なるを以つて、將來の組合經由取引は賣買兩者の中間に於いて組合と會社が二重保證の責任を負ふ事になつてゐる。

### (ハ) 會社の組織並に事業

(一) 會社の組織及び内容

本會社は滿洲鐵道株式會社との關係の下に、滿洲輸入組合聯合會の投資による金四十萬圓全額拂込済の株式會社である。

従つて一般株主を有せず滿洲鐵道株式會社、滿洲輸入組合聯合會、各地輸入組合より僅かに法定數の株主を選び設立せられたるものであつて之が經營は滿洲鐵道の指導監督の下に、輸入組合事業の發展並に日滿貿易振興を圖るを目的とするものであるが株主に對する配當を

要せず、其の利益金は一般營業費と準備金に繰入れる事になり、形勢より謂へば營利法人であるが、其の精神は公益法人とも目せらるゝものである、現在役員は次の如くである。

取締役社長 山中繁雄

(滿洲輸入組合聯合會理事)

常務取締役 田邊義明

(大連輸入組合理事)

同 田邊義明

(滿洲輸入組合聯合會常務理事)

取締役 星野龍男

(南滿洲鐵道株式會社地方部商工課長)

同 一郎

(滿洲輸入組合聯合會理事)

監査役 久末吉次

(新京輸入組合理事)

同 合田徳松

(奉天輸入組合理事)

(2) 會社の事業

主要事業を擧ぐれば

A、各種商品賣買の仲立並に保證行爲

B、各種商品の賣買委託並に特約販賣

C、資金の貸付

D、貿易館及び共同店舗の經營並に貸付

E、運送、倉庫、通關代辦及び代理

等であるが、右の内設立後直ちに着手するものとしては、商品賣買の仲立並に保證行爲及び貿易館の設置である。

貿易館は本年先づハルビンに設置し館内には府縣駐在員事務所並に各地代表物産を蒐集して、常設見本展示場を設けるものである。

次に商品賣買の仲立並に保證行爲に付て謂へば、商品の仕入斡旋は輸入組合を一應經由したる後、本會社に移さるゝを原則とする。

從來に於ける輸入組合の業務は内地商品の紹介斡旋の範圍を超えず、法的保證行爲は定款に悖るの故を以つて、不可能なりしたため、サイド附取引の場合に於いては手形の運用に依る金融上の利益を享受すること極めて僅少であつたのであるが、今後は輸入組合を經由して爲されたる取引にして、組合の保證を了したるものは凡て本會社に廻付せられ會社は更に取引代金の全額を保證するものである。

即ち將來の組合經由取引は賣買兩者の中間に於いて、組合と會社が二重保證の責任を負ふ事となるのみならず、サイド附のものに對しては商品の受渡後後に於いて組合振出の約束手形に會社裏書し賣手に送付する事となつてゐる。

本仲介並に保證行爲は輸入組合員のみならず、汎く一般邦商並に滿華商の依頼にも應ずる事がある而して仲介並に保證行爲による輸入組合並に會社の取得する保證料並に手数料は合算して當分の間取引金額の二歩を標準とするが、此の歩合は標準歩合なるを以つて、商品の性質、取引高の多寡其の他の事情に依り幾分の高下を免れなす事項。

(一) 註文及び成約

本會社が商品註文斡旋の依頼を受けた時は、輸入組合經由の場

合は各組合より、特別の事情に依り組合經由に非ざる場合は買主より保證註文依頼書を徴し、前記依頼に基き、會社出張所所在地並に其の附近都市に對するものは出張所を通じて其の他のものは會社直接賣主に折衝をなし、註文引受書を徴したる上保證註文移讓書と註文引受書を同封送付したる場合は指定條件が履行出來得るや否やを檢討の上註文引受書に記名捺印、直ちに會社出張所經由のものには當該出張所へ其の他のものは會社へ發送する事を要する。

本註文引受書の受授なき場合は該取引は不成立として處理せられ、急を要するものにして電報又は電話にて註文をなしたる場合は即日前記の手續をなし、事後承認の取扱をする。

(二) 會社經由註文並に成約に關する事項

(1) 註文及び成約

本會社が商品註文斡旋の依頼を受けた時は、輸入組合經由の場

合は各組合より、特別の事情に依り組合經由に非ざる場合は買主より保證註文依頼書を徴し、前記依頼に基き、會社出張所所在地並に其の附近都市に對するものは出張所を通じて其の他のものは會社直接賣主に折衝をなし、註文引受書を徴したる上保證註文移讓書と註文引受書を同封送付したる場合は指定條件が履行出來得るや否やを檢討の上註文引受書に記名捺印、直ちに會社出張所經由のものには當該出張所へ其の他のものは會社へ發送する事を要する。

本註文引受書の受授なき場合は該取引は不成立として處理せられ、急を要するものにして電報又は電話にて註文をなしたる場合は即日前記の手續をなし、事後承認の取扱をする。

(2) 會社經由註文並に成約に關する事項

(1) 註文及び成約

本會社が商品註文斡旋の依頼を受けた時は、輸入組合經由の場

荷物到着後三日以内左の方法に依り現品受渡並に代金の支拂をする

A、輸入組合經由の場合  
 受渡………組合  
 現金取引………組合より送金  
 サイド付取引………組合振出の約束手形を送付す

B、特別の事情に依り輸入組合を經由せず會社直接の場合  
 現金取引………會社より送金  
 サイド付取引………會社振出の約束手形を送付す

(ホ)會社出張所所在地  
 滿洲輸入組合聯合會は現在東京

大阪、名古屋の三箇所に出張所を有し輸入組合員の仕入斡旋、生産狀況並に市況の調査、代金決済方に付き賣買兩者間の疎通、其の他諸種の事業を行ひつゝあるが本會社も亦、左記同一場所に出張所を置き將來は更に穩要なる地に出張所増設の意向を持つてゐる

東京出張所  
 東京市丸ノ内商工獎勵館  
 所長 岸田脩一郎

大阪出張所  
 大阪市産業部内  
 所長 早瀬頼二

名古屋出張所  
 名古屋市中區南大津町  
 千代田ビル内  
 所長 岩本實  
 (終り)

廣島港出入船舶數並乗降客數表(昭和十年)

種別	出港	入港	乗客	降客
汽船(小汽船)	1,001	1,001	6,970	6,970
汽船(大汽船)	47	47	5,530	5,530
帆船	1	1	1	1
七月迄の累計	1,049	1,049	12,501	12,501

隣保館事業成績(九月份)

事業別	區別	日數	利用狀況	
			男	女
託児	西東	26	1,551	1,066
圖書閱覽	西東	26	1,551	1,066
諸學會	西東	26	1,551	1,066
兒童關係	西東	26	1,551	1,066
講演講習	西東	26	1,551	1,066
保健衛生	西東	26	1,551	1,066
慰安娛樂	西東	26	1,551	1,066
人事相談	西東	26	1,551	1,066
其他	西東	26	1,551	1,066
合計	西東	26	1,551	1,066
助成事業	西東	26	1,551	1,066

中央職業紹介所事業成績(八月份)

職業別	求人數		求職者數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
工業及鐵業	45	14	17	11	16	11
土木建築	8	1	2	1	6	1
商業	13	3	14	7	5	7
農林業	1	1	1	1	1	1
水産業	1	1	1	1	1	1
通信運輸	7	2	1	1	1	1
戸内使用人	3	4	2	1	1	1
雜業	3	9	2	5	7	3
合計	86	37	57	33	57	37

俸給生活者職業紹介成績(八月份)

勤務先	求人數		求職者數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
官公署	3	1	3	1	3	1
銀行	1	1	1	1	1	1
保險會社	3	1	3	1	3	1
商事會社	1	1	1	1	1	1
工業會社	2	1	3	1	1	1
鐵業會社	1	1	1	1	1	1
個人商店	3	3	3	4	1	1
個人工場	3	3	3	4	1	1
學校	1	1	1	1	1	1
新聞雜誌社	1	1	1	1	1	1
其他	9	1	10	3	7	1
合計	23	11	25	16	21	11

廣島港輸出入貨物統計 (昭和十年 七月中)

Table of main import goods including categories like 穀物、穀粉、種子 (Grains, Flour, Seeds), 油類 (Oils), 織物 (Textiles), and 金屬製品 (Metal Products). Columns include 品名 (Product Name), 單位 (Unit), 數量 (Quantity), 價格 (Price), and 主要仕出地 (Main Origin).

Table of main export goods including categories like 落花生 (Peanut), 荳蔻 (Cardamom), 礦物 (Minerals), and 紙 (Paper). Columns include 品名 (Product Name), 單位 (Unit), 數量 (Quantity), 價格 (Price), and 主要仕出地 (Main Origin).

廣島港外國貿易統計 (昭和十年 七月中)

Summary table for foreign trade statistics, showing 輸出 (Exports) and 輸入 (Imports) for various regions like 關東州, 北支, and 滿洲. Columns include 國名 (Country/Region), 輸出 (Exports), 輸入 (Imports), and 計 (Total).

Table of main export goods (continued), including categories like 植物及動物 (Plants and Animals), 穀類、穀粉、種子 (Grains, Flour, Seeds), and 蔬葉、漬物 (Vegetables, Pickles).

Table of main export goods (continued), including categories like 綿織物 (Cotton Textiles), 漁網 (Fishing Nets), and 靴 (Shoes).



# 夜間商業學生募集

- 一、普通科 尋常小學校卒業程度 若干名 (二年修了)
- 一、本 科 高等小學校卒業程度 若干名 (二年卒業)
- 一、珠 算 科 一般志望者 二百名 (半年修了)
- 一、簿 記 科 同前 五十名 (同前)
- 一、滿 洲 語 科 同前(每週月水金授業) 五十名 (同前)

元廣島市商業專修學校  
 廣島市商業專修青年學校  
 (本川小學校内 電話二〇二六番)

- 一、申込期日 十月三日迄 (願書受付毎日午後三時ヨリ九時迄)
- 一、授 業 毎日午後六時ヨリ九時十分迄
- 一、學 費 一ヶ月五十錢ノ割 (授業料及其他共)

◎本校ハ昭和十年七月ヨリ青年學校令ニ依リ校名ヲ變更シ、學則ヲ改正スルト同時ニ、一層内容ノ充實ヲ圖リ、眞ニ理想的商業青年學校トナリマシタ、畫働イテ夜學ヲ奮闘的青年ノ奮ツテ入學アラシムコトヲ希望致シマス

# 廣島市報

號二十七第

創刊日十月十年十和昭  
行發日十月十年十和昭  
定額金部一價定  
錢拾七金部一

所發市島廣 所行發  
人行發  
所版活弟兄田增式株 所刷印  
社會  
地番一目丁七町手大市島廣  
雄 計 田 增 省刷印  
地番一目丁七町手大市島廣

## 革沿の町

廣瀨町の廣瀨は五箇莊の遺名であるが藩政時代は廣瀨組の北西南は廣瀨村であり今の區域はそれよりずーつと縮少されて居る

- 【目次】
- ◇ 汗だくで申告書を整理……………二九八
  - ◇ 告 示……………三〇〇
  - ◇ 彙 報……………三〇〇
  - ◇ 海外開拓實習生に關して……………三〇〇
  - ◇ 本市の救護法による救護者……………三〇〇
  - ◇ 石炭の節減に就て……………三〇一
  - ◇ 重要工業品取締規則……………三〇一
  - ◇ 本市の農業……………三〇一
  - ◇ 職業的に見た本市の人口……………三〇五
  - ◇ 招魂祭委員總會……………三〇五
  - ◇ 新聞經濟記事の學習……………三〇六
  - ◇ 畑病院手術室ひらき……………三〇六
  - ◇ 各種統計……………三〇八

△伊勢神宮大祓を祭る△方面事業助成會  
 △寄附△商業組合法施行三周年記念週間  
 △市農會主催病蟲害防除講習會開催△市  
 立淺野圖書館增加圖書



達員係の命懸に理整てれ忘も秋くゆ

## 汗だくで

申告書を整理

十月一日を期して全國一齊に國勢調査が執行されたがその申告書は既に國勢調査員の手から市役所に届けられ市産業課統計係員約七十名が朝八時から午後九時迄連日連夜、山と積まれた申告書の中に入りまづ汗だくとなつて整理中である。

「バラ／＼その手も見えぬ早さで紙をめぐる音、パチパチ／＼」ソロバンをハヂク音、紙一枚／＼への緊張終日、絶え間なしに相ひ交錯し、混亂、喧噪を極め、さながら戦場の如く、こゝもと秋晴れのどかさば微塵も見られない。

申告書は十月二十日迄に内閣統計局に送り届けなければならぬのであるが一枚／＼を先づ入念に検査したる後申告書と照査表對照検査、照査表と照査表寫との對照検査をなして整理が完了するのであつてその整理も責任の重大さを考へると仲々骨である。

【告示】

廣島市告示第七七號
昭和十年十月一日施行廣島市國勢調査國勢調査員石川春市、同平岡卯三郎辭任シ其ノ後任者ノ調査區番號其ノ區域及氏名左ノ如シ

廣島市告示第七八號
昭和十年十月一日施行廣島市國勢調査國勢調査員小畑壽喜知ハ解任セラレ其ノ後任者ノ調査區番號其ノ區域及氏名左ノ如シ

廣島市告示第八〇號
昭和十年十月一日施行廣島市國勢調査豫備員タル國勢調査員山本徹司、同倉西野、同津山秀夫、同山中克巳ハ解任セラレ其ノ後任者ノ氏名左ノ如シ

廣島市告示第九十八號
昭和十年九月一日現在調階審員資格者名簿ヲ十月一日ヨリ同月八日迄七日間(日曜日ヲ除ク)本市役所ニ於テ縱覽ニ供ス

廣島市選舉長告示第十三號
昭和十年九月二十五日執行ノ廣島市會議員總選舉ニ於ケル當選者左ノ通り定マリタリ

廣島市告示第九十九號
昭和十年九月二十三日
廣島市長 横山金太郎

【彙報】

衛生組長二就任認可
(自昭和十年九月五日)
西地方町 衛生組長 富士谷盛夫
若草町 同 龍田與三吉
國泰寺町 同 川野 義雄

本市の救護法による救護者

救護法によつて六十五歳以上の老弱者十三歳以下の幼者、妊産婦、不具癱疾、病傷痍其の他精神又は身體の障礙により勞務を行ふに故障あるもので貧困のために生活が出来ない時は居住

實人員二十二名、延人員六千四百四十三名、その金額千二百三圓、市費支辨のもの實人員五百七十二名、延人員十六萬二千九百四十九人、その費用は二萬二千五百九十九圓であつて年々四十名程増加してゆく傾向にある、これが増加の原因に就いては詳かにするを得ないが之が増加の傾向にあることは注目せらるべき現象である。

伊勢神宮大祓を祭る
産業課では十月五日午後一時半から同課東側に祀れる伊勢神宮大祓の祭典を舉行したが全課員參列、廣瀬神社山崎社掌齊主となり神事をなした。いづれ平本産業課長一同に代つて玉串を奉奠、祭典終了後一同神酒をいただいた

方面事業助成會へ寄附
東京市芝區高輪南町三〇山本賀造氏は亡妻の三七忌日に際し追善供養の爲め廣島市方面事業助成會へ金百圓寄附した、また市内空鞘町村上淺五郎氏は金一圓を廣島市方面事業助成會へ寄附した

石炭の節減に就いて

- (一)緒言
(二)石炭に就いて
1、發熱量
2、粘結性
(三)粘結性炭
(四)不粘結性炭
3、揮發分
4、塊炭と粉炭との比較
5、灰分及び其の軟化點
6、煙の量
7、石炭の配合と秤量
8、其の他に就いて
(イ)石炭中の水分
(ロ)炭塊の大小
(三)炭火方法に就いて
1、炭塊の大きさ
2、投炭量
3、火層の厚さ
4、通風
5、爐扉の開閉
6、投炭の時機
(四)手焚の方式
1、散布式焚火法
2、交互式焚火法
3、焙火式焚火法
(五)實際的工夫の例
1、手焚心得一括
2、實際的工夫の例
(六)結語

礎原料として缺く可からざるものの一であるから石炭の消費を節減する事は國家的見地から必要であるばかりでなく直接消費者にとつて利益である事は當然である、廣く將來の燃料を如何にするかと云ふ事に就いては國家も、又各専門家も、周到の研究を進めつつあり既に工業化せんとする域に達したのももある現状に在り、大いに意見を強よする處であるが、現状に於いては大多數の工場は矢張り在來の汽罐に石炭を焚き且つ之れを有利として居るので、現状に即した處の石炭消費節減策も亦忽にす可からざる事と考へられるので、本稿に於いて其の概要を述べ石炭消費者の一層の自覺を促し度いと考へる次第である

石炭は其の成因からして推察出來る様に、鑛山に依つても其の炭質に相違があるが、又同じ鑛山に於いても幾分の相違が有り尙ほ風化、汚染等の第二次的原因に依る差違も生ずるので購入の際には假令信用ある商店からのものでもつても単に鑛山名や價格、外觀等にのみ拘泥せずして各種の試験を要する事は云ふ迄もないので、之等の點に就いて先づ述べることにする

と稱して、此の量が多い程燃料としての有用成分の多い事を示すものであるから、石炭の撰定に當つて第一に考慮すべき問題である、單位重量當りの價格から發熱量の價格を比較して成る可く安價に多量の熱を發生する石炭を買入れるのが大切である、然し次項以下述べる事に依つて分り明となつて思ふが工場作業の状態或は汽罐との關係、即ち火力、火保、燃焼の難易、火焔の長短等石炭の特質を利用せねばならない場合もあるもので此等の場合は矢張り特殊の撰定をなさねばならない事は云ふ迄もない、然し一般に發熱量の高いものが最も有利であると考へて差し支へないのである

ノ事項ヲ研究スルト共ニ日本品ノ市場開拓並ニ之ガ確保ヲ圖リテ貿易ノ振興ヲ期シ以テ邦人ノ海外發展ニ寄與セントスル目的ノ下ニ昭和十年七月設立セラレ其ノ第一期事業トシテ少壯有爲ノ青年ニ商工移民タルニ必要ナル訓練ヲ與ヘ海外開拓實習生トシテ海外各地ニ進マシメントシ既ニ第一回五名(本年八月十四日出發)第二回二名(同八月二十二日出發)ノ實習生ヲ南洋方面ニ送りテ夫々就職センメツ、アルノ現状ニシテ内容確實ニシテ現下ノ狀態ニ鑑ミ適切ナル團體ト認メ拓務省ニ於テモ之ガ助成ヲナシ、アル旨其ノ筋ヨリ通牒有之候條右了知相成度候也

一、緒言
現今工業用燃料として廣く一般に使用せられて居るものは云ふ迄もなく石炭であるが石炭は周知の如く天然の埋藏物であり従つて其の量には限りがある、此の限り有る處の石炭が單に燃料として有用な許りでなく、重要化學藥品の基

(1)發熱量 石炭が燃焼する際に發生する熱の量を其の石炭の發熱量

Table with 4 columns: Name, Fuel Ratio, Fixed Carbon, Volatile Matter. Rows include Anthracite, Semi-anthracite, Bituminous coal, and Lignite.

Table with 4 columns: Name, Fuel Ratio, Volatile Matter, Combustion State. Rows include Anthracite, Semi-anthracite, Bituminous coal, and Lignite.

市農會主催
病蟲害防除講習會開催
市農會では九月三十日午後二時から農林省囑託下藏梅之蒸氏を講師として病蟲害防除講習會

此の内市場に於いては通常無煙炭と稱して半無煙炭を又半、高炭と稱して無煙炭を又高炭と稱して有煙炭と稱して居る、燃料比とは固定炭素分を揮發分にて除したるものであるが揮發分に就いては次に述べる

(3)揮發分 揮發分の多少は炭種に依つて其の量に異なる事は第一に表に見る様であるが又此の揮發分の揮發温度にも差があるものであつて、攝氏四、五〇度前後で一時的に其の大部分を發生するものもあるし温度の上昇につれて徐々に放出する様なものもある、此等に就いても汽罐用として適當に考慮せねばならない、一般には揮發分の多いものは焙が長いとされて居るので反対に揮發分には特に揮發分の多いものが適當であらう

(4)塊炭と粉炭 前述の様に石炭の發熱量、粘結性の適否等が重要な事は勿論であるが石炭の粒の大小も考慮の必要がある、塊炭と粉炭との優劣は汽罐の構造、作業状況その他に依つて一概に云ふ事は出来ないが粉炭を燃焼するには汽罐の火床面積が比較的大となつて居るか「グレイトバー」の間隙が小になつて居るか、通風力を大にして得るか等を考慮して此等が充分ならば利益多く燃焼せしめ得られなれば不注意に使用する時は却つて不經濟となる事もあるのである、塊炭と粉炭との長短を述べて見る

塊炭の有利な點

(イ)塊が大きい爲めに炭質の見別が容易である

(ロ)「グレイトバー」の間隙から落

下する事も少なく通風が良いので燃え易く焚火容易で煙の出る機會が少ない

(ハ)貯炭中の風化損失が少なく自然發火し難い

(ニ)炭質の見別が困難且つ石等の混入が多い

(ホ)風化に依る損失と自然發火が起易い

(ヘ)通風を阻害し易く従つて燃え難くなり煙を出す機會が多い

(ト)灰分及び其の軟化點 (極く常識的に云へば一旦生じた灰が高熱の爲に再び熔融するがその熔融温度を軟化點と云ふ)

石炭中の灰分の多いものは蒸發力並に値段に大關係がある、溜りが早いので、罐替の回数も多くなる結果煙を出す機會が多く且つ其の都度冷風が多量に浸入するので爐の温度を低下し熱の損失が大である、例へば一萬斤六十圓の石炭と五十圓の石炭の二種の場合其の發熱量が前者一萬斤に對して後者一萬二千斤と同等であると假定すれば、發熱量から云つた兩者の價値は同等値段となるが若し多數の灰分が多いならば罐替の回数が多い割高となるのである

次に灰の性質であるが直接重要な點は其の軟化點である、灰の軟化點が高い時は火床上でばらばらであるから少しかまはすと細粉となつて「グレイトバー」の間から落下するので手数が掛らないが、若しも餘の様に熔けて所謂

來ると信するものである

三、焚火方法に就いて

斯くして適當な石炭を買入れたならば次に之の石炭を如何に上手に焚かか依つて非常な差異を生ずるのである、焚き方に依る石炭の節減、特に手焚法に就いて述べて關係者の注意を更に喚起し度いのである

焚火方法は手焚法と自動給炭機法とに大別せられる、一般には矢張り手焚法が多用である、是れに就き詳説しよう

手焚法の要點

焚火方法の巧拙は直ちに燃料の消費量と發生蒸氣量とに影響するので汽罐手は不斷の努力と熟練した技術とを以つて忠實に規則正しく立働が必要である云ふ迄もない事であるが尙ほ其の上に、石炭の性質及び工場作業の状態等に依つて幾分の相違はあるが大體次の様な要領で焚火に従事せねばならない

(1)塊炭の大きなものは必ず割つて焚く一拳の大きさより大きな塊炭は焚かない心掛が必要である、之れは塊の大きなものは其れが充分燃えない中に細かいものは燃え切つてしまふので火層に隙が出来る易く冷風の浸入となり爐を冷すからである

(2)投炭量 一回の投炭量が多過ぎる時は石炭の爲めに火が押へられ爐の温度を低下すると同時に通風を悪くするので可燃性瓦斯が多量に一時に發生する割合に燃焼が起らず爐内に瓦斯が充満して通風は尙ほ悪くなり此れが互に因果的に重なつて結局黒煙を出すと同時に可燃性瓦斯の逃出を起し燃料の不

「グリーンカー」を作ると「グレイトバー」に粘つて通風を悪くするし碎いて出すにも手数を要し従つて爐扉の開放時間が長くなる爲めに熱の損失を來たすのである、最も良い灰の性質は其の爐の温度で粒狀の「グリーンカー」を生ずるものである、斯く灰の層ががさがしたものであれば罐替も比較的容易であるし通風も良いので好適である、次に灰の量に就いて一言するならば灰が非常に少ない「グレイトバー」に直接高温の石炭が觸れる結果「グレイトバー」を損傷し易い上に過分な冷風が通過し易い損があるが灰の層が適當にあると「グレイトバー」の損傷も少なく火層を比較的平均の厚さとなし得るので冷風の進入を防ぎ又冷風を豫熱する等の利點があるのである、然し灰があまりに多い事は何れにしても感心しない灰の處分に金も掛かる處では之れも馬鹿に出來ぬ事であるので灰の性質に就いても燃料の經濟上重要な事である

第二表 炭灰の軟化點表 (軟化法に依る測定値)

名	稱	酸化性	還元性
飯塚炭灰	二五五	二五〇	二五〇
赤池炭灰	二五五	二五〇	二五〇
大根土炭灰	二五〇	二五〇	二五〇
町田炭灰	二五〇	二五〇	二五〇
春取炭灰	二五〇	二五〇	二五〇
幌内炭灰	二五〇	二五〇	二五〇
中郷炭灰	二五〇	二五〇	二五〇
三池炭灰	二五〇	二五〇	二五〇

(6)煙の量 無煙炭の場合には勿論、

經濟となるのであるから、作業状態と汽罐の通風が、火床面積等に應じて次に述べる火層の厚さ其の他に就いても充分注意しつづ成る可く少量短度々投炭する必要があり、然しあまり少量短であるとなれば炭の回数が増し其の度に爐扉の開放による冷風の浸入となり爐の温度が下るし火層の薄すぎる爲の不都合も起るので適當な爲の床の火層を厚く保つ事、火床上の火層に厚薄凹凸があると厚い處は風通が悪くなつて燃え難く薄い處は風穴が開き易くなつて無益な冷風が浸入する結果爐を冷し熱の損失となり凹凸も又是れに似た現象を起して燃料を無駄に使用するのと同様の結果となるので火層は一樣の厚さとなる様に心掛けねばならない、又火床の後端は前部(焚口)よりも通風が良く而も熱をよく受けるので早く燃え切り易いから此處の邊に風穴を生じ易く従つて冷風が通過する結果前述の様汽罐の効率を害する事が甚だしので火床後端は心持ち厚くなる様にした方が良く、又「ランカシヤ」汽罐では火床の兩側が薄く成り勝であるから此の時は寧ろ兩側を厚く盛り上げ氣味に焚かねばならない、火層の厚さは炭片の大小炭質、通風の強弱等に依つて違ふのであるが一般には六寸位を適當とし四時一十九時を限度として居る、勿論粉炭は薄く塊炭は厚くして差し支へない

(4)通風を良くする事 火床上に灰が溜り過ぎたり「グリーンカー」が出來たりする場合にも亦通風を悪くするので火層を掃除したり必要に

炭の様に「タール」分の少ないものは不完全燃焼をしても概して黒煙は出難いのであるが瀝青炭即ち有煙炭と云はれるものは名前の起るから考へられる様に、充分注意をしても煙が出易いのである、鑛山に就いて云ふならば高島、三池、唐津、樺太、筑豊、北海道杵島炭等がそれであり此等は燃え難い「タール」分を多く含むので黒煙を出すとされて居る、従つて一般に信ぜられて居る様に黒煙の出ないが直ちに燃料の完全不完全(比較的)燃焼を示すものとも考へられ難いのである、然し普通汽罐用の燃料は有煙炭であるので此の場合黒煙が出る、黒煙と共に燃料の有成分である水素、一酸化炭素等が逃出し易いとされ此の損失が大であるとされて居るのである、従つて燃焼に際してあまりに多くの黒煙を出すものは良い石炭とは云へないが煙の量は石炭撰定に當つては大した價値はないものと考へられやう

(7)石炭の配合と秤量 以上述べた様に石炭には様々の種類があり夫々長所と短所とを持つて居るので汽罐の能力を充分發揮せしむるには何んな石炭が必要であるかと云ふ事に就いて調べ、次に此の必要條件に適當した石炭を撰ぶか或は適當に配合して使用する様にした方が良く、例へば粘結力の強過ぎるものと弱過ぎるものと又粘結力の弱粉炭に強いものを混する等して焚き易く且つ粉炭の飛散や落下を防止したり、其の他火力の強いものと弱いもの、「グリーンカー」の出來易

應じて罐替をせねばならない然し此の際注意すべき事は猥りにかきまはさない事である、火層下の熔けた灰を表面に掻き出して燃えて居る石炭に蓋せたり或は是等と混合して火力を鈍らせたりせぬ様充分の注意を要すると云ふ事は第一要件である焚火方法が八釜しく云はれるのは一に此の通風を如何に適當に行ふかと云ふ事から出發して居る事は前項迄に屢々述べた通りであるから此の條件に適しない事は尙ほしてはならないのである、「アッシュピット」(灰溜)に灰が溜り過ぎたりした場合も又いけなしい爐道煉瓦積の隙間から空氣が漏れ込むと爐道が冷され通風が悪くなる事があり此の害も多大であるから焚火に當つては常に不斷の注意を怠つてはならないのである

(5)爐扉(爐口)の開閉は手早く手焚法では投炭にはどうしても爐扉を開けて行はねばならぬが、之れは成る可く手早く行はねばならぬ、爐扉を開けると澤山の冷氣が爐道の奥迄浸入して爐の温度を低下するし投入された石炭は火を押へる作用をすると同時に蒸されて可燃性瓦斯を發生するのであるがこれを燃焼の上から云へば丁度此の際に爐の温度は高く通風を充分に必要とする状態に置かれて居るので全く反対の状態を呈して居るのである、従つて爐の温度低下の直接原因である爐扉の開放は成る丈短時を要するのである

(6)火を燃え切らさぬ事 投炭の時機は前の石炭が燃え切つてからで

を開催したが市内農家百名の聴講あり非常に得るところがあつた

◆本市の農業

本市の商工業の發展と區劃整理の進展に伴つて耕地は漸次宅地、工場敷地、道路等に變更しその面積は減少されて居る之に伴ひ農作者は時代に適合した集約的農業經營の組織の變更するの氣運を醸成して居る

尙ほ昭和九年中の農産額は次の通りである

米 八千八百二十石  
 麥 二十五萬五千三百三十一圓  
 其他 一萬二千六百十六石  
 蔬菜花卉 十四萬五千七百三十三圓  
 百六十三萬七千八百  
 雜穀 五十七圓  
 二十九萬八千六百八十三圓  
 果實 四十五萬七百二十七圓  
 其他 三十四萬九千二百三十四圓  
 計 二百八十七萬七千七十四圓

◆重要工業取締規則 (縣令)

九月十日公布即日施行

組合員の統制を維持し組合統制經濟の擴大を圖るため縣では九月十日廣島縣令第四十九號を以て重要工業取締規則を

公布即日施行したが右取締規則に依る重要工業品の製造に關する工業は其の住所、製造所又は營業所を地區とする當該組合若は其の聯合會の検査を受けるに非ざれば其の製品を販賣し又は本縣外に搬出することが出來なくなつた故相當の効果を上げ得ることと期待されてゐる

重要工業取締規則 (昭和十年九月十日) (廣島縣令第四十九號)

第一條 重要工業品ノ製造ニ關スル工業者ハ其ノ住所製造所又ハ營業所ヲ地區トスル當該工業組合若ハ其ノ聯合會ノ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ製品ヲ販賣シ又ハ本縣外ニ搬出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ規定ニ依ル取締ニ付テハ昭和九年廣島縣令第二十二號工業組合法第八條ノ施行ニ關スル取締規則第四條第五條第七條第一號第二號第八條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス

第三條 第一條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

工業組合法第八條ノ施行ニ關スル取締規則 (昭和九年五月二十九日) (廣島縣令第二十二號)

第一條 本令ハ工業組合法第八

なく未だ充分火力を保持して居る時に...

四、手焚の方式

以上で大體の一般的注意事項を述べたが...

(1)散布式焚火法 粘結力のある石炭を...

めて風穴を生じない様にするには火爐管の...

五、實際的工夫の例

(1)手焚心得一括 重複する様であるが...

以上で手焚法の要領及び方式に就いての...

際に當つては此等の要領を充分に呑み込んで...

六、結 論

手焚法には手焚法として甚だ良手所が有るが...

今に在つては小型用の簡便なものが出現し...

(2)實際的工夫の例 汽罐其の他の設計が拙悪...

施行計畫決定

廣島招魂祭は小磯師團長を總裁に、田島部...

を主座に招魂祭の施行計畫を決定した。...

本市に見た職業別の人口

に据付られる様であり追々普及しつつあり、...

商工業者は逐年増加

農業水産業者は漸減

十月一日午前零時を期して全園一齊に...

商業従事者 七萬二千七百八十八人
工業従事者 六萬六千二百三十三人
公務員 五、五五七

Table with columns for industry types (Agriculture, Commerce, etc.) and their respective population counts over time.

Table showing income distribution for various professions and industries.

Table showing income distribution for various professions and industries.

- (一)製品ノ名稱別注文主、注文引受數量、價格及年月日
(二)製品ノ名稱別販賣先、販賣數量、價格及年月日
(三)注文主又ハ販賣先トノ間ニ歩引其ノ他特別ノ契約アル場合ニ於テハ其ノ内容...

新聞經濟記事の學習(五)

廣島市商業學校商業調査室

三、特設時間における學習
(一)學習時間に於ける編成
現在本校における最高學年は四ヶ學級より成り、その生徒数は定員が二百名である、而してこれを指導する商業科職員は八名であるが、經濟記事學習上の職員と生徒とを如何に組合せたならば最も

畑賀病院手術室「びらさ」

九月二十二日醫備學會創立四十周年記念講演會に講師として招聘せられた大阪帝國大學第一外科長小澤凱夫教授の來廣を機として畑賀病院外科室に於いて入院中の外科的疾患者の診斷を願ひ又學丸結核患者の手術を行つたが小澤教授は本邦刀圭界中特に胸腔外科の權威者であつて同教授に據つて畑賀病院の外科室に於ける執刀の嚆矢とすることには極めて意義深いものがある



畑賀病院の外科室に於ける執刀の嚆矢とすることには極めて意義深いものがある

は人的又は場所的條件に妨げられて實施し得ない處である、従つて今日では普通の授業の場合と等しく學級別に普通教室で學習し、職員は各級を二名宛で擔當し、その内に一名が主として學習の指導進行の任に當り、他の一名は主として傍にあつて補助監督の任に當ることとしてゐるのである

經濟記事研究分擔表

- 一、財政
二、金融、物價
三、外國爲替、金、銀
四、貿易、關稅
五、會社、經濟團體、財界人
六、交通、倉庫
七、保險、信託、取引所
八、電氣、瓦期、石油、石炭
九、生絲
一〇、人絹、羊毛、染料
一一、綿絲
一二、農業、米、肥料
一三、砂糖、製粉、醸造
一四、洋灰、木材、製紙
一五、鐵、銅、軍需工業
一六、漁業、護謨
一七、配給、産業組合
一八、滿蒙關係
一九、支那關係
二〇、ロシア關係
二一、アメリカ關係
二二、イギリス關係
二三、歐洲大陸關係
二四、南洋及アフリカ關係
以上の如く經濟記事を二十四項目に分類すれば、一學級の生徒数が約五十名であるから一項目を平均二名の生徒が分擔することになるのであるが、生徒はいづれもその分擔した項目については責任を持つて調査研究に當り以て學習時間に備へるのである、即ちその項目に關する靜的豫備知識として基本理論と専門用語とについて、その動的豫備知識として歴史的事實とについて調査しておくのである

そのためには先づ生徒はおそくとも本格的學習期間に入ると同時に、出来れば第一學期の内から毎日必ず自宅に於いて新聞を關讀し擔當項目に關係ある記事はすべて切抜き、切抜帳に整理して

タルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第十一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキ其ノ罰ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス
附 則
本令ハ昭和九年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

市立圖書館增加圖書

- 總記 —
維新史籍解題傳記篇 高梨光司
一樹ノ下ニ 小野 實人
日本ニツケル時報 山口眞申編
東京辯護士會史 安達元之助
隨筆超ト脱 常盤 大定
人生日録 眞溪 淚骨
日本國體新講座・第一期第三號 明治會
晚鐘・第十五卷第四號
岩崎文庫和漢目錄 山隅 福代
— 宗教・哲學 —
物ノ力心ノ力 高島 米峰
本願寺法難史 上原芳太郎
形態心理學 久保 良英
海南米子學發達ノ研究 糸賀圓次郎
思想善導ノ基準 増田 義一
處世新道 増田 義一
婦人ト修養 増田 義一
青年ト修養 増田 義一
實踐學 富士川 游
世間非世間 大谷 光瑞

行くのである、かくすれば自然の中に擔任項目についての靜動的な理解が培はれて行く筈である、而して切抜帳は毎學期數回提出せしめその整理状況を檢閲し、整理不十分なるものについては然るべく指導することにしてゐる

さて上述の如く生徒各自が擔任項目に關係ある記事を切抜いて行く時は、別に學校として切抜を行はなくても、生徒の切抜帳を全部持ち寄りしめるならば、自然の中に學校としても常に經濟各部門についての記事が切抜整理されてゐるのと同じ結果になるのである、是は正に一石二鳥の便益があるものと云へるのである、更に又學校に於いて唯一部の新聞によつて經濟各部門の記事を切抜き整理する場合に同一記事にして數個の部門に關係を有するものについては、何れ

の項目の中にも切抜保有されることとなるのであつて、例へば綿業協議會新設の記事は第五項目の經濟團體の立場から第十項目の綿絲の立場からも切抜かれ、對露漁業問題の記事は第十六項目の漁業の立場から第十九項目のロシアの立場からも切抜される、更に又伊予開戦の本邦經濟界への影響といふ記事の如きは、第三項目の外國爲替、第四項目の貿易等を初として殆どあらゆる項目に關係があり、あらゆる立場からそれら切抜されることになるわけである、尙ほ生徒が記事切抜を行ふに當つては、初の間は何れの記事が自分の分擔項目に關係あるものか、その判別に稍困難を感じるものがあるから、當初の二ヶ月間は新聞記事の各々について關係項目番號を附して、毎日廊下に掲示することにしてゐる

上述の如く生徒は毎日、分擔項目につき關係記事を關讀し、切抜蒐集整理保存して行くのであるが、併しそのみにては到底分擔項目についての靜的基本知識や動的歴史事情を十分に調査準備し得るものではなく、更に關係ある圖書雜誌類を参照して研究を進めなければならぬのである、即ち生徒は先づ既修又は未修の教科書について、分擔項目に關係ある部分の研究し、尙ほ不足ならば學校及び學友會備付の圖書雜誌類を利用してその調査研究を深く進めて行くのである、例へば第一項目の財政を分擔した生徒は、財政理論と用語について又我が國財政の沿革と現状について調査しておくべきであり、第九項の生絲を分擔する者は原料繭については勿論、生絲の製法、品質、取引方法、需給状態等について廣く調査しておくべきであり、或は又第十八項目の滿蒙關係を分擔する者は滿蒙の地理歴史は勿論、政治經濟一般について調査しておくのである

かくの如く各生徒の調査研究せしめ結果は、各別に取纏めて一應提出せしめ、職員によつて校閲せしめ、後返却し、常に生徒の座右に置いて經濟記事研究の伴位たらしめるのである、かくして學校としても自然の中に經濟各部門にわたつて基礎調査が行はれてゐることとなり、是も亦一石二鳥の便益を擧げるものと云ひ得るのであらう、而して右調査物は土曜日の經濟記事學習時間には常に持参せしめ、若し赤字公債について質疑があれば、財政を分擔する生徒によつて、繭の掛

Table with columns for '種別' (Category), '出港' (Departure), '入港' (Arrival), and '乗客降客' (Passengers). It lists various ship types like '汽船(小汽船)大帆船' and '汽船小汽船大帆船' along with their respective passenger counts for different months.

廣島港出入船舶數並乗降客員數表(昭和十年)

Table showing monthly statistics for ship arrivals and departures at Hiroshima Port in 1921. Columns include '種別' (Type), '出港' (Departure), '入港' (Arrival), and '乗客降客' (Passengers).

傳染病患者數月報 (九月三十日現在)

Table of infectious diseases including Cholera, Typhoid, and others, with columns for patient counts and hospital admissions.

Table showing hospital admissions for various diseases, categorized by hospital type and patient gender.

Chemical change in thought and practice, and other articles including 'Science and Education' and 'Social Policy'.



託兒事業成績 (九月分)

Table of orphanage performance metrics, including counts for various orphanages and their respective staff and children.

上水道水質検査成績 (四月分)

Table of tap water quality inspection results, listing various water sources and their corresponding quality measurements.

Handwritten notes and articles including 'History and Geography', 'Social Policy', and 'Science and Education'.

戶籍事件表(八月分)

Table with columns for household registration events: 戶籍出、戶籍通、戶籍編、戶籍抹、戶籍消、戶籍出、戶籍通、戶籍編、戶籍抹、戶籍消、戶籍出、戶籍通、戶籍編、戶籍抹、戶籍消. Includes counts and fees for various categories like '本籍人' and '非本籍人'.

寄留事件表(八月分)

Table with columns for mail forwarding events: 種別, 件數, 他縣男, 他縣女, 他郡男, 他郡女, 計. Includes sub-headers for '寄入' and '寄出' with further breakdowns like '寄留' and '抹消'.

報月覽閱書圖立市島廣

(分月九)

Large table showing library statistics: 數冊書圖覽閱, 員人覽閱. Columns include age groups (e.g., 自十二歲至二十歲), gender (男/女), and occupational categories (e.g., 學生, 軍官, 宗教家, 實業家, 無職, 其他). Includes a '合計' (Total) row at the bottom.



隣保館事業成績 (九月份)

事業別	館別	日数	利用状況		計
			男	女	
託児	西東	六六	一九五	九〇六	一一〇一
圖書閱覽	西東	六六	四一〇	六六	四七六
諸集會	西東	四四	四〇	六六	一〇六
兒童關係	西東	〇	五〇	二二	七二
講演講習	西東	三〇	九	三三	四二
保健衛生	西東	一	二五	三八	六三
慰安娛樂	西東	一	一	三	四
人事相談	西東	五	三	二六	三三
其他	西東	三	六	〇	九
合計	西東	一〇〇	一、三二七	一、〇〇九	二、三三六

戸籍表 (八月份)

種別	出生		死亡		計
	男	女	男	女	
本籍人	二五〇	二六五	一七	一六	四六二
非本籍人	一五	八	一	一	二五
計	二六五	二七三	一八	一七	四八七
轉入	一〇	一〇	一	一	二〇
轉出	一	一	一	一	二
計	一〇	一〇	一	一	二〇
計	二七五	二八三	一九	一八	五〇〇

家「ダニ」征伐

一、家「ダニ」の形態、其の出沒並に活動

家「ダニ」は「クモ」の類に屬し其の體形は略々龜に似て蚤よりも小さく平均體長〇・六〜七ミリ位である。胴體は卵圓形で其の背の方は稍膨れ腹の方は扁平である。胴體の前縁から八本の長い脚が出て居る。各脚の先端には爪と吸盤があり之れに依つて如何なる場所も滑り落すに敏速に歩行する。

眼はないが胴體の前端に蚤や蚊にあるものと似た刺器を持つて居る。此の刺器は一本の線に見ゆるが蟲眼鏡で見ると頸觸と其の間に藏して居る鈍角と云ふものから成つて居り、此の鈍角は平素は頸内に收めて居るが用に臨んで長く突出し皮膚を穿刺し血液を吸ふのである。色は吸血せざるものは灰褐色であるが吸血するときは鮮赤乃至暗赤色になつて蟲體も多少膨れる。

此の「ダニ」は卵生であつて幼蟲、若蟲、親蟲の順序で發育するものであるが血を吸ふのは若蟲時代からである。幼蟲は親蟲より一層小さく灰白色にして殆んど運動せず脚が六本しかない。若蟲になると脚は八本になりそろそろ血を吸ふが血を吸はない時の色はまだ灰白色である。家「ダニ」の活動は寒冷期は不活潑で、温暖期は旺盛である。人を刺すのは主として夜間就寝中である。

二、家「ダニ」の増殖時期(活躍時期)

は年二回ある様である。即ち梅雨期前後と九月十月の雨の多い時とがそれである。此れに反し盛夏の候及び冬季には急に減少する。此れ其の生存繁殖上條件が悪いからである。

三、棲息産卵の主なる場所  
此の蟲は本来人間を宿主とする動物ではなく鼠族「ユモリ」等を宿主とする動物である。それかと云つて不絶鼠の體に寄生するものにあらずして主なる棲息の場所は鼠巢であつて盛んに繁殖する時期になると鼠巢の外綿屑、藥屑穀物の殻等に隠棲して盛んに産卵繁殖する。

四、被害者の皮膚炎並に其の手當  
衣服に被包せる場所で特に四肢下腹部等が最も多く稀には顔面首等も刺される。

只刺された丈ならば蚤と同様で大したことはないが、此の蟲に刺されると堪へ難き苦痒を覺え、知らず知らず掻きむしるからそこで皮膚炎を起し、或は水泡、膿疱に變じ、中には治癒するに數週を要することもある。斯様な場合は治癒後長く汚穢色の癬痕を遺すのが普通である。依て手當は極めて簡單である。即ち痒さを忍ぶか掻きたければ掻いてもよいが其の代り忘れぬ様掻いた處に「アルコール」「石炭酸水(一〇〇倍)」「アンモニア(薄いものでよい)」等を塗つて置く。斯うして置けば何等介意することはない。要するに不潔な爪で掻きむしるから皮膚炎を起し化膿するのである。

家「ダニ」驅除法

一、棲息場所を掃蕩すること  
家「ダニ」の本據は已に述べた通りであるから、其の掃滅方法も理論の上では自ら明かな譯である、即ち  
イ、鼠を出来るだけ捕へること  
ロ、鼠の巢は見付かり次第焼き棄てること  
ハ、押入、床下、衣服、夜具及び屋内塵芥、帳簿、木材の割目、本棚等至る處に潜匿する習性があるが故に、家屋は常に整理清掃し、塵芥は焼棄し疊の下には新聞を敷いて之れに石油乳劑を撒布し押入には時々「ナフタリン」を撒くこと

二、殺蟲方法を勵行すること  
殺蟲劑例へば「ベンゼン」「フォルマリン」「クレゾール石鹼液」「フマキラ」「ワソツ」「センメツ」等を蟲の居さうな處に噴霧器(可成微細な水滴になる様な噴霧器でなくては効果少し)にて撒布し、若し洗濯し得るものは熱湯に浸漬して後ち洗濯し尚ほ疊の間、蒲團等には、のみとり粉、ナフタリン粉末等を撒布するは勿論只の一回位行つても絶滅は困難であるから此の蟲の發生する時期には再三反覆する必要がある。

昭和十年十月

廣島市役所

招魂祭當日西練兵場に  
 社會事業婦人會賣店と開設致します  
 (師團長官舎横)

新鮮な果物、清涼飲料水  
 おいしい菓子に、しるこ  
 御辨當等々……………

皆様の味覺

と充分満足させること、信

じます是非御立寄り下さい

◇益金は社會事業資金に充當致します

社 會 事 業 婦 人 會

# 廣島市報

號三十七第

刷印日五十二月十年十和昭  
行發日五十二月十年十和昭  
錢金部一價定  
錢拾七金部一

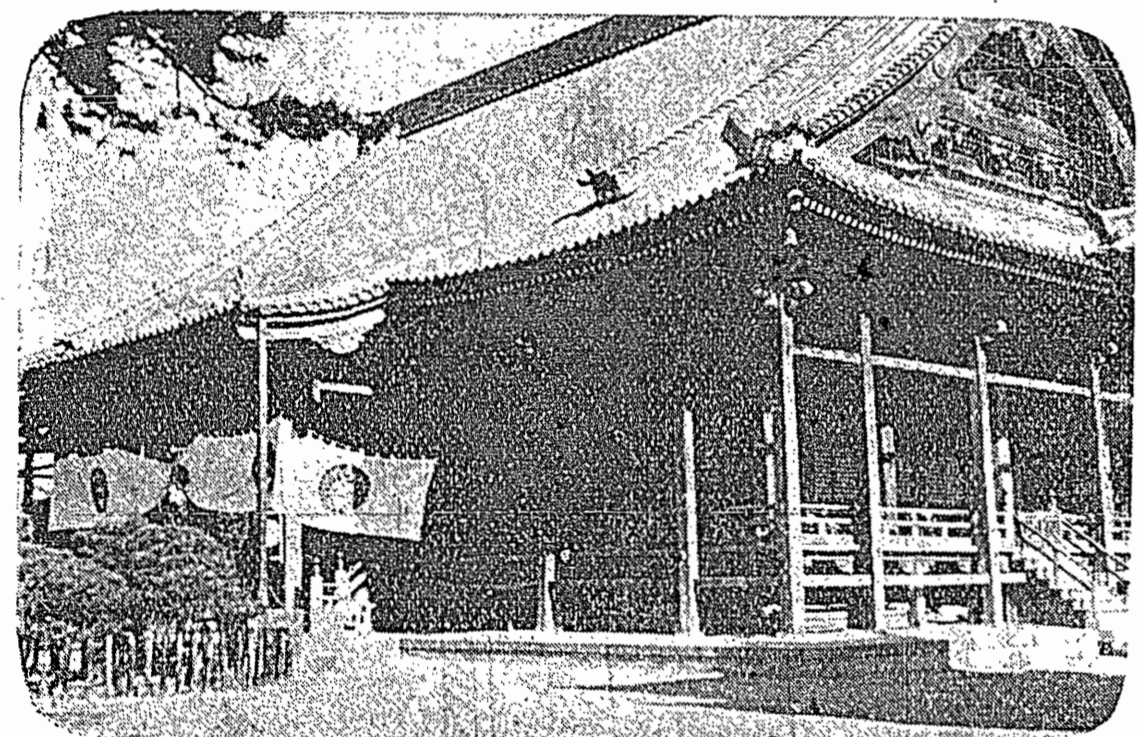
所役市島廣所行發  
人行發  
所版話弟兒田増式株  
社所刷印  
地番一日丁七町手大市島廣  
雄計田増省刷印  
地番一日丁七町手大市島廣

## 草沿の町

中町 この地の中央部と云ふ意  
から来たものであるが、今の戒  
善寺が西魚屋町から移つて來た  
後戒善寺中ノ町とも呼んだが明  
治五年八月今の名に復したので  
ある

### 【目次】

- ◇ 本願寺廣島別院……………三三
  - ◇ 告 示……………三六
  - ◇ 示 達……………三九
  - ◇ 彙 報……………三九
  - ◇ 市 會……………三〇
  - ◇ 通 牒……………三二
  - ◇ 時局對策講演協議會……………三二
  - ◇ 宇品寮と保護會館落成式……………三三
  - ◇ 小學卒業兒童の志向調べ……………三三
  - ◇ 漁業組合規約例解説……………三三
  - ◇ 司法保護事業研究會第七回總會……………三四
  - ◇ 教化強調週間の實施……………三四
  - ◇ 各種統計……………三五
- △本市の畜産業△度量衡器及計量器取締  
執行△第四回珠算講習會△大芝小學校十  
周年記念式△國防婦人會評議員會△赤十  
字病院建設に伴ふ社員募集狀況



院別島廣寺願本派本

### 本願寺廣島別院

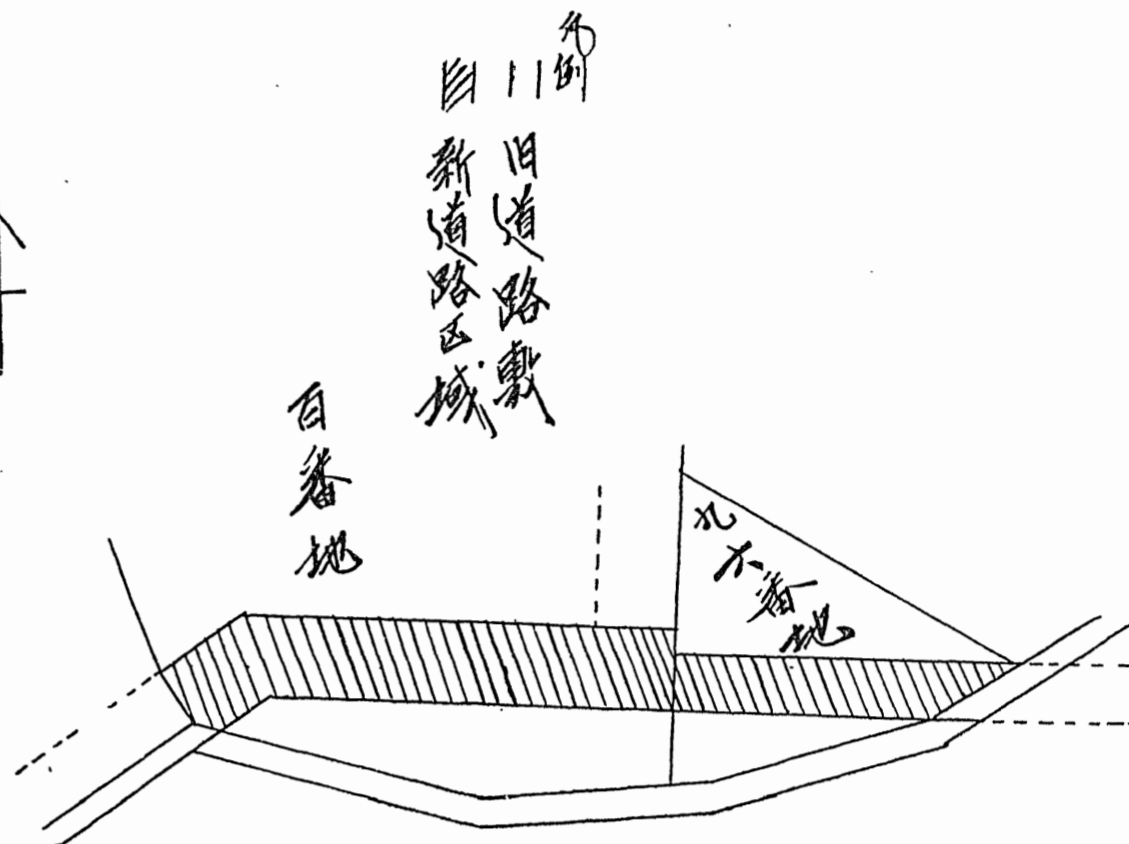
本願寺廣島別院は寺町の北端にあり、もとは龍原山佛護寺と稱し、藩政時代には眞宗京都本願寺派に屬し官職は院家、寺法安藝國八郡の觸口役寺でその末寺三百五十六箇寺は藝、備、防、石、豫の五州に散在し藩法としては廣島町組眞宗東西四十一箇寺の内東派九箇寺、西派淨圓寺觸下十箇寺を除き、殘る二十二箇寺の觸頭で毎歲法施米二百俵を賜はつて居た近國に稀な大刹である、明治維新の後、藩府から給與した法施米が廢止され且つ其の末寺も各々分離獨立して本山の直轄となり加ふるに檀家僅少なので寺院の維持が困難となつたが明治八年當寺十七代廣弘が寂し龍原家の血統が斷絶したので暫く京都本山が寺務を兼攝し明治三十七年十月に別格別院佛護寺と定め同四十二年四月昇格して本願寺派廣島別院と改稱せられたものである、尙ほ當佛護寺の草創を調べるに長祿三年安藝國五郡の守護佐東郡金山の城主武田治信の嫡子刑部少輔義信當寺を金山に建立し僧正信を以つて開基となしたが更に龍原に堂塔を建立し佛護寺と稱し、正信選化して二代圓清の時に天台宗を改めて眞宗に改め後福島氏に在城の時に至り慶長十四年今の地に移したものである

【告示】

●廣島市告示第一〇六號  
市内尾長町字天神谷百番地々先市

道路線道路區域ヲ別圖ノ通り定メ  
之ガ供用ヲ開始ス  
昭和十年十月四日  
廣島市長 横山金太郎

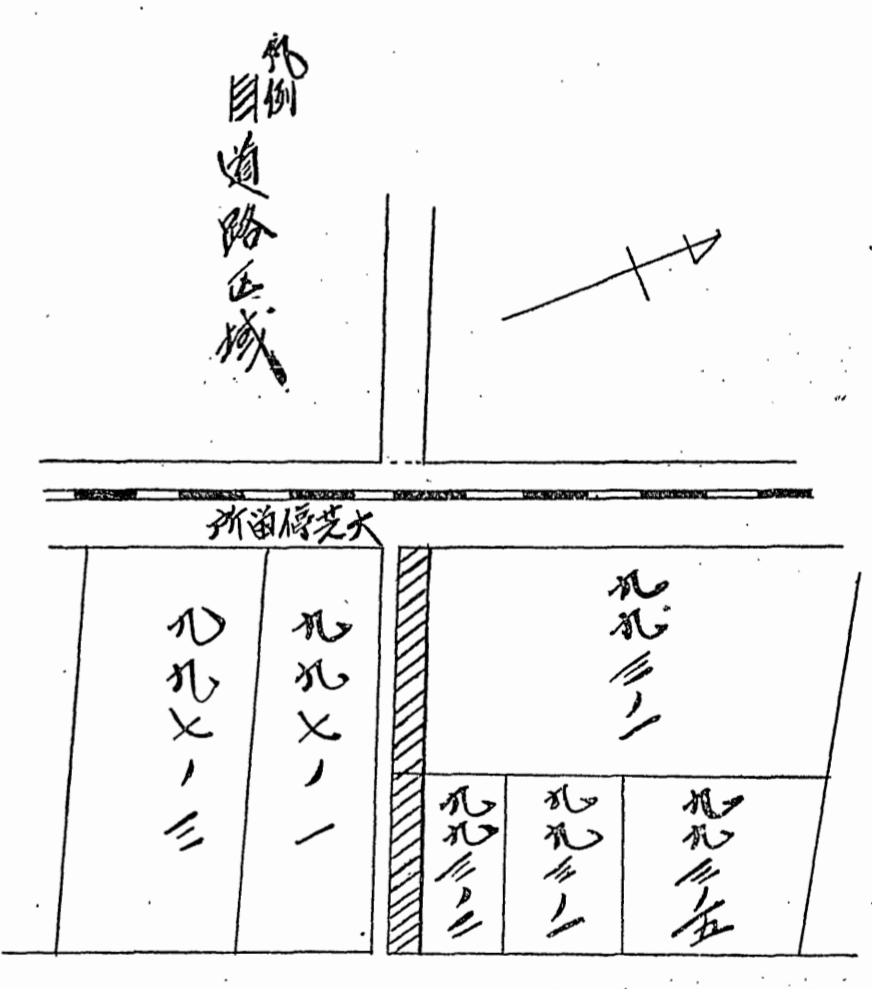
尾長町字天神谷地外  
道路區域圖



●廣島市告示第一〇七號  
市内三篠本町三丁目九百九十三番  
地々先市道路線別圖ノ通り道路區  
域ト定メ供用ヲ開始ス

昭和十年十月四日  
廣島市長 横山金太郎

三篠本町三丁目九百九十三番地外  
道路區域圖



●廣島市告示第一〇八號  
市内已斐町土井内千四百番地々先  
市道路線道路區域ヲ別圖ノ通り定  
メ之ガ供用ヲ開始ス  
昭和十年十月四日  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第一〇九號  
市内牛田町千四百七十六番地々先  
市道路線ハ之ヲ變更シ別圖ノ通り  
道路區域ト定メ之ガ供用ヲ開始ス  
昭和十年十月四日  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第一一〇號  
市内舟入本町二百七十五番地ノ二  
地先市道路線道路區域ヲ別圖ノ通  
リ定メ之ガ供用ヲ開始ス  
昭和十年十月四日  
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第一一一號  
市内古田町大字古江字高須二百二  
十番地ノ一地先市道路線道路區域  
ヲ別圖ノ通り定メ之ガ供用ヲ開始  
ス  
昭和十年十月四日  
廣島市長 横山金太郎



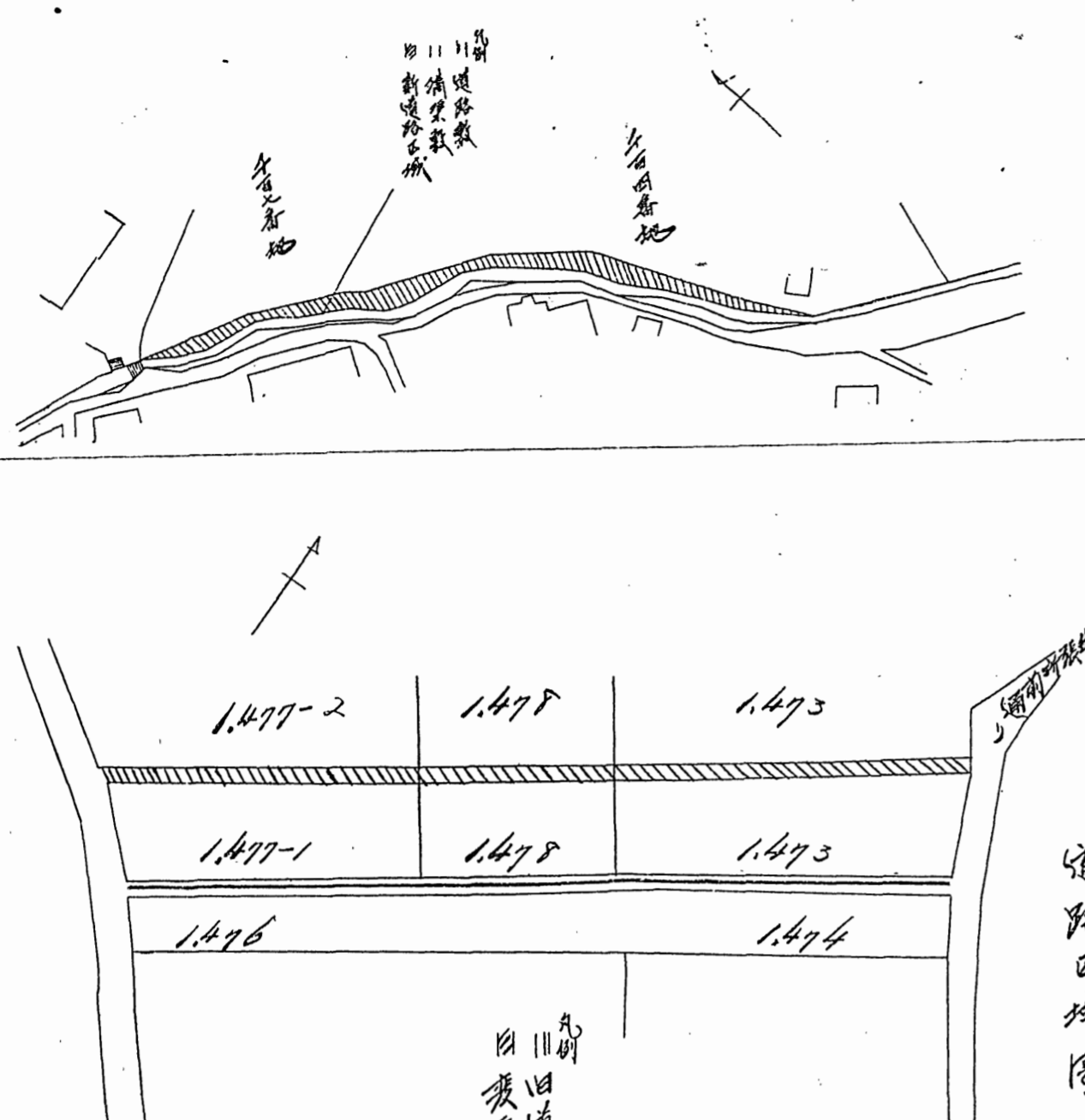
各市  
だより

◇職員ノ講習會(東京市)

東京市監査局では事務事業の  
改善及び能率増進に資すると同  
時に優秀吏員養成の爲め九月二  
十五日から十月十六日迄土曜、  
日曜、休日を除いて毎日神田區  
役所講堂に於いて職員講習會  
を開催して居るが講習員は各  
局、部、課、院、所、場長及び  
區長の指名推薦にかかる市區吏  
員二百名並に年俸吏員中の希望  
者約五十名の希望者で講師及び  
講習科目は左の如くである

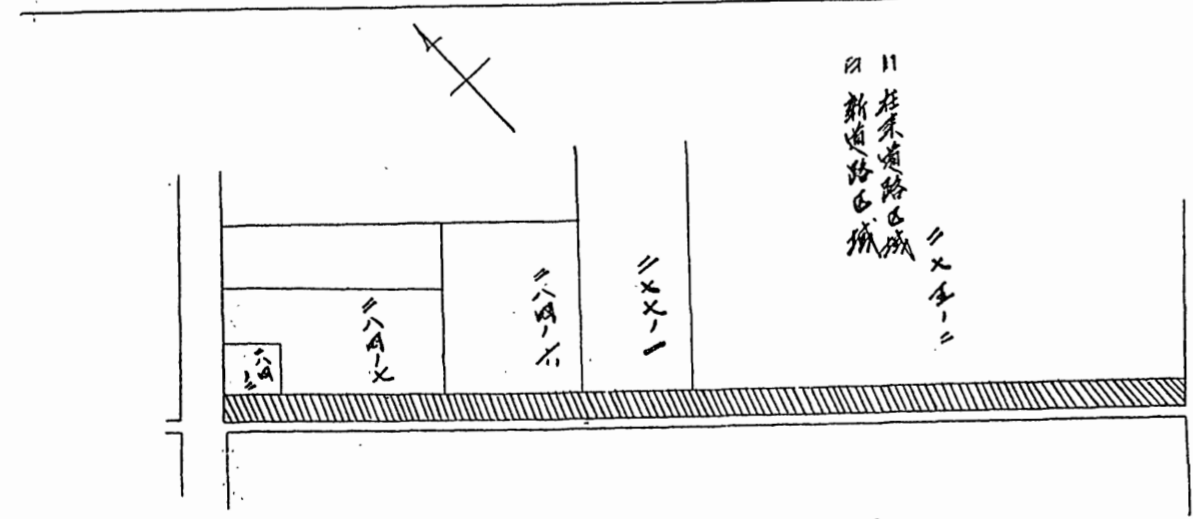
- (一)東京市政の現状
- (二)自治議決機關の動向
- (三)内務省地方局 加藤於克丸氏 行政課長
- (四)都市緑化に依る保健事業 保健局長 井下 清氏
- (五)東京市の土木行政 土木局長 衣斐 清香氏
- (六)東京市に於ける産業政策 産業局長 荒木 孟氏
- (七)東京市に於ける財政の實狀 財務局長 平山 泰氏
- (八)東京朝日新聞 下村 宏氏
- (九)地方財政一般 内務事務官 中島 賢藏氏
- (十)税制一般

牛田町字中京地外市道路線變更  
道路區域圖



牛田町字中京地外市道路線變更  
道路區域圖

舟入本町三丁目九百九十三番地外  
道路區域圖



第十三款 市 債

第十三款 市 債  
第一項 市 債  
歳入合計金拾參萬參千八百八拾九圓

第十三款 公 債  
第二項 公 債  
歳出臨時部

第十三款 廣島貯金支局應  
第三項 廣島貯金支局應  
第卅二款 建設費本年度支出額

第十三款 第一項 建物建設費

金拾參萬參千圓

金四百七拾七圓

金四百七拾七圓

金拾參萬參千四百拾貳圓

金拾參萬參千四百拾貳圓

大藏事務官 田中 豊氏

(十)物品會計に就いて

東京商科 吉田 良三氏

(十一)大都市經濟と農村

東京市政 猪間 驥一氏

(十二)都市に於ける交通統制

鐵道省監督局長 大山 秀雄氏

(十三)能率増進に就いて

日本能率聯 波多野貞夫氏

(十四)市區行政機構の關聯に就いて

區政課長 谷川 昇氏

(十五)東京市事務處理の制度と實際

監督局長 前田 賢次氏

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

事務取扱

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加更正

第二項 歳入	金百萬參千七百八拾五圓 (減四拾圓)
第一項 使用料及手数料	金九拾五萬八千八百九拾八圓 (減四拾圓)
第八款 縣補助金	金貳萬七千參百拾參圓 (增四拾圓)
第十項 青年學校費補助	金五千七百四拾圓 (增五千七百四拾圓)
△ 實業補習學校費 青年訓練所費補助	金〇圓 (減五千五百拾五圓)
第十一項 雜收	金拾四萬貳千四百四拾參圓 (增六千六百參圓)
第二項 雜入	金拾四萬貳千四百四拾參圓 (增六千六百參圓)
歳入合計金五百參拾六萬七千五百貳拾五圓 (增六千七百八拾八圓)	
第十款 歳出經常部	金貳萬百四拾貳圓 (減貳萬八千六百六拾五圓)
第一項 實業補習學校費	金六千五百貳拾圓 (減九千參百參拾八圓)
第二項 工業專修學校費	金壹萬九百八拾五圓 (減壹萬五千參百壹圓)
第三項 實業補習學校費	金貳千六百五拾五圓 (減四千貳拾六圓)
第十三款 青年訓練所費	金壹萬貳千六百拾五圓 (減貳萬貳百五拾參圓)
第一項 雜給	金壹萬八千貳拾八圓 (減壹萬六千五百拾九圓)
第二項 需用費	金千七百八拾七圓 (減參千七百拾四圓)
第五款 青年學校費	金五萬四千九百貳拾五圓 (增五萬四千九百貳拾五圓)
第一項 青年學校費	金貳萬七千四百拾四圓 (增貳萬七千四百拾四圓)
第二項 女子青年學校費	金貳千八百五拾六圓 (增貳千八百五拾六圓)

昭和三項 商業專修青年學校費 金九千參百四拾四圓 (增九千參百四拾四圓)

第四項 工業專修青年學校費 金壹萬五千參百拾壹圓 (增壹萬五千參百拾壹圓)

第四款 教育費 金九拾七萬八千四百拾五圓 (增七百八拾壹圓)

第三項 青年學校費 金參千六百八拾圓 (增七百八拾壹圓)

臨時部計金貳百九拾貳萬七千貳百八拾九圓 (增七百八拾壹圓)

歳出合計金五百參拾六萬七千五百貳拾五圓 (增六千七百八拾八圓)

歳入出差引殘金ナシ

【示達】

達甲第二〇號 昭和三項 商業專修青年學校費 助役以下代決事項中改正

昭和三項 商業專修青年學校費 助役以下代決事項中改正

昭和三項 商業專修青年學校費 助役以下代決事項中改正

昭和三項 商業專修青年學校費 助役以下代決事項中改正

【彙報】

町正副總代就任認可

古田町古江 元總代 川本 長藏

古田町南 元副總代 山川 金一

西組 元總代 木村 鹿男

古田町高須 元副總代 岸 安治郎

元副總代 笹口國太郎

◎十月五日左記元町役員

に記念品傳達

藥研堀元町總代 黒川 恕一

元町評議員 河本 光造

元町評議員 竹友 榮松

元町評議員 楠原徳太郎

元町評議員 細川 繼次

◆勞務者輔導學級(東京市)

東京市、文部省共同主催の勞務者輔導學級本年度第二回は十月九日より十二月五日迄二十回王子、品川、城東の三小學校に於いて開催されるが科目及講師は左の如くである

王子學級

日本國民精神 國學院大學教授

文學博士 河野 省三氏

自然科學 理學博士 小泉 丹氏

時事解説 法學博士 米田 實氏

經濟問題 景氣研究所長 勝田 貞次氏

社會問題 東京文理科大學教授 綿貫 哲雄氏

宗教問題 立教大學文學部長 小島 茂雄氏

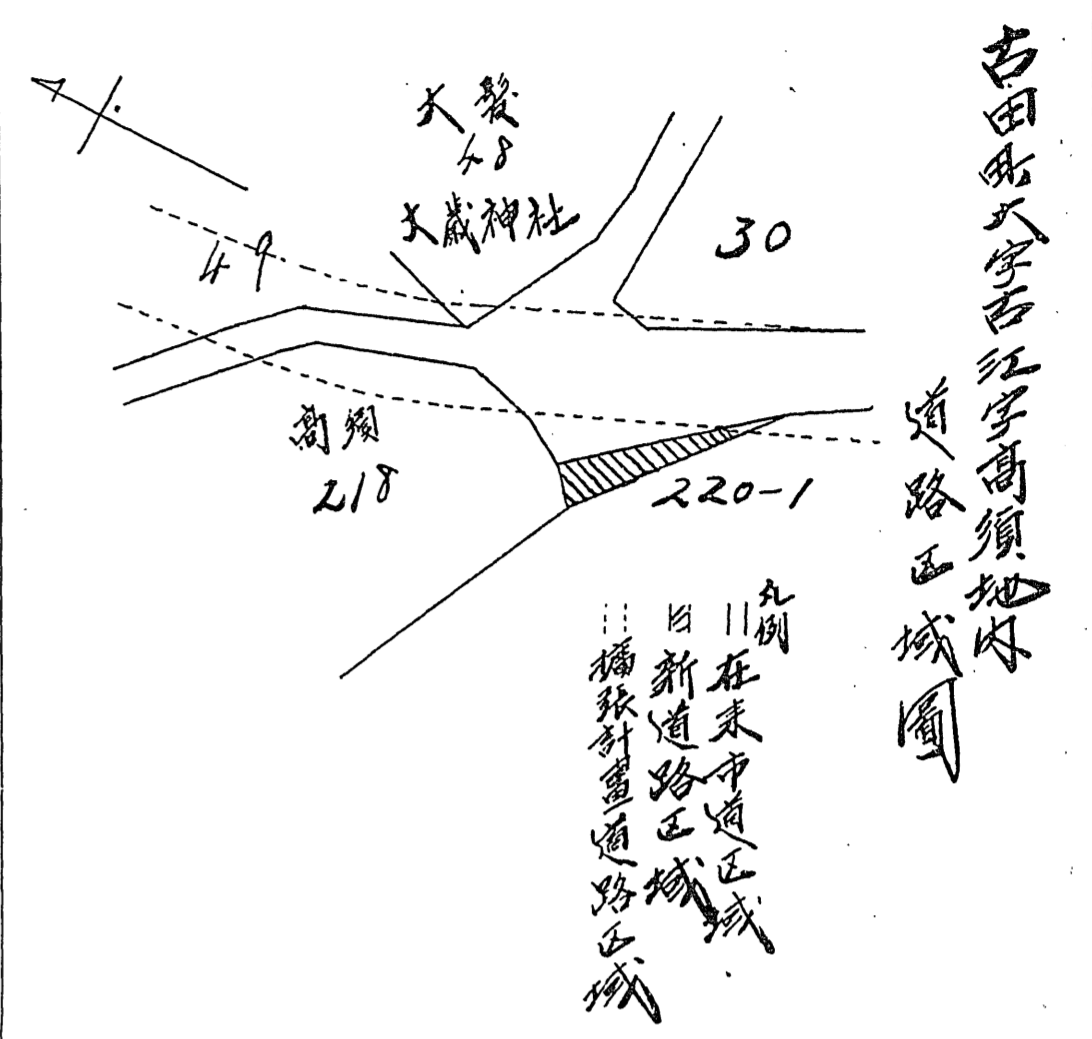
民體體操 日本體育會體操學校教授 赤間 雅彦氏

音樂 東京市王子高等小學校訓導 紺野 五郎氏

品川學級

法律の話 法學博士 孫田 秀春氏

經濟問題 ダイヤモンド編輯主幹 野崎 龍七氏



臨時部計金拾參萬參千八百八拾九圓

歳出合計金拾參萬參千八百八拾九圓

歳入出差引殘金ナシ

◎廣島市告示第一一三號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十月十六日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第七款 國庫補助金 金貳萬五千圓

第一項 國庫補助金 金貳萬五千圓

第二項 雜收 金五百五拾四圓

第十三款 市債 金拾九萬九千九百圓

第一項 市債 金拾九萬九千九百圓

第十五款 負擔金 金壹萬參百四拾八圓

第一項 受益者負擔金 歳入合計金貳拾參萬五千八百貳圓

歳出臨時部 金五百參拾四圓

第十三款 公債 金貳拾參萬五千貳百六拾八圓

第一項 失業應急事業費 金貳拾參萬五千貳百六拾八圓

臨時部計金貳拾參萬五千八百貳圓

歳出合計金貳拾參萬五千八百貳圓

歳入出差引殘金ナシ

◎廣島市告示第一一四號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十月十六日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第十一項 雜收 金千五百五拾貳圓

第二項 雜入 金千五百五拾貳圓

第十三款 市債 金九萬六千圓

第一項 市債 歳入合計金九萬七千五百五拾貳圓

歳出臨時部 金參百參拾壹圓

第十三款 公債 金參百參拾壹圓

第一項 利率 金九萬七千貳百貳拾壹圓

第十五款 寄附費 金九萬七千貳百貳拾壹圓

臨時部計金九萬七千五百五拾貳圓

歳出合計金九萬七千五百五拾貳圓

歳入出差引殘金ナシ

◎廣島市告示第一一五號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ

昭和三項 商業專修青年學校費 助役以下代決事項中改正

昭和三項 商業專修青年學校費 助役以下代決事項中改正

◆中小工業者懇談會 (東京市)

東京市商工業振興調査會では十月四日午後二時日比谷公園鶴水に於て中小工業者の實狀を聴く會を開催、工業に關する特別委員會から上野委員長以下各委員、業者側約二十名並に警視廳より鈴木工場課長、金井調停課長、北村労働課長、協同會より町田労働課長の四氏が臨席した。

業者側よりの出席者は機械具工業、メリヤス機械、自動車部品、自動車、鐵工業、珪瑯鐵器、電球、硝子、石鹼、セルロイド、メリヤス、玩具、ゴム、印刷製本等の業者代表者で、一、受託實狀と希望、一、人事の實狀、一、財務の實狀と希望

本市畜産業

本市畜産業に牧畜に關しては夙に之れが奨励をなし着々其の發展を促したのであるが現在に於いては多數の産牛兼搾乳業者があり之が昭和九年中の成績は次の通である。

(生産數)

牛 百七十七頭

豚 三百五十一頭

山羊 三十七頭

家禽 八萬三千八百三羽

搾乳量 四千三百八十九石 (牛乳價額十七萬五千五百六十圓)



### 刑余者の救の家 「宇品寮」と保護會館落成式

十月十五日在廣名士多數參列  
盛大に舉行さる

氣毒な刑余者達を保護するため  
の社団法人廣島縣聯合保護會の保  
護會館並に保護收容所「宇品寮」の  
落成式は十月十五日午前十時から  
新館前廣場で霜山控訴院長、豊田  
檢察長、松田地方裁判所長、富島  
辯護士會長、在野法曹團の人々を  
始め、鈴木知事、横山市長、塚原  
文理科大學長、岡上廣高校長、鈴  
木第五師團法務部長、田部中將、  
島津農工銀行頭取等二百五十名列  
席のもとに舉行されたが式は淨寶  
佛教管絃團の序奏音楽、永井建子  
氏指揮の「天空快調」の奏樂にはじ  
まり廣島刑務所、吉留主任の閉式  
の辭、國歌斉唱、聯合保護會長帆  
高檢事正の式辭、吉留主任の事務  
報告のち表彰式に移り  
建設功勞者飛鳥文吉、吉原敏、  
中村友一、増谷宗太郎、須賀芳

### 職業紹介事務打合せ

十月七、八の兩日岡山市で開催

岡山市地方職業紹介事務局主催に  
かゝる管内職業紹介事務打合せは  
中央職業紹介事務局武島事務官、  
並川岡山縣事務局長の臨席のもと  
に職業紹介所員約百名出席、十月  
七、八の兩日岡山市商工獎勵館に  
於いて開催されたが第一日は午前  
十時開會、赤松岡山市地方職業紹介

一、少年職業紹介に関する件  
一、除隊兵職業紹介に関する件  
一、非常災害時に於ける労働需給  
の調節に関する件  
一、職業紹介所の内容充實に關す  
る件  
一、移動職業紹介に関する件  
一、外地に對する職業紹介に關す  
る件  
一、労働事情其の他調査を厳にす  
るの件

### 尋常小學卒業 兒童の志向調べ

近年尋常小學卒業  
兒童の直ちに職業に  
従事し實社會に出る  
もの多之又中等學校に入學するも  
實業學校に進むもの次第に増加の  
傾向にあり先進都市に於いては既  
に早くからこの社會の要求に應ず  
る爲め實業學校の増設をなすと同  
時に小學兒童の職業教育に就いて  
は最も重視して職業教育に必要な  
設備を極力完備し階級版、タイプ  
ライター、速記、自轉車その他種  
々なる職業教育を施して居るので  
あるが、本市に於いてもやはりこ  
の傾向がうかがはれる

職業従事者	計	男	女
一昨年度	117	68	49
増減	△11	△6	△5
本年	128	74	54
計	245	142	103

### 職業従事兒童 年々増加の傾向!

職業従事者	計	男	女
一昨年度	117	68	49
増減	△11	△6	△5
本年	128	74	54
計	245	142	103

〔注意事項〕  
一、國庫補助金に關する件  
一、就職者の汽車、汽船賃割引證  
に關する件  
一、失業應急事業に於ける労働紹  
介に關する件  
一、統計報告に關する件  
〔聴取事項〕  
一、職業紹介町村聯絡狀況  
一、各地に於ける労働需給上特に  
著しき新傾向

大芝小學校創立十周年記念式  
は十月十二日午前十時から同校  
講堂に於いて横山市長、松坂市  
會議長その他多數の來賓並に職  
員、生徒、保護者列席のもとに  
左記式次第により進められ正午  
終了、直ちに同校保護者會主催  
によつて祝賀會を開催極めて盛  
會であつた

### 國防婦人會評議員會

十月十五日借行社で  
開催  
國防婦人會評議員會は十月十  
五日後二時から借行社に於い  
て開催、評議員六十名出席、役  
員全部の再選を決定したほか左  
記事項に就いて協議し午後五時  
散會した

て調べるに四九名増加し男女とも  
増して居る、而して卒業兒童に對  
する職業従事兒童の比率は一昨年  
は七七%であり昨年は八六%で  
増加の傾向相當甚だしいものがある  
、高等小學校入學者は昨年は一昨  
年より一八名減少して居るが男兒  
二、九一五で一昨年より六名の減  
少を示して居る、中學校、高等女  
學校入學者は昨年度は一昨年度よ  
り八六名の増加を示し其の年度の  
全卒業兒童に對する比率は一昨年  
は二五%で昨年は二六四%であ  
り相當増加の傾向を示して居るが  
中學校、入學者のみに就いて見る

### 漁業組合同規約例解説(一)

昭和八年法律第三十三號を以つ  
て、漁業法が改正され、漁業組合  
に關する制度に一大革新が行はれ  
たことは既に知る所であるが、續  
いて昭和九年勅令第二百三十二號  
を以つて漁業組合令が改正され、  
其の他に關聯する勅令、省令、  
通牒等が發せられ、昭和九年八月  
一日から一齊に施行せられたので  
ある、而して漁業法の改正で漁業  
組合は次の六種となつた  
一、従来の漁業組合  
二、保護責任漁業組合  
三、無責任漁業組合  
四、有限責任漁業協同組合  
五、保護責任漁業協同組合  
六、無限責任漁業協同組合  
又漁業組合聯合會は次の三種とな  
つたのである  
一、従来の漁業組合聯合會(昭和

一昨年より三名を減じて居る、  
この統計に關する限りに於いては  
高等女學校入學者は非常な増加の  
傾向にあるものと云ふことが出來  
る、實業學校入學者は昨年は一昨  
年より一八名減少して居るが男兒  
だけに就いて見るに一四名増加し  
て居る、近年東京市など大都市に  
於いては中學校高等女學校の入學  
者より實業學校入學者が激増して  
居るのであるが本市に於いては女  
兒に關する限り反對現象を示して  
居ることは注目せらるべきである

協同組合同規約  
第一章 總 則  
第一條 本組合ハ漁業權入漁權ヲ  
取得シ及漁業權ノ貸付ヲ受ケ並  
ニ組合員ノ漁業及其ノ經濟ノ發  
達ニ必要ナル共同ノ施設ヲ爲ス  
ヲ以テ目的トス  
之は漁業組合の目的を規定した  
ので漁業組合は此の目的の範圍内  
で權利を有し義務を負ふことがで  
きるのである、従つて此の目的に  
含まれない事項に就いては法律上  
漁業組合の行爲として認められな  
いのであるから注意せねばならぬ  
此の規約例では漁業法第四十三  
條第二項に規定された漁業組合の  
目的全部を掲げたのであるから、  
之れ以上に擴張して規約に規定す  
ることの出来ないのは勿論である  
が、之よりも少くして其の組合で  
必要な事項だけを規定することは  
差支ないのである、例へば當該組  
合では漁業權のみを取得し、入漁  
權を取得せず、漁業權の貸付を受  
けないならば其の事項を除けばよ  
いのである、併しながら「組合員  
の漁業及其の經濟の發達に必要な  
共同施設を爲すこと」は、漁業  
協同組合の生命とも言ふべき大切  
なことであるから、之を省くこと  
のできなないのは勿論である  
漁業組合の目的は廣く規定して  
置くことが安全であるから本條は  
漁業法の規定通り記載したのであ  
る  
本條は漁業組合令第十二條第一  
項第一號で規約に必ず規定せねば  
ならぬことになつて居る  
第二條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フ

一、在管現役軍人慰問會に關  
する件(愛國婦人會と共同  
にて來月十七日開催)  
一、國防婦人會總會開催に關  
する件(十一月中旬頃開催)  
一、映寫會(十月二十四日か  
ら開催)  
一、抜毛の件  
一、慰問袋の件  
赤十字病院建設に伴ふ  
日本赤十字社  
廣島市委員部  
當市に建設する赤十字病院  
建設費の一部を市民各位の御入  
社に依る出資を以つて充足すべ  
く去る五月より社員募集に着  
手したが關係委員各位の熱誠な  
援助と市民各位の理解に依り  
新に社員として加入を得たり  
或は既に社員たる各位が進んで  
第二次の出資をなさるる等著  
好結果を見つゝあるが畢竟本  
業が報國恤兵に一大國家奉仕  
あり博愛慈善の一大社會奉仕  
の故であつて寔に感激に堪え  
ない處である、然し尙ほ豫定金  
額に對してはかなりの距りあり  
更に大方各位の御援助を希望し  
て止まない次第である  
因みに主なる出資者を示せば  
次の如くである  
佩有功章社員芳名  
(自昭和十年五月一日  
至同 年七月卅一日)  
(金壹千圓餘出)  
翠 柳 野 平 源 藏 殿  
上 柳 野 津 需 吉 殿  
職 町 佐 藤 誠 之 助 殿

戸籍表 (九月分)
Table showing population statistics for various categories including birth, death, marriage, divorce, and migration. It is divided into '本籍人' (Native-born) and '非本籍人' (Non-native-born) sections.

戸籍事件表 (九月分)
Table detailing household registration events such as births, deaths, marriages, and divorces, along with associated fees and administrative notes.

Table listing names of individuals and their corresponding registration details, organized by district or town.

司法保護事業研究会第七回總會
十月十六、十七日
教育會館に於いて開催
廣島控訴院管内司法保護事業研究会第七回總會は十月十六、十七の二日教育會館に於いて舉行され...

教化強調週間の實施
例年十月三十日より一週間の之を實施し適當なる施設をなしたるものであるが現下の重大時局に鑑み一と、なつた
後直ちに就職せしめ能はざるも多し是等の被保護者に對し就職せしめ能はざるもの多し是等の被保護者に對し就職までの期間如何なる方法を講ずべきや...

- 實施要綱
一、期間十月三十日より十一月五日迄七日間
二、指導要目
1 聖訓を奉讀し彌々國體精華の發揚、國民精神の作興に努むること
2 國民各自智徳の修養に努め更に深く責務を省み奮勵努力其の生活の充實向上を期せしむること
3 協力一致の精神を涵養し社會生活の本義に稽へ國家公共奉仕の實を擧げしむること
三、實施要目
第一日(十月三十日)勅語奉讀日
教育勅語の御聖旨を奉讀し宏遠なる皇國精神に鑑み益々皇威の發揚に努むること
(例)
1 教育勅語奉讀式の舉行
2 教育勅語に關する講演會の開催
3 小學校に在りては教育勅語の謹書をなすしめ且訓話をなす
第二日(十月卅一日)經濟生活日
經濟生活の改善は國民更生の基礎をなすものなれば先づ豫算生活の確立を期すること
(例)
1 十一月一日よりは豫算生活の計畫を樹つ
2 物品の購入は現金制度
3 收支の記簿勵行
第三日(十一月一日)健康増進日
精神の作興と身體の剛健とは互に密接不離の關係に在り即ち積極的に健康の増進を圖ること
(例)
1 市町村民の體育大會開催

- (例)
1 明治神宮遙拜式の舉行
2 明治大帝御聖徳に關する講話會の開催
3 廣島市に在りては大本營駐並比治山舊御便殿に參拜
第六日(十一月四日)社會奉仕日
共存共榮の本義に則り社會連帶の觀念に立脚して大に社會奉仕の實を擧げしむること
(例)
1 各町に於ける道路の手入
2 神社、佛閣、小學校、會館(俱樂部)等の修繕奉仕
3 社會の爲進んで分に應ずる出捐奉仕
第七日(十一月五日)一致協力日
現下我國の實情は國民が一層一致協力して新興日本の建設に努むること
(例)
1 部落共同作業實施計畫の樹立
2 共同貯金の實施

Table listing names of individuals and their corresponding registration details, organized by district or town.



### 廣島港輸出入貨物統計 (昭和十年八月)

品名	單位	數量	價格	主要仕向地
植物及動物	百斤	三三	三三	關東州
穀類、穀粉、種子	百斤	三九〇	三九〇	關東州、滿洲
飲食物及煙草	百斤	三三〇	三三〇	關東州、滿洲
蔬、藻、菌、海菜	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
昆布	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
海苔	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
味噌	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
清涼飲料水	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
罐詰	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
罐詰酒	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
其他	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
油脂蠟、同製品	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
藥材	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
染料、顏料、塗料	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
絲、繩、其、他	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
麻、糸	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
其他糸類	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
打、綿、及、他	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
其、他	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支

### 廣島港輸出入貨物統計 (昭和十年八月)

品名	單位	數量	價格	主要仕向地
布疋及同製品	方碼	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	關東州、滿洲、北支
綿織物	方碼	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	關東州、滿洲、北支
人絹織物	方碼	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	關東州、滿洲、北支
ボロ織物	方碼	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	關東州、滿洲、北支
タテ織物	方碼	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	關東州、滿洲、北支
蒲団	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
漁網	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
綿袋	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
衣類及附屬品	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
靴	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
足袋	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
スリッパ	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
運動靴	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
草履	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
其他履物	打	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
紙、パルプ、同製品	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
包裝用紙	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
其他紙類	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
書簿及雜誌	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
其他印刷物	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
セメント袋	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
其他紙製品	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
礦物及同製品	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支
陶磁器及硝子類	百斤	一〇	一〇	關東州、滿洲、北支

### 寄留事件表 (九月分)

種別	寄入			寄出		
	件數	他縣男	他縣女	件數	他縣男	他縣女
寄留	四	三	一	一	一	一
轉寄	四	三	一	一	一	一
退去	四	三	一	一	一	一
抹消	四	三	一	一	一	一
復歸	五	四	一	一	一	一
轉寄	五	四	一	一	一	一
寄留	五	四	一	一	一	一
第十一條用紙	七	六	一	一	一	一
總計	一、六二四	一、五一三	一、〇七三	一、六二四	一、五一三	一、〇七三

### 上水道水質検査成績 (五月分)

検査場	試験回数		温度		濁度		臭度		色度		pH		その他	
	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高
田川取水	一〇	一〇	一六	一六	一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
沈澱池	一〇	一〇	一六	一六	一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
濾過池	一〇	一〇	一六	一六	一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
濾過井	一〇	一〇	一六	一六	一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
浄水池	一〇	一〇	一六	一六	一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
給水栓内	一〇	一〇	一六	一六	一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

Table of Main Imports (主要輸入品) with columns for item name, unit, quantity, and price. Items include various types of rice, flour, and other goods.

Table of Main Exports (主要輸出品) with columns for item name, unit, quantity, and price. Items include various types of rice, flour, and other goods.

廣島港外國貿易統計 (昭和十年)

Table of Hiroshima Port Foreign Trade Statistics (August 1931) showing import and export values for various categories.

十月十一日縣告示を以て度量衡器及計量器第一種取締の執行區域、日時、場所を下記のとおり定められたるから業務上の取引又は證明の爲に使用する度量衡器及計量器は總て洩れの無いやうに提出して検査を受けなければならない。

度量衡器及計量器第一種取締執行の受付時間 (受付時間) 午後九時より午後二時まで。各町、村、支庁の検査場所と検査日を示す。

# ていつに簿名人舉選

各種議員選舉の

名簿を調製中

本年九月十五日現在に於て本市に居住せし帝國臣民たる男子に付其の年齢と居住期間其の他を調査し目下衆議院議員、縣會議員、市會議員の選舉人名簿を調製中なり

名簿登録資格の

問合せに應ず

右名簿登録資格の有無に付調査の結果を十月中毎日午前八時より午後四時迄の間市役所選舉係に於て一般の問合せに應じ若し調査に脱漏誤謬あるときは正當に處理す

選舉人名簿を

縦覽に供す

十一月五日より同十九日迄十五日間毎日午前九時より午後四時迄市役所に於て右の名簿を關係者の縦覽に供す此の名簿縦覽中に限り異議申立を爲さば名簿を修正し得

衆議院議員選舉

明年に迫る

選舉人名簿に登録せられざる者は投票を爲し得ざるを以て此の際は是非資格の有無を問合せ又は名簿を縦覽ありたし、明年の衆議院議員選舉には本年調製の名簿を使用す

番〇〇三五(表代)話電 所 役 市 島 廣